平成28年第394回定例会

矢吹町議会会議録

平成28年3月4日 開会 平成28年3月14日 閉会

矢 吹 町 議 会

平成28年第394回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名2
職務のため出席した者の職氏名2
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
会議録署名議員の指名
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
諸報告
監査報告5
組合議会報告 5
会期外付託案件調查報告 8
議員派遣報告 12
町政報告並びに施政方針・・・・・・13
報告第1号の上程、説明、質疑
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
議案の上程、説明(議案第3号~議案第37号)26
散会の宣告····································
第 2 号 (3月7日)
議事日程······35
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
職務のため出席した者の職氏名 36
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一般質問······37
熊 田 宏 君
大 木 義 正 君48

薄 葉 好 弘 君
藤 井 精 七 君
会議時間の延長・・・・・・・7 5
一般質問(続き)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
安 井 敬 博 君
散会の宣告····································
第 3 号 (3月8日)
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
本日の会議に付した事件・・・・・・85
出席議員
欠席議員
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ····································
職務のため出席した者の職氏名
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
鈴 木 隆 司 君
吉 田 伸 君
青 山 英 樹 君
総括質疑・・・・・・1 1 8
議案・請願・陳情の付託・・・・・・・119
散会の宣告····································
第 4 号 (3月14日)
議事日程
本日の会議に付した事件・・・・・・・121
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
職務のため出席した者の職氏名
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2 3
議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2 3
議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第15号、第16号、第17号、
第18号、第19号、第20号、第21号、第22号の委員長報告、質疑、討論、採決123
議案第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、請願第1号、陳情第1

号、第3号、第6号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決
陳情第2号、第4号、第5号、第7号の委員長報告、質疑、討論、採決 140
議案第23号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号
の委員長報告、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・ 142
議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号の委員長報
告、質疑、討論、採決
会議時間の延長・・・・・・・・・150
日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決····································
議員の派遣について・・・・・・165
町長発言
議長発言
閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 6 6
署名議員

平成28年3月4日(金曜日)

(第 1 号)

平成28年第394回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年3月4日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(専決第1号 中町第二災害公営住宅建築工事請負契約の 一部変更について)

日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 平成27年度矢吹町一般会計 補正予算(第5号))

日程第 7 議案の上程

議案第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号 (町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安	井	敬	博	君	2番	薄	葉	好	弘	君
3番	加	藤	宏	樹	君	4番	佐	藤	幸	市	君
5番	鈴	木	隆	司	君	6番	青	Щ	英	樹	君
7番	竹	元	孝	夫	君	8番	大	木	義	正	君
9番	熊	田		宏	君	10番	栗	崎	千石	弋 松	君
11番	角	田	秀	明	君	12番	吉	田		伸	君
13番	柏	村		栄	君	14番	藤	井	精	七	君
15番	鈴	木	_	夫	君	16番	諸	根	重	男	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野	崎	吉	郎	君	副	H	丁	長	渡	邊	正	樹	君
教 育 長	栗	林	正	樹	君	代表	表監	查季	員	佐	藤	昇	_	君
企画経営課長	阳	部	正	人	君	総	務	課	長	藤	田	忠	晴	君
税務課長	三	瓶	貴	雄	君	町月	民生	活訬	長	氏	家	康	孝	君
保健福祉課長	泉	Л		稔	君	兼昂	農業	興調 委員 局	会	佐久	間	_	幸	君
都市建設課長	福	田	和	也	君	上-	下水	道護	長	小	針	良	光	君
教 育 次 長 兼 学校教育課長	佐	藤		豊	君			ぎ 理 内 室		白	坂	惠	悟	君
生涯学習課長 兼中央公民 館 長	梅	原	喜	美	君									

職務のため出席した者の職氏名

 議会事務局長 水
 戸
 邦
 夫
 主任主査兼 次
 角
 田
 哲
 也

◎開会の宣告

○議長(諸根重男君) 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第394回矢吹町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(諸根重男君) これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(諸根重男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 安 井 敬 博 君

2番 薄 葉 好 弘 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(諸根重男君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番(熊田 宏君) 議場の皆さん、おはようございます。

第394回矢吹町議会定例会が、本日3月4日に招集となりましたので、それに先立ちまして3月2日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議をさせていただきました結果、会期を本日3月4日から3月14日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は37件であります。そのうち専決処分による報告1件及び承認の1件については、全体審議といたします。次に、条例の廃止が1件、一部改正、整備・整理による条例改正議案14件、条例の制定による議案が4件及び基本構想等まちづくり総合計画策定による議案が1件、そして2月26日までに受理しました請願1件、陳情8件につきましては、その所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、7件の補正予算及び8件の当初予算関係議案については、運営基準に基づき、それぞれ一般会計と特

別会計に分けて、第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。 なお、各委員会の付託は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してある各日程表のとおりであります。

第1日目、本日の会議では、監査委員、特別委員会などの諸報告の後、町長からの町政報告及び施政方針があり、続いて報告1件、承認1件を全体審議として採決いたし、日程第7で、議案第3号から第37号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

2日目の3月5日、3日目の6日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

4日目の3月7日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

5日目の3月8日火曜日も、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案、陳情の付託をいたします。

6日目の3月9日水曜日は、午前10時から各常任委員会を開催いたします。そして、午後1時からは第1、 第2予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

7日目の10日木曜日も、水曜日に引き続きそれぞれ午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

8日目の3月11日金曜日については、報告書作成のため休会といたします。

9日目の3月12日、10日目の13日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

11日目の3月14日月曜日は、午後1時から各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、本定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開かせていただき、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、今定例会は、我々在職議員の任期最後となる定例会でもあります。

よって、恒例により最終日、本会議終了後午後6時から「いやさか」において、町執行部の皆さんとの懇親 会を開催させていただきますので、皆様のご参加をよろしくお願いいたしまして報告といたします。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

○議長(諸根重男君) お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日3月4日から3月14日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月4日から3月14日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長(諸根重男君) 日程第3、これより、諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会、福島県町村議会議長会平成27年度第2回定期総会における議案書等の写し及び請願、陳情文書表、特別委員会調査結果報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの12月定例会において議決されました発議第9号 公立小・中学校の教職員数の充実、確保を求める意見書につきましては、平成27年12月8日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長(諸根重男君) これより、例月出納検査の結果について代表監査委員から報告を求めます。 代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監查委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員(佐藤昇一君) 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成27年度11月分を12月24日に、12月分を1月25日に、1月分を2月23日に、それぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成27年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月27日に行いました。 検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出 納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、 適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長(諸根重男君) 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長(諸根重男君) 次に、平成27年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が、平成27年12月24日 に開催されました。さらに、平成28年第1回定例会が去る2月26日に開催されましたので、その結果について報告させていただきます。

それでは、初めに、お手元に配付いたしました平成27年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会の 開催結果でありますが、本定例議会に提案されました議案は5件、報告が1件であります。

議事日程に先立ち、西郷村、中島村及び泉崎村議会議員の改選により、新たな組合議員の紹介が行われました。日程に入り、初めに白河市高橋議長から新たな組合議員の議席の指定があり、続いて副議長の選挙が行われ、組合議会申し合わせ事項から、西白河地方町村議会議長会の会長である私が、指名推選により組合議会の副議長に就任することとなりました。

そして、議案の審議においては、最初に、議案第10号 白河地方広域市町村圏整備組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例でありますが、本案は被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例を整理する所要の改正であり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 白河地方広域市町村圏整備組合廃棄物処理施設整備基金条例でありますが、本案は、ご み焼却施設、埋め立て処分場及びし尿処理施設の整備に要する経費に充てる財源を目的とする基金を設置する ものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 決算の認定についてでありますが、本案は、平成26年度一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されたものであります。平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計の歳入歳出決算書によれば、歳入予算の収入済み総額が39億8,431万6,155円に対し、歳出予算の支出済み総額が36億7,059万2,920円で、歳入歳出差し引き総額は3億1,372万3,235円の黒字による決算となりました。

なお、差し引き総額3億1,372万3,235円については、翌年度に繰り越すということで、原案のとおり認定されました。

詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

次に、議案第13号 平成27年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,821万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億1,817万円とするもので、あわせて、塙分署に配置の小型水槽つき消防ポンプ、そして白河消防署及び矢祭分署に配置する高規格救急自動車の購入額の決定に伴い、地方債の限度額を1,360万円減額補正するものであり、原案のとおり可決されました。

なお、歳入歳出補正予算の主な内容については、配付しました資料のとおりであります。

次に、議案第14号 平成27年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は既定の収益的収入予定額から1,537万9,000円を減額し、収益的収入予定総額を11億6,989万4,000円とするもので、さらに、既定の収益的支出予定額からは816万7,000円を減額し、収益的支出予定総額を10億8,230万6,000円とするものであります。

あわせて、資本的収支不足額の補塡財源の内訳内容を変更するとともに、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、職員給与費を751万6,000円減額するものであり、原案のとおり可決されました。

最後に、報告第3号 平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合継続費精算の報告についてでありますが、 本件は西白河地方クリーンセンターの中央監視データ処理装置及び自動燃焼制御装置更新工事の継続費に係る 継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その継続費の精算について議会に 報告されたものであります。

なお、詳細については、お手元に配付のとおりであります。

続いて、平成28年2月26日に開催されました平成28年第1回定例会についてでありますが、提案された議案は9件であります。議事日程に先立ち、棚倉町議会議員の改選により、新たな組合議員の紹介があり、日程の中で議長から新たな組合議員の議席の指定があり、引き続き議案の審議が行われました。

最初に、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でありますが、本案は行政 不服審査法の抜本的な改正による施行に伴い、関係条例の整理を行うため所要の改正をするものであり、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第2号 地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例でありますが、本案も、上位法である地方公務員及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の 施行に伴い、関係する条例の整理を行うため所要の改正をするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白河地方広域市町村圏整備組合行政不服審査法施行条例でありますが、本案も、行政不服審査法の施行に伴い、白河地方広域市町村圏整備組合行政不服審査会の設置と、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため制定するものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 白河地方広域市町村圏整備組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でありますが、本案は、職員の特殊勤務手当の支給に関する事項を追加するため所要の改正をするものであり、あわせて、当該条例の改正に伴い、議案第5号 白河地方広域市町村圏整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の提案に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給範囲及びその支給額に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第4号及び第5号のいずれの提出議案も、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白河地方広域市町村圏整備組合火災予防条例の一部を改正する条例でありますが、本案は対象火気設備等の位置、構造、管理並びに器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、既定の条例に定める火を使用する設備の位置、構造及び管理基準等について所要の改正をするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成27年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算(第2号)についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ198万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億1,618万6,000円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成28年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計予算についてでありますが、本案は、 予算総額を38億1,732万1,000円とするもので、あわせて地方債及び一時借入金の最高額を定めるものでありま す。予算総額は前年度より0.72%の増額となっております。審議の結果、原案のとおり可決されました。

最後となりますが、議案第9号 平成28年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計予算についてでありますが、本案は、平成28年度の収益的収入予定総額を12億407万円とし、収益的支出予定総額を10億3,774万円とするものであります。

また、資本的収支予定額では、収入予定総額を640万9,000円とし、支出予定総額を3億7,097万8,000円と定め、支出予定総額に不足する額の3億6,456万9,000円は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税資本的収支調整額で補塡するものであり、あわせて議会の議決を経なければ流用できない経費、構成団体からの補助金などが提案されたものであります。審議の結果、異議なく、原案のとおり可決されました。

なお、同様に詳細については、お手元ご配付のとおり、資料をごらんいただきたいと思います。 以上で、組合議員からの報告を終わります。 次に、平成28年2月24日に開催されました福島県町村議会議長会平成27年度第2回定期総会について報告いたします。

総会の議事日程に入る前に、さきの全国町村議会議長会第67回定期総会において、町村議会及び議員による 自治功労者並びに議会広報全国コンクール表彰の各受賞者への表彰伝達が行われ、県下町村議会議長の全員出 席のもと、第2回定期総会が開催されました。

提出議案等の主な内容につきましては、平成27年度第1回定期総会以降、議長会役員の異動報告、平成26年度会務報告及び一般会計歳入歳出決算の認定、そして平成28年度会費分賦収入方法並びに事業計画及び一般会計予算が提出され、それぞれ承認、または原案のとおり可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、私からの報告を終了いたします。

〇会期外付託案件調査報告

○議長(諸根重男君) これより、会期外に継続して行われました特別委員会の調査経過とその最終結果の報告 について、各委員長から報告を求めます。

初めに、議会活性化等調査特別委員会委員長、9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番(熊田 宏君) 矢吹町議会活性化等調査特別委員会最終報告書、議会活性化等調査について(最終報告)。

第370回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました矢吹町議会活性化等調査特別委員会の調査 検討の経過について、矢吹町議会会議規則第77条第1項の規定により、次のとおり最終報告をさせていただき ます。

なお、報告書の1番から5番、及び7番は記載のとおりでありますので、一読をお願いし、割愛させていた だきます。

6、特別委員会設置と経過について。

二元代表制に基づく議事機関として、決定機能及び執行機関への監視機能を担い、町民から一層信頼され負託に応えるため、議会運営と議会活性化を図るため、第370回矢吹町議会定例会で議長を除く15名の全議員で調査特別委員会が設置され、中間報告以下、今日までに特別委員会を29回、さらに、運営委員会を16回開催し、調査検討を行いました。

また、全国でも議会改革に先進的な取り組みを行っている山梨県昭和町議会を調査し、さらに、議会運営委員会による埼玉県嵐山町議会を視察し、議会改革に関する調査を行いました。

本委員会では、これまでの議会改革の取り組みを踏まえた上で、全議員によって議論を重ねながら、町民に 開かれた議会、町民の目線において行動する議会、監視機能、調査機能、政策形成機能を強化することを目的 として積極的に調査、検討しながら、さまざまな議会活性化の取り組みを行い、議会基本条例の全会一致の合 意を目指して協議を進めてきました。

6ページをごらんください。

8、調査結果。(1)議会基本条例制定について。

議会基本条例は、自治に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例となっており、新たに検討を行ってきた事項及び従来から慣行として行っていた事項のほかに、町議会そして議員が、従来の活動にとどまることなく自己の資質向上を図りながら議会改革を推し進め、また、議会の構成員である議員の役割と身分上の位置づけの明確化を図ることが必要と考え、議会の規範とすべき議会基本条例策定に向けた議論を重ねてまいりました。議論の末、矢吹町議会基本条例については、平成27年3月議会で可決し、同年4月1日から施行により、詳細規程等の整備、運用に努めています。

(2) 議会報告会の開催。

議会報告会は、議会活性化の一環として、議会の決定事項に係る町民の知る権利に応え、かつ説明責任を果たす機会と位置づけ、町政の情報を共有するとともに協働のまちづくりの環境整備に資することを目的としています。平成25年5月に第1回の議会報告会を初めて開催し、平成25年度には2回、平成26年度に2回、平成27年度に2回、合計6回開催し、町内の行政区の全てにおいて開催いたしました。また、平成27年度からは、議会報告に加え町民の方との意見交換を行うため、議会報告・意見交換会と改名し開催しております。さらに、ことぶき大学7月本講座においては、議会報告と題し毎年講演を行い、合計3回開催させていただきました。

今後、町民との情報共有を推進するため、議会が直接、議案の審査における議事の経過や結果など、議会と しての考え方を町民に報告し、町民と双方の話し合いの機会をつくり、議会として意思決定の中に町民参加を 進めることが重要であると考えます。

また、今後も議会報告、意見交換会を継続して開催していくために、地域割や運営方法についても検討が必要と考えます。

(3) 議員定数。

議員定数について、密接に関係しているため、本町と類似団体との比較や町民からの意見を踏まえた上で議論を重ねてきました。現状維持や定数削減、双方の意見が出されましたが、議会として議員みずから身を切る 覚悟で議会改革と活性化に取り組んでいることを町民の方に理解していただく観点から、次期改選時より、現数の定数16人から2人減、定数を14人とする合意が図られました。平成26年12月議会において条例の一部改正をし、平成28年の一般選挙から定数を14人に削減としました。

(4) 議員報酬。

議員報酬については、本町と類似団体の議員報酬を比較し「現状維持」、議員の処遇を取り巻く環境は厳しく「増額」の双方意見が出されましたが、当面は現状どおりといたしますが、今後の議会改革を推進していく上で、議論の必要性が出てきた場合、再度検討することといたします。

(5) 政務活動費について。

議会の活性化、議員資質の向上、議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として付与するものと考えています。

これまでの検討の結果、政務活動費の交付等詳細を策定して、その使途に関する透明性確保の説明責任を果たすことを前提に、3月議会定例会において条例を定め、平成28年4月から運用できるよう整備を進めます。

(6) 委員会のあり方。

現在、常任委員会は3つの委員会から構成されており、議員定数と関連しています。前述3のとおり、次期 改選後の議員定数が14人となることから、3つの常任委員会の構成が極めて困難であり、討議できる人数の確 保や充実した審議を行うため、協議検討の結果、2つの常任委員会とすることに決定をいたしました。条例の 改正は平成27年12月議会で提案の上可決し、町部局の組織改編に合わせ、平成28年4月から運用することにな りました。

(7) 通年議会。

1年間を会期とする通年議会(災害などの突発的な事態や緊急の行政課題などに議会が主体となって本会議を開催し、速やかに補正予算などの議案審議を行える)の導入について調査研究を行いながら検討を進めてまいりました。また、地方自治法の改正により、臨時議会の招集権が議長に付与されており、年4回の定例会及び通年議会の開催に当たっては、議会活性化を推進していく中で、今後も引き続き検討していきます。

(8) 一間一答方式。

執行側の反間権付与。本議会での議論をわかりやすくするため、従来の一括質問方式のほかに、一問一答方式の導入について調査研究を行いながら検討を進めてまいりました。また、執行側の反間権付与については、質問の趣旨、内容の確認のみとすることで検討してきました。いずれも、導入時期等については、引き続き検討を進めてまいります。

(9) 議長及び副議長の任期について。

議会の活性化のため、申し合わせ事項として正副議長の任期を2年とすることに全議員で決定されました。

(10) 議会の情報公開について。

議会情報公開充実を図るため、議会だよりは伝わる広報の視点で企画、編集を行います。また、ホームページでは、議会がより身近なものとなるよう議会活動を正確に伝え、議会活動の公開に努めます。

なお、町民に開かれた議会の実現と積極的な情報公開を推進するため、議会中継の外部配信について、平成 28年度から導入に向け、調査検討することとしました。

9、今後の取り組みと対応に向けて。

本特別委員会は、調査検討事項について、これまで議員合意形成に向けた協議を重ねてまいりました。

近年、地方分権改革推進の流れの中で自治体の権限が拡大したことに伴い、議会の役割も大きくなっています。これに対応して、議会改革を積極的に進める議会が多く、そのような議会改革を継続し発展させるため、議会基本条例を制定する自治体がふえており、これまでに山梨県昭和町議会の視察を行い、積極的に議会改革に取り組んでいる姿や議会基本条例制定の経緯について、参加した議員の共通認識を図ることができました。

これまでの先進地の視察、調査検討を踏まえ、本町の議会基本条例の制定や議員定数の削減等の条例改正を行いました。

さらに、町民への議会情報の積極的な発信のため実施した議会報告、意見交換会については、平成25年度の 開催から6回を数え、町内の全行政区で実施され、議会での議論内容の周知や多くの町民から議会、町に対す る意見、要望を聴取の上、町政への反映に貢献することができました。

つきましては、本特別委員会の所期の目的はほぼ達成したと考え、今後は、諸規定の整備やさらなる議会活性化の推進とその運用を図るため、議会運営委員会を中心とした議論を深めていただき、議会の活性化の定着

と推進を期待します。

最後に、御礼を申し上げたいと思います。平成24年6月第1回の会議から、前大木委員長を初めとして、皆 さん活発な意見を出され、非常に有意義な会議であったというふうに思います。

今後も改選後、さらなる活性化が図られることを期待しまして、御礼と希望を申し上げます。

本当にありがとうございました。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 次に、大震災及び原発事故調査特別委員会の報告を求めます。

大震災及び原発事故調査特別委員会委員長、2番、薄葉好弘君。

[2番 薄葉好弘君登壇]

○2番(薄葉好弘君) 皆さん、おはようございます。

私より、大震災及び原発事故調査特別委員会最終報告書を、お手元の資料を報告させていただきます。 大震災及び原発事故調査について(最終報告)。

第370回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました大震災及び原発事故調査特別委員会の調査・研究の経過について、矢吹町議会会議規則第77条第1項の規定により、次のとおり最終報告をいたします。 大震災及び原発事故調査特別委員会最終報告書。1から5と7までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

6、特別委員会の設置と経過について。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所の事故から、早期復旧・復興及び町民救済等を目的として、第370回の矢吹町議会定例会で、議長を除く15名の全議員で調査特別委員会を設置しました。平成24年6月18日に設置され、上記目的を達成するため、課題の整理及び具体的な対応策に関する調査、研究活動のため、委員会を8回開催するとともに、現地視察を4回実施しました。

本特別委員会では、東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別委員会の最終報告書を踏まえ踏襲しながらも、重要度、緊急性を考慮し協議を進めてきました。

- 8、調査結果。
- (1) 米の全袋検査調査について。

JA白河三神支所で行われている米の全袋検査状況について、ベルトコンベヤー式の放射性物質調査機器に よる検査の概要と全量全袋検査の方法と流れ、人員体制等について説明を受けた。現場を視察することによっ て、全量全袋検査の実態、課題を含めて多くのことを知ることができた。現場を見て説明を聞いて議論するこ とで、理解を深めることができた。

(2) 川俣町山木屋地区除染モデル実証事業の仮置き場現地視察。

仮置き場の現地でのその構造を確認するほか、サーベイメーターを用いて空間線量率の測定を行い、除去物の周りに置かれた汚染のないフレキシブルコンテナバック入り土壌で、十分な遮蔽効果があることを確認した。 また、仮置き場の構造についても、ガイドラインに準じた安全性を担保する設備の設置状況等を確認した。

(3) モデル除染実施状況及び仮置き場予定地調査。

モデル除染実施状況及び仮置き場予定地を調査し、今後の生活圏等の除染事業及び田内、柿の内地区の仮置き場の周辺環境を確認することによって、町民等が望む生活環境が回復するのかを判断するため実施した。

(4) 災害対応マニュアル。

東日本大震災を教訓に、本町において地震等の災害が発生したときに、矢吹町災害対策本部と連携し、災害 対策活動を支援するとともに、議員みずから迅速かつ適正な対応を図るため、災害時議員行動マニュアルにつ いて協議を行い、必要な事項について定めた議会災害対策本部設置要綱を策定した。

(5) 放射能除染から生じた可燃性廃棄物の焼却処理状況の現地調査。

伊達地方衛生処理組合における仮設焼却炉施設の放射線除染から生じた可燃性廃棄物の焼却手順や焼却施設の安全、環境対策の状況等について現地調査を行った。現段階における焼却施設の処理状況や施設の安全管理 体制、排ガスのばいじん対策による環境保全について、焼却施設の概要説明及び現地確認を行いました。

9、今後の取り組みと対応に向けて。

東日本大震災から5年、本特別委員会を設置して約4年が経過しようとしている。その間の取り組みは前述のとおりであり、町民の安全と安心、町民救済のため今後も継続する必要がある。

また、本町議会として、「国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書」を政府関係機関に提出するなどの動きを行った結果、特定原子力損害に係る損害賠償請求権の短期消滅時効期間を10年延長する法律が成立する成果があった。

今後は、執行機関及び近隣自治体議会と連携を図り、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回に向けた、国・県に対する要望活動を進め、東京電力に対する賠償請求の早期実現に向けた取り組みを進める必要がある。

なお、本町では生活圏での除染が終了しつつあり、今後は中心市街地の復興、防災体制の再構築及び災害公営住宅の建設によって、町民が安全で安心で暮らせる環境が整いつつある。そのような中、本町議会としても 災害時に速やかに対応するため、矢吹町議会災害対策本部設置要綱(災害時議員行動マニュアル)に基づく大 地震を想定した参集訓練等を実施し、町民の安全・安心のための努力を継続する仕組みを構築する必要がある。 このような状況から、原子力損害賠償等の課題がまだ残るため、本特別委員会を改めて設置し、今後も継続 して調査、検討する必要があると考える。

以上、大震災及び原発事故調査特別委員会の最終報告書であります。

特別委員会には、議員の皆様に大変ご協力いただきまして、ありがとうございました。私も鈴木隆司前委員 長から引き継ぎまして、何とか2年間委員長をさせていただきました。

以上をもちまして最終報告といたしますので、皆様に御礼申し上げて報告といたします。 ありがとうございました。

○議長(諸根重男君) 以上で、特別委員会からの報告を終結いたします。

◎議員派遣報告

○議長(諸根重男君) 次に、会議規則第122条第1項の規定により議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

(午前10時43分)

○議長(諸根重男君) それでは、再開いたします。

(午前10時53分)

◎町政報告並びに施政方針

○議長(諸根重男君) 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。 町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 議場の皆さん、改めましておはようございます。

第394回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、諸根議長を初め、議員の皆様に感謝を申し上げます。 それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第394回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので ご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてでありますが、災害公営住宅整備事業につきましては、町内全体で52戸の建設を進めております。中畑公民館脇の中畑地区4戸については、昨年7月末に工事完了、8月初旬より入居受付を開始し、現在、2世帯が入居しております。旧円谷呉服店跡地の中町第一地区14戸については、1月末に工事が完了し、現在、4世帯の入居が決定し、2月12日より順次入居を開始しております。

なお、中畑地区、中町第一地区の空室については、随時、入居募集及び受付を行ってまいります。

旧商工会館跡地の中町第二地区23戸については、昨年3月に工事を着手し、現在、内外装及び設備工事を施工中であります。

山口靴店跡地の中町第三地区11戸については、昨年8月から工事を着手し、現在、屋根工事、木工事を施工中であります。昨年秋の長雨及び1月の二度にわたる降雪により、工程に若干のおくれが生じておりますが、できるだけ早期の完成を目指し事業を推進してまいります。

また、今後完成する2地区についても入居説明会及び内覧会の実施等、スムーズな入居開始に向けた準備を 進めてまいります。

次に、除染関係についてでありますが、堰の上仮置場につきましては、2月18日時点で仮置場内全12ステージのうち11ステージで搬入・保管が完了しており、残り1ステージの保管業務を鋭意施行中であります。

矢吹地区の住宅除染につきましては、北町から新町地区及び大池から田町地区432カ所が完了し、中畑1次地区である西長峰、東長峰、松房、松倉、上敷面、諏訪清水地区の住宅除染につきましては、74カ所が完了いたしました。

また、中畑2次地区の弥栄、文京町、大久保、根宿、中畑、中畑南、鍋内、寺内西、寺内南、寺内東、寺内、 平鉢、住吉、上の前、前久保地区及び三神地区の住宅除染につきましては、121カ所中2月18日時点で94カ所 の除染が完了し、今後27カ所の除染を実施してまいります。

さらに、これら住宅除染エリアにおいて新たに同意が得られた25カ所、懸案事項等により実施できなかった 4カ所の住宅除染及び地上50センチメートルの高さで空間放射線量の値が毎時0.23マイクロシーベルトを超える通学路の除染について、1月末に住宅除染II期及び通学路除染業務委託として発注し、2月18日時点で10カ所の住宅除染が完了し、今後19カ所の住宅除染と通学路1,017メートルの除染を実施してまいります。

これら除染事業のうち、住宅除染及び仮置場管理事業については、年度内に完了する予定であります。

道路の除染につきましては、町道のモニタリング測定調査が7月に完了し、基準値を超えている箇所については、道路側溝などのスポット除染を実施し、できるだけ早期の完了に向け事業を進めてまいります。

公園の除染につきましては、松倉農村広場に埋設されておりました汚染土を、堰の上仮置場へ搬入する業務を発注し、年度内に完了する予定であります。

また、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えるホットスポットについて詳細調査を実施した結果、基準値を超える箇所がなかったため、公園の除染業務については、大池公園芝生広場に埋設している汚染土を中間貯蔵施設へ運搬する業務を除き、年度内に完了する予定であります。

次に、米の全量全袋検査についてでありますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の 汚染により、県内農産物の出荷制限や風評被害など深刻な状況を受け、消費者の関心が高い米について安全性 を確認するため、平成26年度に引き続き町内の4カ所の検査場で平成27年産米の検査を実施中であります。

測定結果でありますが、2月17日現在23万3,658袋を検査し、測定下限値未満が23万3,654袋、25ベクレルから50ベクレルが4袋ありましたが、国が定める一般食品の基準値である100ベクレルを超える米は検出されませんでした。

次に、森林再生事業についてでありますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質拡散の 影響で停滞している森林整備・林業生産活動を活発化させるため、間伐等の森林施業と路網整備を一体的に行い、低下しつつある森林の公益的機能等、多面的機能を回復させながら、森林内の放射性物質の低減を図り、 「ふくしまの森林」を再生するとともに、森林整備の促進を図ることを事業目的としております。

平成26年度については、モデル地区4地区約9へクタールを実施し、平成27年度については田内地区約40へクタールを実施しており、年度内の完了を予定しております。

今後も森林資源の現況等の調査結果並びに優先順位等を考慮し、事業を実施してまいります。 4ページをごらんください。

次に、行政区活動支援事業についてでありますが、協働のまちづくりを推進するため、行政区や行政区の連合体を対象に、その地域の特色を生かした自主的な事業に要する経費に対し支援するために交付金を交付する 事業であります。

今年度は、23行政区の事業を承認し、各行政区で事業を実施いたしました。事業内容は、ごみ集積場の整備、 地域内砂利道のコンクリート舗装、花いっぱい運動等であり、それぞれの行政区が抱えている問題を解消し、 地域住民の交流も深まり、大きな成果が得られました。 次に、中学生海外派遣事業についてでありますが、矢吹中学校2年生男子17名、女子17名の計34名及び職員3名が随行し、12月23日から12月29日までの日程で、オーストラリア、ケアンズ地域で中学生海外派遣事業を実施いたしました。派遣先では、3泊4日のホームステイを中心にオーストラリアの自然体験等の研修を行い、7日間の日程を終了し、全員無事に帰郷いたしました。1月19日の解団式では、各団員から現地の活動報告と感想が発表されました。有意義な経験を積んできた生徒たちの今後の活躍に期待したいと思います。

次に、第32回福島県建築文化賞の受賞についてでありますが、地域の周辺環境に調和し、景観上すぐれた建築物をたたえる第32回福島県建築文化賞の正賞を矢吹中学校が受賞いたしました。県内各地の公共や民間の建築物50点の応募中、矢吹中学校は敷地の高低差を生かした配置に加え、図書室と中庭を中心に教室などを有機的につなげた点が高く評価されました。表彰式は、1月15日に杉妻会館で開催され、内堀雅雄福島県知事、高橋雅行福島民報社社長から賞状と副賞が贈呈されました。

ここまで、町政報告から7点を抜粋し、報告申し上げました。矢吹町の力強い復興、そして地方創生へ向け、 議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの調整報告とさせていただきます。

次からの24項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第394回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

放射線外部被曝検査の結果について。

放射線内部被曝検査の結果について。

東日本大震災の義援金の支給について。

災害復興支援金について。

町民新年会の開催について。

国勢調査の実施について。

まちづくり懇談会の開催について。

消防団活動関係について。

火災の発生について。

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について。

臨時福祉給付金について。

子育て臨時特例給付金について。

町道整備事業について。

田園のまちサイクリングロード整備事業について。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業について。

町営住宅管理運営事業について。

公共下水道施設の整備について。

水道施設の整備について。

合併処理浄化槽の整備について。

水道水普及啓蒙事業について。

教育委員会後期表彰について。

矢吹小学校大規模改修事業について。

成人式について。

さわやか詩集表彰式について。

以上であります。

続きまして、平成28年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第394回矢吹町議会定例会を招集し、平成28年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

東日本大震災から間もなく5年が経過しようとしております。

ここに改めまして、東日本大震災により被災された皆様を初め、今もなお避難生活を強いられている皆様に 心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成27年度は「矢吹町復興計画」の復興期2年目、「復興を形にする」年として東日本大震災からの復興を最優先に取り組むとともに、「第5次矢吹町まちづくり総合計画」が平成27年度をもって最終年度を迎えることから、まちづくり総合計画の集大成として、事務事業の確実な推進を図り、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し各種事業に取り組んでまいりました。とりわけ、中心市街地の復興として中町第一、中町第二、中町第三の災害公営住宅48戸が間もなく完成することや、第1区自治会館の建てかえも順調に進んでいることなど、中心市街地の発展に向けた基盤づくりが大きく前進したところであります。

応急仮設住宅等での生活を余儀なくされた被災者の皆様には、これまでご不便をおかけしておりましたが、 災害公営住宅が完成することで、新しい生活体験に向けて、住宅や仕事などの生活の不安の解消や生活環境の 改善に少しでもつながるものと期待しております。

今回、中心市街地の復興においては、東京大学生産技術研究所の協力により「木材の積極利用による新しいまちなみの形成」「小さな公共スペースによる居場所の生成」「奥行きのある回遊性のあるまち」を基本に、 矢吹町に個性を生み出すことで、「賑わいづくり」「景観づくり」に取り組んでまいりまいた。

中町第一、中町第二、中町第三の災害公営住宅及び第1区自治会館については、これらのコンセプトを実現するための先行モデル地区でもあり、今後「大正ロマンの館」を含めた整備等を行うことにより、復興計画の最重点課題である中心市街地の復興が目に見える形で着実に進んでいくものと考えております。

また、最重点課題の「除染計画に基づく町内全域の除染」については、平成27年度は住宅等除染の最終年度 として取り組んできた結果、モニタリング調査結果に基づいた住宅の除染は、平成27年度をもっておおむね完 了する見込みとなりました。

本町では、「除染なくして復興なし」の考えのもと、町内の除染を最優先で取り組み、今回一定の節目を迎えることができたことは、町民の皆様の健康、安心・安全のまちづくりとして復興へ向けた大きな一歩となりました。

このような中、平成28年度はさらに復興を加速化させ、新しい矢吹町の創生、すなわち「矢吹創生」を旗印に、新たにスタートする「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の初年度として、将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向けて取り組んでまいります。

「第6次矢吹町まちづくり総合計画」では、住民参加による計画づくりとして平成26年度に実施をした「矢 吹町の将来計画と復興に関する住民アンケート」を初め、地方創生に関するアンケート、子どもワークショップ、まちづくりワークショップなど、幅広く丁寧に住民の意見等を吸い上げ、住民本位の、役場と町民、議会が一体となった計画づくりに努めてまいりました。

「第6次矢吹町まちづくり総合計画」のキーワードは日本三大開拓地であります。日本有数の開拓地として、 先人たちの開拓精神は現在の私たちに受け継がれており、矢吹町民の旺盛な意欲と行動力、前人未踏の分野に 踏み込むことを恐れない勇気は、東日本大震災からの復旧・復興へ立ち向かう矢吹町の姿に重ねることができ ます。

新しい将来像には、復興へ向けた強いメッセージが込められております。「未来」とは、子供たちの未来、 矢吹町の未来のこと。「拓く」とは、開拓精神でまちづくりを行うこと。「日本三大開拓地」とは、矢吹町の 特徴であり、誇り。そして「さわやかな田園のまち」とは、第1次計画から続く普遍的な理念。これらが組み 合わさり、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」として、復興へ向けたまちづくり の将来像が具体的な形となって定まったと考えております。

また、「平成28年度矢吹町政策大綱」では、「復興・地方創生」「子育て支援」「協働のまちづくり」「まちPR・情報発信」「健康・医療」の5つを重点分野と定め、重点的かつスピード感を持った政策の展開、事業の着実な実施について方針を示したところであります。

「復興・地方創生」については、「矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、基本目標として「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「矢吹町における安定した雇用を創出する」「矢吹町への交流・流入人口を増やす」「矢吹町人口ビジョンを踏まえた地域をつくり、住民の安全な暮らしを守る」を定め、道の駅整備や中心市街地再生、企業誘致、雇用創出等を推進することにより、復興・産業振興のまちを目指すことといたします。

また、「子育て支援」については、出産や育児にかかる家庭の負担を軽減するなど、支援策を拡充するとともに、全ての町民が生き生きと健康な暮らしを続けるため、健康増進のまちづくりについても推進いたします。さらに、矢吹町の強みを生かし、矢吹町のよさを広くPRするため、協働する自治体が自信と誇りを持ち、人と人とがつながる情報発信のまちづくりを推進するほか、町民、行政区、町民活動団体、事業者、行政等が連携・協力し、相乗効果を発揮する、郷土愛と参加による「協働のまちづくり」を推進いたします。

先月2月7日に開催した大池公園における植栽・植樹には、町区長会を初めボランティアの皆さんなど約220名が参加し、ヒガンバナの球根2万2,000球、ハナモモ140本を植樹いたしました。これほどの方が参加した植樹ボランティアはこれまで例がなく、私たちが進める郷土愛と参加による「協働のまちづくり」が一歩ずつ動き出し、未来に向けその"光"が確実に輝きを増していると確信しております。

地方が新しい時代に入る中、依然として厳しい財政状況にはありますが、知恵を絞り、町民が安心し、安全である暮らしの実現を目指し、「矢吹創生」として将来への夢と希望に満ちあふれたまちづくりを目指すため、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向け、平成28年度は「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の初年度として、これまで以上にまちづくりへの取り組みに全力で努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業について、ご説明申し上げます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画では、4年間のうち重点的に取り組む事業を重点プロジェクトとして位置づけるとともに、全ての事務事業について実施計画書を策定し、具体的な年次計画や予算の見通しを立て事業に取り組んでおります。

平成28年度は、「矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第6次矢吹町行財政改革大綱」を踏まえ、これまで以上に財政運営の健全化を図り、「歳出改革」「歳入改革」に努め、まちづくり総合計画に基づいた 行政運営を確実に実施し、計画、予算、評価を機能的に活用した行政経営システムにより、優先順位に基づいた を事業展開を図ります。

平成28年度当初予算における7つの分野ごとの主な事務事業は、次のとおりであります。

「「人」、住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまちをつくります」の基本目標では、 健康の推進については、ヘルスステーション運営事業の拡充を図り、科学的根拠に基づいた「つくばウェルネス運動システム」により、個人に応じたヘルシープログラムを作成するなど、メタボリックシンドローム等の 生活習慣病の予防を行い、健康増進を図ります。

また、生活習慣病の予防、医療費の削減には、町民一人ひとりの健康意識の向上が重要であり、特定健診の 結果、再受診が必要な方には家庭訪問を行い、悪化防止と生活習慣の改善となる指導を実施するなど、未受診 者対策に取り組みます。

交流、定住促進については、日本三大開拓地として未来を担う子供たちに開拓の精神文化を広めるための交流を行うとともに、田舎暮らし志向の高まり等を踏まえ、「定住、二地域居住拡大」を図り、県やNPO、各種団体との連携により、人口増加に結びつく効果的な事業の推進を図ります。

生涯学習については、図書館やふるさとの森、文化センターの安全対策及び老朽化対策に取り組み、文化の 薫る町を目指し、あゆり祭などの公演事業や企画展等の充実を図り、より多くの町民の皆様が楽しめる芸術性、 文化性の高い各種事業の展開を図ります。

また、文化財の保護としては、東日本大震災での被害のあった県指定文化財「鬼穴古墳」について被害状況 等の確認を行い、修復を行うための試掘調査を実施いたします。

スポーツについては、各種市町村対抗大会の支援や中畑清旗争奪ソフトボール大会を一大イベントとして開催するとともに、総合型地域スポーツクラブを来年度早々に立ち上げ、地域の子供からお年寄りまで幅広くスポーツに触れる機会を創出いたします。

主な事業は記載のとおりであります。

「「支えあい」、豊かな自然環境の中で、みんなが支えあい助けあうまちをつくります」の基本目標では、 遺魂し運動については、第2ステージとして、全町クリーン作戦を初め全町民参加型の全町運動を展開し、行 政区、企業、各種団体等の自主的なクリーン作戦等について連携を図るなど、ごみゼロを目指す町として取り 組みを強化いたします。

また、動物に優しいまちづくりを目指すため、愛玩された犬・猫等が、不要とされた場合の保護や飼い主を 捜す等の取り組みを県南保健所と連携し行うとともに、新たに犬猫の不妊去勢を進めるための助成金を創設い たします。 平成27年度に商品化された「矢吹ヶ原のおいしい水」については、会議等の席などさまざまな機会を通して PRを行い、情報発信により、町のPRと、水道利用者の拡大、使用水量の向上を図ります。

介護保険事業については、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間とした「第6期介護保険事業計画」に基づき、「高齢者一人ひとりが生き生きと健やかに、安心して生活できる、地域で支えあう社会」の基本理念の実現に向けて、安定財源のもと、持続可能な事業展開を図ります。

特に、介護予防に力を入れ、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、その高齢者に対して、 介護予防の観点から「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり予防・支援」、 「うつ予防・支援」、「認知症予防・支援」等の取り組みを実施いたします。

また、高齢者の生きがいづくりとして、昔の遊びや門松づくりなどの伝統行事について、高齢者と児童が遊びを通して交流を重ねることにより、世代間交流の促進、伝承活動の展開を図ります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「子ども」、未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心 豊かに学び成長するまちをつくります」の基本目標では、子ども・子育て支援新制度については、子供たちと 子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度を活用し、質の高い保育の提 供、保育の量的拡充等を図ります。

平成28年度は、やぶきっ子応援事業として、第2子以降を対象に出産祝金として5万円を支給するとともに、 新たな子育て支援策として、子育てサークル活動への助成金の交付や、不妊治療費及び不育治療費について助 成金を交付いたします。

幼稚園・保育園については、あさひ保育園の待機児童対策に取り組み、「幼稚園・保育園に関する実施方針」を踏まえ、幼児教育及び保育体制並びに施設整備計画の検討を進め、子ども・子育て支援制度に伴う施設型給付など新たな子育て政策への対応や、ホームページ等における子ども・子育て世代に対する支援の拡充、さらには「未来くるやぶき」との連携した取り組みを行います。

保健福祉分野での子育て支援については、社会問題となっている児童虐待の早期発見・早期対応に努めるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置による問題行動等の原因究明と早期対応を図り、要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、関係機関と連携しながら家庭相談体制の整備を図ります。

学力向上対策としては、「つなぐ教育」により、幼児教育から中学校教育までの学力向上の対策及び教職員への指導、連携をこれまで以上に強化し、学ぶ力の底上げを図るほか、町立図書館との連携を図り、平成26年度に選定した「矢吹子ども読書100選」を活用し、本に親しむ環境づくりを行います。

また、適切な学習教材の提供、習熟度別の小中学生夏期講習会等を充実させ、学習意欲の向上に取り組むとともに、基礎学力対策として検定受講料の半額を助成する制度を創設いたします。

さらに、特色ある子ども教育推進事業については、小学6年生を対象としたブリティッシュヒルズでの研修や、国際感覚を身につけるための中学生海外派遣事業の充実を図り、英語に親しむ機会の創出、英語学習の充実を推進します。

平成28年度は、矢吹小学校の大規模改修が完了いたしますので、最終年として、良好な学習環境の整備に取り組むとともに、今後については、他の小学校の長寿命化対策や学校給食のセンター方式化について検討を行

います。

主な事業は記載のとおりであります。

「「仕事」、働く全ての人がやりがいを持って働き、経済的に自立できるまちをつくります」の基本目標では、地方創生においては働く場の確保が重要な課題であるため、引き続き、私みずからが企業誘致に向けトップセールスを行います。

また、進出企業を対象に意向調査を実施し、新たな雇用創出に向けて企業立地奨励金等を活用するなど、企業誘致を強化します。さらに、既存企業の事業継続、再開への支援、経営安定・事業拡大の支援を図り、農商工6次化産業を促す連携についても取り組みを行います。

中心市街地の復興・まちづくりについては、都市再生事業と連携し、大正ロマンの館の歴史的建造物を活用 した地域の拠点づくりに取り組むとともに、商工会と連携し矢吹駅周辺等において各種イベントを開催するな ど、中心市街地のにぎわいづくりを展開します。

平成28年度は、福島県内全域においてアフターデスティネーションキャンペーンが行われることから、本町では、リアル宝探しイベント「コードF」の参加や観光案内所における地元観光資源のPR、屋内外運動場との連携など、観光交流人口の拡大を目指します。

一方、本町の農業支援対策としては、担い手である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる、新たな農業経営形態の支援を強化し、風評被害に打ちかつ強い農業づくりと安心・安全の農産物づくりを推進します。

また、TPPの大筋合意を受け、農業を足腰の強い産業としていくため、競争力や大規模化、収益性向上を 図る分野を産業政策として推進し、認定農業者の法人化を支援するとともに、農家の所得向上策として経営所 得安定対策や農地中間管理事業の強化を図り、農業の構造改革を推進します。

さらに、農地の保全として日本型直接支払制度を活用し、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る ための政策を推進し、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等の農業を取り巻く課題の解決に向けた取り組 みを行います。

ふくしま森林再生事業については、森林の除染としての意味合いもあることから、平成28年度は西側地区の 民有林を中心に、間伐などの林業的手法により森林整備と放射性物質の低減を一体的に実施します。

主な事業は記載のとおりであります。

「「くらし」、みんなが安心し、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります」の基本 目標では、防災対策についてはデジタル防災無線システムの利活用推進と防災ラジオの普及拡大を図り、災害 発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築いたします。

また、定住化対策としては、若い世帯を対象に、住宅を取得した場合、条件に応じて15万から50万円を助成する事業を継続するほか、住宅のあっせんとして定住化促進住宅等の受け入れ等について相談体制の充実を図ります。

公園整備については、都市公園、農村公園並びにその他管理している公園について、長寿命化計画並びに公園整備計画に基づいた公園整備施設の更新を行い、町民へ安全で安心するふれあいと憩いの場を提供します。

また、協働型のまちづくりとして助成事業を積極的に活用し、フラワーロード花いっぱいや桃源郷エリアを

指定するなど、全町民参加型の「花木植樹による地域おこし」を推進し、矢吹西側地域についても、自然の豊かさと人々の暮らしを調和させた空間を里山として守り、生かしていく自然環境保全の活動に取り組みます。

幹線道路網及び町道の主なインフラ整備については、八幡町・善郷内線(羽鳥幹線水路)道路整備事業、神田西線道路整備事業、都市計画道路一本木29号線道路整備事業、新町西線道路整備事業、一本木32号線道路整備事業、大町16号線道路整備事業に取り組み、幹線道路の整備促進に努めます。

その他の生活道路整備については、臨時地方道路整備事業及び現道を利用した簡易舗装を行い、生活環境の 改善に取り組むとともに、橋梁の長寿命化対策として、長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の修繕工 事を行います。

主な事業は記載のとおりであります。

「「復興」、矢吹に受け継がれる開拓精神で、震災にも風評被害にもくじけず乗り越える強い矢吹をつくります」の基本目標では、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、復興におくれが生じないよう、確実に推進するため、重点プロジェクトとして「矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業」「道の駅推進事業」「総合運動公園用地利活用事業」を定めました。このうち土地再生整備計画事業については、中心市街地の整備促進を図るため奥州街道沿いに複合施設を建設し、歴史・文化資源が調和した景観計画とともに、復興のシンボルとしてにぎわいづくりに取り組みます。

また、道の駅推進事業については、国道4号線沿いに道の駅を整備し、農業の魅力、地域の魅力を発信する 地域活性化の拠点として整備を行います。平成28年度は、道の駅整備検討委員会を中心に基本計画づくりを行 います。

さらに、総合運動公園用地利活用事業については、平成26年度に実施したアンケート等を踏まえ、土地の利活用について検討を加え、たたき台となる基本構想を作成いたします。

(仮称) 矢吹・泉崎バスストップ整備事業については、矢吹インターチェンジ付近にバス停車場及び利用者 駐車場を整備し、町民の移動手段の拡大を図り、東北の玄関口として矢吹町の利便性を強く印象づけることに より、来町者の増加、さらには移住、2地域居住の推進を図ります。

矢吹町復興計画では、平成28年度は復興期3年目になることから、重点プロジェクトに取り組むことにより、 復興の実現を図ります。

主な事業は記載のとおりであります。

「「計画実現のために」、計画実現のために、町民も行政もともに協力し行動する協働のまちづくりを進め、まちづくり総合計画に沿った行政運営を推進します」の基本目標では、協働のまちづくりについては第6次矢吹町まちづくり総合計画の理念を踏まえ、中長期的な総合的ビジョンを策定し、協働のまちづくりのあり方について町内及び町民への浸透を図ります。

また、コミュニティ活動を推進するため、行政区が自主的、主体的な創意と工夫により、区域内全域を対象に行う道路、側溝の清掃、または交差点、沿道の草刈り等の活動事業に対する支援を行うほか、町職員が各行政区の担当となり、新たな行政課題の発見や地域活動の支援等を行う行政区サポーター事業についても検討を行います。

タウンプロモーション事業については、矢吹の持つ魅力を全国に発信するため、マスコミ・広報・ホームペ

ージ・SNS等あらゆる手段を使って情報を発信し、矢吹の認知度向上を図り、定住人口の増加を図ります。 また、ふるさとおもいやり基金については、有効な財源確保の手段であることから、魅力ある返礼品について検討を加え、ふるさと基金として寄附の拡大を図ります。

情報システムについては、情報化社会の進展を踏まえ、ICTを活用したサービスを検討するとともに、ホームページの充実や内部情報システムの更新を行い、住民サービスの向上に取り組みます。

便利で快適な窓口サービスを実現するため、組織機構改革に合わせて総合窓口課を設置し、住民ニーズにき め細やかに対応するとともに、税の公平性を確保するため滞納対策を強化し、広域圏と連携し収納確保に資す るあらゆる手段を検討することにより、収納率の向上を図ります。

人口減少社会、地方創生など地方を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、地方分権改革のさらなる推進を図るため、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、新たな協働型社会の構築を目指して効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を図り、新しい行政経営に取り組むことといたします。

主な事業は記載のとおりであります。

それでは、次に、予算の概要について申し上げます。

国の平成28年度予算は、「平成28年度予算編成の基本方針」に基づき、「経済・財政再生計画」の着実な推進として、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方ともにさらに前進させるとの方針が示されました。

消費や投資の拡大に結びつく経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取り 組みによる潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯どめをかける、まち・ひ と・しごとの創生を目指す取り組みとして、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」「歳入改革」を3本柱と し、特に「歳出改革」については、「公的サービスの産業化」「インセンティブ改革」「公共サービスのイノ ベーション」という3つの取り組みを中心に着実に推進すると示されております。

このことから、国の平成28年度予算は、東日本大震災からの復興を加速するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを引き続き手を緩めることなく推進するほか、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを図ることと示されております。

また、平成28年度地方財政計画では、一般財源総額の確保と質の改善として、地方税が増収となる中で、赤字地方債である臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されること、また平時モードへの切りかえを進めるため、前年度とほぼ同程度の交付税総額を確保した上で、歳出特別枠の減額や別枠加算を廃止することが明記されております。

このような状況から、社会保障、社会資本整備、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化等の問題に 引き続き対応することが必要であり、地方を取り巻く厳しい財政状況は依然として続くことが推測されます。

それでは、本町の平成28年度の予算の概要について、一般会計を中心にご説明申し上げます。

予算の規模は、水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で116億5,125万4,000円、対前年度18億2,716万3,000円、13.6%の減となりました。

一般会計の予算規模は70億1,000万円で、前年度予算比18億8,700万円、21.2%の減となっております。 歳入の根幹である町民税個人分については、企業の業績回復等による所得水準の向上により、前年度と同程 度の収入が見込まれますが、法人分については、税制改正に伴う税率の引き下げにより、減収を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税については、国の地方交付税総額が対前年度比0.3%減の546 億円減額されることから、前年度確定見込み額からの減収が見込まれます。

国庫支出金については、災害公営住宅整備事業及び矢吹小学校大規模改修事業の進捗等により、減収を見込んでおります。

県支出金についても、除染対策事業がおおむね完了することなどから、減収を見込んでおります。

また、繰入金については、財政調整基金の取り崩しを行わず、震災復興基金の有効活用や各種目的基金の繰り入れ措置により、「財政健全化」「復興から創生」を目指した予算編成の内容となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ていきますと、町税が1.2%増の22億821万円、国庫支出金が12.4%減の8億1,322万4,000円、県支出金が42.9%減の6億7,481万1,000円、町債が学校教育施設等整備事業債や防災拠点施設整備事業債等の減額により57.3%減の5億7,920万円、地方交付税については3.4%増の18億3,767万6,000円、財産収入が土地売払収入の増額により283.4%増の4,618万9,000円、寄附金がふるさとおもいやり基金への寄附金増額により1,147.7%増の2,500万4,000円、繰入金が84.8%減の1億2,674万8,000円、諸収入が16.3%減の5,822万7,000円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、施政方針冊子の22ページ以降の表のとおりでありますので、ここでは 説明を省略させていただきます。

予算のさらに詳しい内容は、予算案、同説明書等をごらんいただきたいと思います。

また、予算特別委員会におきまして、各担当課長から詳しく説明させていただきますのでよろしくお願い申 し上げます。

続いて、平成28年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革については、5次にわたり行財政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、組織機構の簡素 効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立など、町行財政の健全 化・効率化に努めてまいりました。

とりわけ、成果志向・住民満足重視・競争原理の導入など民間の経営原理を取り入れた行財政経営への転換をこれまで強く進めてきたことにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、町民ニーズの多様化・高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織・職員体制についても、簡素・効率化の方向で進めてくることができました。

今年度で最終年度を迎える「第5次矢吹町行財政改革大綱」では、この10年間、長期にわたる景気低迷の影響等による町税収入の減少への対応、さらに追い打ちをかけるように東日本大震災の復旧・復興への対応など、厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念のもと一丸となって取り組んだことにより、実質公債費比率等の財政指標の改善、指定管理者制度の導入など、行政サービスの一定の成果とともに、持続可能な財政基盤の確立に道筋をつけることができました。

平成28年度から新たにスタートする「第6次矢吹町行財政改革大綱」においては、「量」から「質」の改革にシフトし、"仕事の改革" "仕組みの改革" "人の改革" という3つの視点で行財政改革に取り組むものと

いたします。

"仕事の改革"とは、現在進めている事務事業について根本から見直し、その手法を再構築して「公共サービスのイノベーション(創意工夫による新たな価値の創造)」を目指すこと。

"仕組みの改革"とは、町民や団体、事業所等と行政が相互に補完・連携し合いながら、協働の担い手づくりを進め、町民の求めるきめ細かなサービスを提供できる体制づくりを目指すこと。

"人の改革"とは、公的サービスを提供するのは基本的に人であることを踏まえ、行政職員を初め公的サービスを提供する人材の育成を図り、より高いサービスの提供を目指すこと。

このような考え方のもと、3つの面から行財政改革に取り組み、まちづくり総合計画の実現を後押しし、住民サービスの向上とともに、矢吹町スタイルの行政システムの確立を図っていくものとします。

次に、平成28年度の組織機構の考え方について申し上げます。

平成28年度の組織体制については、第6次矢吹町まちづくり総合計画のスタートに合わせ、「総合計画の実現に向け効果的な組織」「各種政策、施策、事務事業が効率的に行える組織」「町民にとって便利でわかりやすい組織」の3つの方針のもと、組織機構改革に取り組んでおります。

課の数を12課から10課に再編し、主に、管理部門のスリム化、過年度滞納の一元管理、行政区支援など町民活動の総合的支援、タウンセールス、企業誘致などの情報発信の強化、道路、上下水道などの都市基盤整備の一元化、行政サービスの向上として総合窓口の設置、少子化対策、人口減少対策としての子育て支援の充実などに、積極的に取り組んでまいります。

現在、4月1日の組織改編に向けて準備等を行っており、スムーズに移行できるよう、新体制へ向けて万全の対応を期してまいりたいと考えております。

終わりになりますが、平成28年度は第6次矢吹町まちづくり総合計画のスタートの年として、計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業を確実に推進し、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で実現していく所存であります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましても、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げるとともに、町民の皆様にも、町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

平成28年度当初予算案につきまして、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げる 次第であります。

平成28年3月4日、矢吹町長野崎吉郎。

以上です。

○議長(諸根重男君) 以上で、町政報告並びに施政方針は終了いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(諸根重男君) 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 中町第二災害公営住宅 建築工事請負契約の一部変更について)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、説明いたします。

報告第1号 専決処分の報告についてでありますが、専決第1号 中町第二災害公営住宅建築工事請負契約の一部変更について。

本件は、平成27年5月13日町議会の議決を受け契約締結いたしました「中町第二災害公営住宅建築工事請負 契約の締結について」の一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、屋外排水ますの仕様及びルートの変更、その他各種協議に伴う数量の増減により 契約額の変更を行ったものであります。

また、秋の長雨並びに1月の大雪等の影響により工事工程におくれが生じたため、契約工期の変更を行った ものであります。

なお、工事請負額については、5億2,002万円を49万6,800円増額し、5億2,051万6,800円とするとともに、契約工期については、平成28年2月19日から平成28年3月31日にするものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年2月12日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長(諸根重男君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第1号 専決処分の報告については、地方自治法第180号条第2項の規定による報告のため討論を省略 いたし、報告のみとさせていただきます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第6、これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決第2号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、専決第2号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,600万円を追加し、総額を95億9,582万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、地方交付税1,600万円を増額するものであります。

歳出の内容は、土木費が大雪に伴う除雪委託料により1,600万円を増額するものであり、地方自治法第179条 第1項の規定により、平成28年2月12日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認 を求めるものであります。

以上です。

○議長(諸根重男君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決第2号 平成27年度矢吹町一般会計補正 予算(第5号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明(議案第3号~議案第37号)

○議長(諸根重男君) 日程第7、これより、議案の上程を行います。

議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(諸根重男君) 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第3号 物品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてでありますが、本案は、昭和39年から本町の行政事務において使用する文房具類等を一括購入し管理することにより、経費節減及び円滑な事務処理を図ることを目的に運用されてきた物品調達基金を廃止するものであります。

物品調達基金につきましては、パソコン等を初めとする電算システムの導入により、事務処理に必要な用品

が限定的となり、所期の目的を達成したため当該基金を廃止するものであります。

次に、議案第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ついて でありますが、本案は、福島県人事委員会勧告を踏まえ、議会議員の期末手当を引き上げる条例改正でありま す。

昨年10月の福島県人事委員会においては、特別調査の結果により民間給与との比較を行い、現状に見合うよう賞与の支給月数を0.1月引き上げるよう勧告を行ったところであります。これを受け、本年度12月期の支給月数を1.575月から1.675月とし、平成28年度以降は、6月期が1.525月、12月期が1.625月とし、合計の年間支給割合を3.05月から0.1月引き上げ、3.15月とするものであります。

次に、議案第5号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、 本案は、福島県人事委員会勧告を踏まえ、町長等の特別職の期末手当の支給月数を年間0.1月引き上げる条例 改正であります。

なお、支給月数については、議会議員と同様に、本年度12月期の支給月数を1.575月から1.675月とし、平成28年度以降は6月期が1.525月、12月期が1.625月とし、合計の年間支給割合を3.05月から0.1月引き上げ、3.15月とするものであります。

次に、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、福島県 人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料表の水準及び勤勉手当を引き上げる条例改正であります。

昨年10月の福島県人事委員会勧告では、過去1年間の福島県内の官民給与の調査結果をもとに、給料においては民間の水準を0.17%下回ったことから、給料表が民間との間に相当の差が生じている若年層に重点を置き、改定を行いました。

また、勤勉手当についても、民間の支給水準に見合うよう、年間0.1月引き上げるよう勧告を行ったところであります。

福島県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられております。

これらを踏まえ、給料表は若年層に重点を置き、平均改定率0.3%の引き上げを行い、平成27年4月1日に 遡及して適用し、また勤勉手当については、年間支給月数を0.1月引き上げ、平成27年度12月支給月数を0.75 月から0.85月にするものであります。

なお、平成28年度以降の勤勉手当については、年間0.1月の引き上げに伴い、6月、12月の支給月数をそれ ぞれ0.8月とし、平成28年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第7号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、公共施設等の維持管理において、今後、多額の維持更新費が見込まれるという喫緊の課題に対し、公共施設の更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に行うため、基金の弾力的かつ効果的な活用を図ることを目的に、公共施設等整備基金を創設する条例改正であります。

なお、本基金は、設置目的が類似する公共施設用地取得基金、住宅整備基金、消防施設整備基金、社会教育施設整備基金及び中学校整備基金を統合し創設するものであり、本町の公共施設等の整備及び管理に関する事業における財源として充てるものであります。

次に、議案第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から国税の猶予制度の見直しが行われたことを受け、地方税法の猶予制度についても所要の見直しが行われたことに伴う条例改正であります。

改正の主な内容としましては、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付及び分割納入の方法、徴収猶予の申請 手続等について定めるものであります。

次に、議案第9号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、現在定員数45人の矢吹小学校放課後児童クラブを1クラスから2クラスに増設し、定員等について、矢吹小学校放課後児童クラブAを40人、矢吹小学校放課後児童クラブBを30人と定める条例改正であります。

改正の内容としましては、児童福祉法の改正により、平成27年4月から放課後児童クラブの対象児童が小学3年生までから小学6年生までに拡充されたことに伴い、矢吹小学校以外の放課後児童クラブでは、条例の一部改正を行い拡充し運営してまいりましたが、矢吹小学校では、大規模改修工事を進めていることから、定員等の一部改正は見合わせていたところであります。

今年度、矢吹小学校大規模改修工事は、西校舎のⅠ期工事が平成27年10月末に完了し、現在、東校舎のⅡ期 工事について鋭意施工中であり、東校舎1階の放課後児童クラブの教室改修も順調に進んでいるところであり ます。

このような状況から、平成28年度から矢吹小学校放課後児童クラブを2クラスとし、あわせて定員等をふや し、改修後の新しい教室で運用を開始するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、施行日につきましては、早期の運営開始を望んでいる児童、保護者のニーズに応えるため、放課後児童クラブの教室改修が完了し次第、運営を開始できるよう、公布の日以降において工事の進捗状況に合わせた施行期日を規則により定め、効率よく可能な限り早い時期からの運営開始を行うものであります。

次に、議案第10号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う条例改正であります。

改正の主な内容としましては、保育士の数の算定に当たり、これまで保健師または看護師の1人に限り、保 育士とみなすと定めておりましたが、新たにその職種に准看護師を加えるものであります。

次に、議案第11号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、公民館条例で 定める4地区の公民館を3地区の公民館に変更する条例改正であります。

現在の公民館は、中央公民館のほか、矢吹東公民館、矢吹西公民館、中畑公民館、三神公民館の4地区の公 民館で事業に取り組んでおります。

そのうち、矢吹西公民館につきましては、現在の第1区自治会館に併設されており、第1区自治会館の移転整備に伴い、効果的な事業の推進体制を検討した結果、矢吹東公民館と矢吹西公民館を合併し、矢吹公民館と して改め、中畑公民館、三神公民館と合わせて3地区の公民館体制とするものであります。

次に、議案第12号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでありま

すが、本案は、本町のひとり親家庭医療費助成事業が、福島県より助成を受け実施しており、平成27年8月に福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴う条例改正であります。

改正の主な内容としましては、条例で定める児童に、父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令「保護命令」を受けた児童を監護する家庭を追加するものであります。

次に、議案第13号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴う条例改正であります。

改正の主な内容としましては、現在県で指定を行っている通所介護事業所のうち、利用定員18人以下の小規模な事業所については、市町村で指定を行うものであります。

また、認知症対応型通所介護については、地域との連携や運営の透明性を確保するため、事業所において「運営推進会議」の設置を義務づけるものであります。

次に、議案第14号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴う条例改正であります。

改正の主な内容としましては、要支援者が利用する指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護について、 地域との連携や運営の透明性を確保するため、事業者において「運営推進会議」の設置を義務づけるものであ ります。

次に、議案第15号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてでありますが、本案は、平成28年度から新たに始まる第6次矢吹町まちづくり総合計画の遂行に当たって、効果・効率的な組織機構改革を 実施するため、12月定例議会で議決を受けました「矢吹町課設置条例の一部を改正する条例」に伴い、関係条例の所要の語句を変更する条例改正であります。

改正の主な内容としましては、条例中に課の名称を表記している条例について、新たな課の名称へ変更する ものであります。

次に、議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでありますが、本案は、行政不服審査法が、公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から大幅に見直しされたことに伴い、関係条例の所要の語句を変更する条例改正であります。

改正の主な内容としましては、町民の皆様から申請を受けるための「異議申し立て」と「審査請求」を一元 化し、「審査請求」とするものであります。

また、情報公開制度、個人情報保護制度、固定資産税評価審査委員会制度における審査請求の仕組みを変更するとともに、同法の施行により設置することとなる行政不服審査会の委員の報酬を定めるものであります。

次に、議案第17号 矢吹町行政不服審査会条例についてでありますが、本案は、行政不服審査法が平成28年 4月1日から施行されることに伴い、本町に設置される「矢吹町行政不服審査会」に関する委員等の構成、会 議、庶務等を定める条例であります。 次に、議案第18号 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例についてでありますが、本案は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、不服申立における審査請求人が審理手続を終了するための間、提出書類の写し等を求めた際に、その写し等の交付に係る手数料、いわゆるコピー料金を定めるものであり、近隣市町村の状況を鑑み、本町の手数料を定める条例であります。

次に、議案第19号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでありますが、本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に伴い、所要の語句を変更する条例改正であります。

改正の主な内容としましては、毎年12月に公表している、町の人事行政の運営等の状況に関する公表の項目 に「職員の人事評価」及び「職員の退職に関する状況」等を追加するものであります。

次に、議案第20号 矢吹町職員の退職管理に関する条例についてでありますが、本案は、地方公務員法及び 地方独立行政法人法の一部を改正する法律に伴い、管理または監督職の職員が退職した後、営利企業等に再就 職した場合における再就職状況を報告する義務を定める条例であります。

改正地方公務員法では、原則、当該退職職員が勤務していた職務に関して、町と再就職先との間の契約等事務の働きかけを行うことが一定期間できないと規定されました。これらを受け、本町においても退職職員の再 就職情報を管理する必要があることから、本条例を定めるものであります。

次に、議案第21号 矢吹町職員の降給に関する条例についてでありますが、本案は、地方公務員法及び地方 独立行政法人法の一部を改正する法律に伴い、職員の降給の事由を国に準じて定める条例であります。

主な内容としましては、職員の降格及び降号の事由として、職員の勤務実績がよくなく、研修等の指導措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態である場合、心身の故障により職務の遂行に支障がある場合等と定めるものであります。

次に、議案第22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画についてでありますが、本案は、第5次矢吹町まちづくり総合計画が平成27年度をもって終了することから、新たな町の最上位計画として第6次矢吹町まちづくり総合計画を定めるものであります。

本計画の策定に当たっては、第5次矢吹町まちづくり総合計画の検証、住民満足度をあらわす「こんなまちいいな指標」の達成度を確認するためのアンケート調査、子供から大人まで幅広い世代からまちづくりに対する意見等をいただく、まちづくりワークショップなどを行い、矢吹町まちづくり総合審議会の答申を受け、計画案として取りまとめたところであります。

今回提出いたしました第6次矢吹町まちづくり総合計画は、基本構想及び前期基本計画で構成されており、町の目指すべき方向や各分野における指針を示したものであり、町の将来像を「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」と定め、震災からの復興や人口減少等さまざまな課題を克服し、将来への持続可能な矢吹町を実現させるための実用書となる計画であります。

この将来像の実現のため、今後8年間において、基本構想で定めたまちづくりの理念、基本姿勢、16の政策、34の施策、さらには前期基本計画で定めた重点プロジェクト及び事務事業の確実な遂行により、協働のまちづくりを推進し、目標を達成してまいりたいと考えております。

次に、議案第23号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算(第6号)についてでありますが、本案は、既定の 歳入歳出予算にそれぞれ2,380万9,000円を追加し、総額を96億1,963万1,000円とするとともに、繰越明許費の 補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税 1 億4,670万2,000円、国庫支出金 1 億5,218万7,000円、寄附金924万8,000円、諸収入1,539万円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料7,363万9,000円、県支出金5,470万3,000円、町債 1 億6,990万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が東日本大震災復興交付金基金積立金等により 2 億3,637万5,000円の増額、民生費が年金生活者等支援臨時福祉給付金等により4,921万6,000円の増額、農林水産業費が大雪に伴う農業災害対策事業補助金等により2,906万5,000円の増額、土木費が公共下水道事業特別会計操出金等により2,891万1,000円の減額、消防費が防災行政無線システム設置工事等により 1 億8,124万1,000円の減額、教育費が教育施設除染対策事業等により2,943万9,000円の減額、公債費が繰上償還による事業費組替等により6,055万8,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、「災害公営住宅整備事業」等の22事業について、年度内完了 が困難なことから総額7億9,042万2,000円を追加するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、一般補助施設整備等事業債を2,960万円増額し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業債を150万円、防災基盤整備事業債を1億8,100万円、農業施設災害復旧事業債を1,110万円、県営農道整備事業債を590万円それぞれ減額するものであります。

次に、議案第24号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ734万3,000円を減額し、総額を24億7,014万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税230万円、療養給付費交付金272万9,000円、県支出金2,359万6,000円、繰入 金483万8,000円、諸収入369万4,000円を増額し、国庫支出金4,450万円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費371万9,000円、保健事業費362万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第25号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,730万円を減額し、総額を5億3,957万4,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、諸収入1,562万円を増額し、繰入金4,097万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費1,320万円、公債費410万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、公共下水道整備事業の年度内完了が困難なことから、2,871万3,000円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公共下水道施設整備事業費の増額により公共下水道事業債820万円を増額するものであります。

次に、議案第26号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ315万円を減額し、総額を1億9,552万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料21万円、繰入金294万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費190万円、公債費125万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第27号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、 既定の歳入歳出予算からそれぞれ925万2,000円を減額し、総額を13億796万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料204万4,000円を増額し、国庫支出金315万3,000円、支払基金交付金390万8,000円、県 支出金200万4,000円、繰入金223万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、基金積立金550万5,000円を増額し、総務費80万2,000円、保険給付費1,220万円、地域支援事業費175万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第28号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ141万1,000円を追加し、総額を1億5,455万円とするものであります。 歳入の内容は、繰入金141万1,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金141万1,000円を増額するものであります。

次に、議案第29号 平成27年度矢吹町水道事業会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、収益的収入につきましては、既定の額に875万4,000円を増額し、収入予算総額4億2,316万9,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に372万8,000円を増額し、支出予算総額4億6,558万3,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、営業収益875万4,000円を増額し、支出の内容につきましては、営業費用372万8,000円を増額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額に1,080万4,000円を増額し、収入予算総額4,374万円とし、支出できましては、既定の額に570万円を増額し、支出予算総額2億5,748万円とするものであります。

収入の内容につきましては、負担金1,080万4,000円を増額し、支出の内容につきましては、建設改良費570 万円を増額するものであります。

次に、議案第30号 平成28年度矢吹町一般会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出予算の総額を それぞれ70億1,000万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定め るものであり、平成27年度当初予算と比較して21.2%の減額となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申 し上げます。

次に、議案第31号 平成28年矢吹町国民健康保険特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,458万2,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成27年度当初予算と比較して3.7%の減額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税 4 億3, 422 53, 000 円、国庫支出金 4 億9, 244 56, 000 円、療養給付費交付金 3, 165 53, 000 円、前期高齢者交付金 3 億2, 046 53, 000 円、県支出金 9, 385 53, 000 円、共同事業交付金 5 億5, 349 5 万円、繰入金 3 億6, 666 5 8, 000 円となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費12億5,771万4,000円、後期高齢者支援金等2億6,428万円、介護納付金1億939万7,000円、共同事業拠出金5億8,156万7,000円となっており、これらで歳出総額の約96%を占めておりま

す。

なお、本案につきましては、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっております。

次に、議案第32号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳 出予算の総額をそれぞれ5億9,674万9,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるもの であり、平成27年度当初予算と比較して6.9%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料 1 億1,631万円、繰入金 2 億3,881万3,000円、町債 1 億6,210万円となっております。

歳出の主な内容は、総務費 1 億2, 245万4, 000円、事業費 1 億7, 203万4, 000円、公債費 3 億216万1, 000円となっております。

次に、議案第33号 平成28年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成27年度当初予算と同額 となっております。

歳入の内容は、繰越金56万8,000円となっております。

歳出の内容は、一般管理費56万8,000円となっております。

次に、議案第34号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,272万6,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成27年度当初予算と比較して27.8%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,673万2,000円、繰入金1億2,052万8,000円、町債7,510万円となっております。

歳出の内容は、維持管理費3,998万9,000円、事業費6000万6,000円、公債費1億5,273万1,000円となっております。

次に、議案第35号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,042万7,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成27年度当初予算と比較して3.5%の増額となっております。

歳入の主な内容は、保険料 2 億9,132万5,000円、国庫支出金 2 億9,125万1,000円、支払基金交付金 3 億4,985万3,000円、県支出金 1 億8,988万6,000円、繰入金 2 億1,140万6,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費4,517万9,000円、保険給付費12億4,801万円、地域支援事業費4,603万6,000円となっております。

次に、議案第36号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,620万2,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成27年度当初予算と比較して6.1%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億668万9,000円、繰入金4,908万5,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費826万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,753万5,000円、諸支出金40万1,000円となっております。

次に、議案第37号 平成28年度矢吹町水道事業会計予算についてでありますが、本案は、収益的収入につき

ましては、総額4億1,011万8,000円を計上し、主な内容は、水道使用量を主とする営業収益が3億7,245万円、他会計負担金を主とする営業外収益3,766万6,000円となっております。

収益的支出につきましては、総額4億5,360万4,000円を計上し、主な内容は、受水費1億6,057万1,000円、 減価償却費1億4,647万8,000円、企業債利息2,967万8,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が、出資金3,372万円など、合計3,716万2,000円に対し、支出総額は2億817万9,000円となり、差引不足額1億7,101万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補塡するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費4,000万円、企業債償還金1億6,007万9,000円となっております。 以上で、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長(諸根重男君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日は、大変長時間にわたりご苦労さまでございました。

(午後 零時21分)

平成28年3月7日(月曜日)

(第 2 号)

平成28年第394回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年3月7日(月曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問											
本日の会議に付議事日程に同											
出席議員(16	名)										
1番	安	井	敬	博	君	2番	薄	葉	好	弘	君
3番	加	藤	宏	樹	君	4番	佐	藤	幸	市	君
5番	鈴	木	隆	司	君	6番	青	山	英	樹	君
7番	竹	元	孝	夫	君	8番	大	木	義	正	君
9番	熊	田		宏	君	10番	栗	崎	千七	弋 松	君
11番	角	田	秀	明	君	12番	吉	田		伸	君
13番	柏	村		栄	君	14番	藤	井	精	七	君
15番	鈴	木	_	夫	君	16番	諸	根	重	男	君
欠席議員(なし) 											

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 鸠	· 吉	郎	君	副町長	渡	邊	正	樹	君
教 育 長	栗	卞 正	樹	君	企画経営課長	冏	部	正	人	君
総務課長	藤田	也	晴	君	税務課長	三	瓶	貴	雄	君
町民生活課長	氏 家	表康	孝	君	保健福祉課長	泉	Л		稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間] —	幸	君	都市建設課長	福	田	和	也	君
上下水道課長	小 金	十 良	光	君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	佐	藤		豊	君

生涯学習課長

兼中央公民 梅 原 喜 美 君 館 長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫

◎開議の宣告

○議長(諸根重男君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(諸根重男君) それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間、回数の制限について確認させていただきます。

時間の制限については、質問、答弁それぞれ30分以内とし、回数については1間につき3回以内であります。 また、質問、答弁の制限時間3分前には、それぞれ予鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内での発言の 取りまとめをお願いします。

なお、30分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとします のでご承知ください。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 熊 田 宏 君

○議長(諸根重男君) 通告1番、9番、熊田宏君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番(熊田 宏君) 議場の皆さん、おはようございます。

通告に沿いまして、一般質問をさせていただきます。

町長の政策とダブり、ほかの議員さんの通告と多々ダブっておりますが、非常に申しわけありませんが、先 頭だということで質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、通告の1つ目です。

子育て支援策の拡充についてということで質問します。

- (1)子育て支援策の拡充が急務である。積極的な支援により、合計特殊出生率2.81の岡山県奈義町に倣うべきではないか。
- 1、保育料無料、2、出産祝金、3、予防接種無料、4、家賃割引、5、不妊治療、6、病児保育施設設置等を実施し、矢吹町が安定的に存続し続けるために、大英断をする時期である。

その下には、財源として書かせていただきましたが、これについては答弁をお願いするものではなく、財源 を提示しないで政策を提案するのはいかがなものかということで書かせていただきましたので、読ませていた だきます。 その財源としては、1、議員定数削減、2、議員報酬削減、3、副町長、教育長の退職金削減、4、徹底的なコスト削減、5、ふるさと納税、6、子育て税の導入、7、全国からの寄附を募るということで質問していきます。

自治体の少子化老齢化が叫ばれて久しいですが、最近の合計特殊出生率は、国が1.41、福島県が1.53、町が1.60となっている。データは平成25年度ごろなので、ちょっと古いですが、申しわけありません。

当町で本年2月に開催された、まちづくり懇談会では、町から人口置換比率2.1を2030年、平成42年までに達成し、それ以後は、その数値を維持しますと説明がなされました。

また、人口の目標設定については2060年、平成72年に1万4,000人とすると、あわせての説明がありました。 そこで、これらの目標とする数値を達成するには、何をするのか、どんな政策を打ち出し、具体的にどのような事業をやるのかということが、現実的に取り組むべきことになります。

こういうときに、矢吹町独自のアイデアを出すのも一案ですが、費用対効果とそのリスクを考慮した場合、 私は、成功事例に倣って事業を実施するのが適切であると思います。

近隣自治体では、中島村が今年度から保育料無料を実施しております。また、新年度からは、まず白河市では、不妊治療費助成事業、2番目に多子世帯保育料軽減、つどいの広場事業、白河っ子応援事業、児童クラブ施設整備事業を当初予算案で審議中であります。また、お隣の石川郡石川町では、新生児祝い金を、これまで第3子5万、第4子10万、第5子20万を支給しておりましたが、それを拡大し、第1子、第2子ともに5万円を支給するという新年度予算が提案されております。

石川町ではさらに、子育て世帯の定住促進のために住宅取得補助金も新たに設け、子育て支援に力を入れる と発表されております。

今月4日の本定例会初日の町長の施政方針演説では、さまざまな事業とその内容について触れられました。 その中でも、やぶきっ子応援事業として、第2子以降を対象に、出産祝金として5万円を支給、また、子育てサークルの活動、不妊治療費及び不育症治療費について助成金を交付するとの説明がありました。

以前の矢吹町の子育て支援と比較すると、格段によくなっているというふうに思いますが、中島村、白河市、 石川町と比較した場合どうか、これらの自治体より目に見えて特色のある子育て支援策だと言えるかどうか。 私は、そうは言いがたいと思います。

以前の当町の事業との比較ではよくなっていても、子育て世帯の皆さんは、近隣自治体と比べてどうかと、 そこで、どうして、どこで子育てをするか、どこに住むかを決定するというのは、当たり前だと思います。

よって、他の自治体で突出している、結果を出している事業を倣うべき、それが、岡山県奈義町であると思いますので、それに対しまして町長はどう考えていらっしゃるか、答弁をお願いします。

(2) 子育て世代の要望をすぐに施策に反映できるシステムをつくることにより、矢吹町独自の支援策を講じ、他の自治体との差別化を図ってはどうかということであります。

先ほど、施政方針の中の項目で、子育てサークルの活動の助成でありました。これは、行政が主体的に行っていくべきであると思いますので、助成では、ちょっとぬるいなというふうに思いますので、答弁をお願いします。

3番目でありますが、若者が気軽に集える場所をつくり、子育て予備軍世代の声を聞くべきではないかと。

若い方たちが、将来結婚して矢吹町に住みたいというふうに思っていただくようなことをやっていかなければ、結婚する以前から矢吹町に関心を持っていただき、結婚したら矢吹町に住みたい、子育てしたいというふうなことをやっていかなければ、ますます人口は減るばかりですので、その辺の答弁をお願いします。

一般質問の2つ目の項目であります。

町民の安全確保についてということであります。

1、町民の要望である、児童生徒のための通学路の歩道整備、2、事故防止のために砂利道の現道舗装、3、 犯罪抑止のために防犯灯・防犯カメラ設置をさらに加速するべきではないかということで質問させていただき ます。

施政方針でもこの辺は述べられておりましたが、道の駅や総合運動公園の今後の利活用についても3大施策ということで述べられておりますが、いまだに町民の方の要望は、公園だったり、道路だったりします。そして、その足元もしっかりやっていくのが、矢吹町が安心して暮らせる町、それがやはり、子育て支援にもつながっていくと思いますので、その辺どう考えていらっしゃるか、答弁をお願いします。

最後であります。

生涯学習社会の実践についてということで、質問させていただきます。

- (1) 当町の生涯学習活動は活発であると、多くの町民が認めている。町民の高齢化が進む現在、「学習の成果が適切に評価される社会」の実現に取り組み、さらに活気あふれる町にするために、どう取り組むのか。
- 今申し上げた学習の成果が適切に評価される社会というのは、生涯学習の目的であります。それにどう取り 組んでいくのかということであります。
- (2) 地域型スポーツクラブと体育協会並びにスポーツ少年団とのかかわり方について、どのように進めていくのかということで質問します。

以前、議会で、地域型スポーツクラブを実際にやっている団体でしたかね、に行って研修をさせていただきました。そこは、体育協会とスポーツ少年団との関係が、ちょっとおかしくなってしまって、補助金が終わったら、活動が立ち行かなくなっていきそうだというような現状でありましたので、同じ失敗をしないように、どう取り組んでいくのかということで質問をさせていただきます。

以上で、最初の質問を終わります。

ご答弁よろしくお願いします。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 議場の皆さん、おはようございます。

それぞれ9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

子育て支援策の拡充についてのおただしでありますが、本町では、人口減少に歯どめをかけるため、平成27年10月に矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、人口推計として、平成72年には人口が1万1,694人まで減少する見込みのものを、1万4,000人まで改善する目標を掲げております。

若い世代への支援を拡充することにより、合計特殊出生率を現在の1.6から2.1まで改善させるともに、現在108名の転出超過に陥っている社会増減を転出・転入数を同数とすることで、目標達成を目指すものであり、総合戦略では、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることを第一の柱に位置づけ、若い世代への経済的支援、子育て世代への仕事と家庭との両立への支援、次代を担う子供たちへの特色ある教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

岡山県奈義町の取り組みを見てみますと、高校生までの医療費無料化、不妊治療の助成、乳幼児親子が集える常設広場の設置、3人目以降の子供の放課後児童クラブ使用料や幼稚園授業料の無料化、さらには若者の移住・定住対策として、旧雇用促進住宅をリニューアルし、単身者でも入居可能とするなどの取り組みにより、出生数が17人増加し、合計特殊出生率が2.81まで上昇したことが紹介されております。

本町においても、同様の取り組みを行っておりますが、来年度より、新たに不妊治療に対する助成や、流産、 死産や新生児死亡など、不育症治療に対する助成を行い、あわせて子育て支援サークルに補助金を交付する制 度を創設することにより、子育て支援策の拡充の図ってまいりたいと考えております。

これら財源の確保につきましては、今回、第6次矢吹町まちづくり総合計画に合わせて、第6次矢吹町行財 政改革大綱及び実行計画を策定しておりますので、この計画に基づき、徹底した行財政改革を推進し、事務事 業の見直しを初め、内部管理経費の削減、普通財産の売却、町税等の収納率の向上等を行うことにより、4年 間の計画期間における目標額を2億円程度としながら、あらゆる方策を講じ、財源の確保に努めてまいりたい と考えております。

また、ふるさと納税については、昨今、新たな財源確保の手段として注目されており、自治体への寄附として、生まれ育ったふるさとへの貢献や、応援したい自治体を選ぶ制度として創設されておりますので、この制度を活用していくことが、今後の財源確保の観点から重要になってくるものと考えております。

なお、本町では、平成27年度のふるさと納税の寄附額の合計は、2月26日現在、509件、1,729万6,000円となっており、返礼品の還元率が半分程度でありますので、おおむね860万円程度が新たな財源となっております。

財源の確保にはさまざまな方法がありますが、歳入改革、歳出改革を進め、まずは、第6次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画を推進し、改革を徹底するとともに、新たな財源確保については、ふるさと納税を中心に、地元のPR、商品のPRを行いながら、より効果的に財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

平成28年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画がスタートする年であり、人口減少に歯どめをかけ、子育て支援策を初めとした各種政策・施策の展開により、人口ビジョン及び総合戦略の達成を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町独自の子育て施策により、他の自治体と差別化を図ることはどうかとのおただしでありますが、 議員おただしのとおり、平成28年度矢吹町政策大綱で、子育て支援を重点分野として掲げている本町において は、他市町村にはない地域性を反映した独自の支援策は必要であると感じております。

また、子育て世代の要望をすぐに反映できるシステムの構築についても同様であります。

施策に反映できるシステムについては、平成28年度の組織機構改革において、子育て支援室を子育て支援課 に昇格させ、窓口として子育て支援係と幼稚園保育園係を新設することといたしました。 また、人口減少・少子化の進行に歯どめをかける一つとして、子育て世代の要望やご意見をお聞きすることができる係を設置し、窓口とすることは、これまで以上に効果的であるものと考えており、なおかつスピード感を持って施策に反映できるものであると認識しております。

魅力ある本町独自の子育て支援策については、教育長から答弁させますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、気軽に集える場所で子育て予備軍世代の声を聞くことについてのおただしでありますが、子育て予備 軍世代が集まる場所や機会を提供することについては、どのような世代を対象とするのか、どのような方法で 集まっていただくのか、また、どのような場所がよいのか等の課題もあり、子育て中の世代に対し、平成25年 度に実施いたしました、子育てしやすい環境づくりを進めるためのアンケート調査では、「子育てを気軽に相 談できる相手はいますか」の問いに、相談相手の1番が親族、次が妻や夫であるという結果からも、個人的な 悩みやそれぞれの事情もあることから、早急に若者が気軽に集える場を設けることについては難しい状況にあ ると考えております。

これまで子育て中の世代からの相談は、さまざまな機会を通し実施してまいりました。例えば、にこにこひろばや保育園、幼稚園の先生、町の保健師が子育てに関する悩みなどを聞き取り、アドバイスなどを行ってまいりました。このような相談業務について、一定の効果はあったものと認識しておりますが、この対応により、子育て世代の課題が解決されたとは考えておりません。相談したい方の中には、結婚して矢吹町に転入してきた方など、親族や友人、知人が身近にいない方もおります。

今後、どのような仕組みで子育て世代の声を聞くことができるか、また相談できる場所の提供や必要とする 情報の提供方法などについて検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、子育て予備軍の声を聞くことについては、教育長から答弁させますので、ご理解とご協力をお願いい たします。

次に、児童生徒のための通学路の歩道整備についてのおただしでありますが、初めに、町が復興道路として 位置づける石川街道、奥州街道、田町・大池線の歩道整備につきましては、平成24年11月に住民説明会を開催 し、歩道拡幅を含めた道路整備計画について説明をさせていただいております。

復興道路として位置づけた路線につきましては、多くの町民が利用し、交通量も多く、児童生徒の通学時に は危険な状況であることは把握しており、歩道整備の必要性は非常に高く、特に重要な路線であると認識をし ております。

しかしながら、複数路線の同時期の整備の実施は、町の財政状況からも困難であるため、緊急性、優先度の 高い路線から計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

また、通学路として指定されている幹線町道等の歩道整備につきましては、矢吹町教育委員会が主体となり 運営される矢吹町通学路安全推進会議において、町内4小学校がそれぞれ年1回、PTAとの連携により実施 しております通学路合同点検の結果をもとに、歩道整備や交通安全対策など、対策必要箇所に応じて具体的な 実施方針等の検討を行っております。

現在、歩道整備中の路線につきましても、通学路合同点検の結果を受け、矢吹町通学路安全推進会議の構成 委員において、必要箇所の現地調査検討及び協議結果を踏まえ、優先的に整備する路線として認定を受け、事 業計画に基づき計画的に整備を進めております。

復興道路及び幹線道路の歩道整備につきましては、歩道を利用する児童生徒の安全な通学路を確保するため、より緊急性を重視し、優先順位を定めた事業の選択を行い、限られた財源の中で集中した歩道整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、事故防止のための砂利道の現道舗装についてのおただしでありますが、生活道路整備事業の中で、砂利道の開始を図る目的で進められております道路拡幅を行わない現道舗装工事は、平成17年度から事業に着手し、年間約8路線程度の整備を進めており、事業着手から11年を経過した現在においても、住民満足度の非常に高い事業であると認識しております。

これまでの道路整備要望件数は、平成28年2月末現在、158路線の要望があり、そのうち整備済み路線数は 98路線、未整備路線数は60路線であります。

平成27年度の整備状況についてでありますが、農林水産省の補助事業である農業基盤整備促進事業により、 主に農村部を中心とした現道舗装を進めておりますが、交付金申請額1,800万円に対して、交付決定額が180万 円で、交付率が10%と非常に低く、本年度は5路線の申請に対し、1路線のみの整備となっております。

また、生活道路を中心する現道舗装工事につきましては、町の単独事業でもあり、現在の厳しい財政状況によりまして、本年度は3路線の整備にとどまっております。

近年における年間の要望件数は、約7路線程度あり、毎年、要望件数が整備路線数を上回るため、未整備路 線の数が増加している状況にあります。

本議会で上程した平成28年度の当初予算につきましても、厳しい財政状況を鑑み、継続路線の完成を最優先に整備を進め、新規路線につきましては、継続路線の完成後に計画的に着手してまいりたいと考えております。町といたしましても、道路拡幅を行わない現道舗装整備事業につきましては、砂利道の解消はもとより、児童生徒を含めた道路利用者の安全・安心な歩行環境を容易に提供できるため、住民満足度の高い事業であることは十分認識をしているところでありますが、現状では、道路整備を要望されている全ての住民の皆様に満足いただける整備が思うように進まない現状がございます。

今後の整備方針につきましては、未整備路線の道路の利用状況、利用者数、特に緊急性を重視した目線から 再度調査を行い、住民の皆様に安全で安心な生活環境をできるよう、限られた財源の範囲内での整備を計画的 に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、防犯灯・防犯カメラの設置についてのおただしでありますが、防犯灯の設置につきましては、行政 区や子供を持つ保護者からの要望を受け、防犯上必要な箇所について計画的に整備し、現在LED灯、蛍光灯、 水銀灯、ナトリウム灯など合計2,118基を管理しております。

平成27年度の整備状況については、新規LED設置と蛍光灯からLEDへのつけかえ工事を含めて、45基の整備を実施いたしました。

今後も通学路などに優先的に設置し、教育委員会と連携を図りながら、必要な箇所については追加増設をし、 防犯灯の適切な整備、定期的な点検と維持管理に努めてまいります。

また、防犯カメラの設置についてでありますが、議員ご指摘のように、防犯カメラには一定の犯罪の抑止効果があると考えており、本町においても矢吹駅、小中学校、金融機関や店舗等の民間施設などに設置されてお

ります。

なお、平成28年度には、町図書館を初め、町立幼稚園等にも設置を予定しております。

議員おただしの公園につきましては、町が管理する公園において、現在防犯カメラが設置されているところはございません。騒音等の苦情が年1件程度寄せられますが、防犯カメラを設置するまでの必要性はないとの判断から、状況に応じて注意喚起の看板を設置するなどの対策を行っております。

防犯カメラにつきましては、熊田議員のおただしにもあるように、犯罪の抑止につながる手段の1つである と認識しておりますが、全国的にも問題となっております個人情報、プライバシー保護の観点、また投資効果 について十分な検討が必要であると考えております。

町民の安全確保のために有効な防犯灯・防犯カメラの設置につきましては、関係機関と連携を図りながら、 今後も適切な設置・管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 議場の皆様、おはようございます。

9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援について大英断する時期ではないかとのおただしでありますが、本町の子育て支援施策について、議員ご提案の岡山県奈義町の6つの施策と本町の施策を照らし合わせてみますと、1点目の保育料の無料化については、子育て世帯の負担軽減として平成21年度より、第3子以降、幼稚園・保育園無料化事業を実施しております。

また、幼稚園・保育園の園児全員の保育料無料化については、待機児童の解消を優先に取り組まなければならないと考えており、待機児童の解消が図られた後に、早期に実施に向け検討してまいりたいと考えております。

2点目の出産祝い金については、次世代を担う児童の確保のため、第2子以降の子を出産した場合、子育て 出産祝い金5万円を支給する事業を実施しており、平成27年度は67件、335万円の支給を予定しております。

3点目の予防接種については、定期接種について国の規定により無料で実施しております。また、任意の予防接種については、基本的な考えは、西白河郡で同じ対応を行っている状況であり、今後、独自性を持った対応については、検討してまいります。

4点目の家賃割引については、町営住宅の入居待機者について、町内の月額4万5,000円以下の民間賃貸住宅を借りている方に、家賃の一部として月額1万5,000円を限度に補助する制度を実施しており、現在14世帯に補助しております。

5点目の不妊治療については、平成28年度より、新規事業「やぶきっ子応援事業」として、不妊治療を受けている夫婦や、不育症のため子供を持つことが困難な夫婦に対して、それぞれ不妊治療費と不育症治療費について、一部治療費を補助する事業を実施してまいります。

特に不育症治療費は、県内で実施しているのは南会津町と西会津町の2町だけであり、県南では矢吹町が最初となります。これらの事業は、妊娠を希望する方の後押しとなり、1人目、2人目と人口増加政策の一助と

なるよう、事業を展開してまいりたいと考えております。

6点目の病児保育施設については、保護者の方が勤務等の都合により、みずから看護を行うことが困難なと きに、病気の間や病気の回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりする施設であります。

現在、町内にそのような施設を設置することは、難しい状況にあります。しかし、平成25年度に実施しました、子育てしやすい環境づくりを進めるためのアンケートの結果では、利用したいとの声もあることから、現在、しらかわ地域定住自立圏構想推進協議会を通じ、検討しているところであります。

そのほかにも、現在行っている子育て支援事業は、親子同士の交流の場として、子育て支援センター、育児に係る支援活動としてファミリーサポートセンター、共働き家庭や留守家庭の児童に対する支援として、放課後児童クラブ事業や幼稚園保育園預かり保育事業、子供の体力向上のため昨年オープンし、町内外の子供及び保護者の皆さん約3万6,000人が利用し、大変好評をいただいている「未来くるやぶき」等がございます。

このように、妊娠期、乳幼児期、就学期まで、子育でする家庭に寄り添った、切れ目のない支援をさらに充実させ、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの目標である合計特殊出生率を2.1に上昇させるため、第6次矢吹町まちづくり総合計画、そして、子ども・子育で支援事業計画に基づく事業展開を図り、より子供を産み育てやすく、より子育でしやすいまちづくりを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町独自の子育て施策により、他の自治体と差別化を図ることはどうかとのおただしでありますが、 現在、子育て世代の要望を協議する場として、子ども子育て会議があります。構成する委員は、保育園の保護 者会長、幼稚園PTA会長、小学校PTA会長、児童クラブ保護者代表等であり、現役の子育て世代の貴重な ご意見を聞くことができる機会として捉えております。

また、本町で実施している子育て支援事業につきましては、さきに答弁させていただいたとおりでありますが、さらに独自の新規事業といたしまして、育児不安の解消を目的に実施する情報交換や育児学習会等の活動に対して補助する子育でサークル支援事業を新たに実施してまいります。その際、サークル団体の保護者が集まる機会に、子育で世代から要望を聞く機会を設けたいと考えております。

なお、要望をすぐに反映するシステムとして、4月からスタートする子育て支援課が、子育て世代の施策を 考える専門部署となります。

子育て支援課の設置により、今後、子育て支援策について十分検討することができますので、他市町村とは 違う本町の子育て世帯のニーズに合った、よりよい施策を実施してまいります。

また、子育て支援にかかわる情報発信にも力を注ぎ、魅力あるまち、子育て支援のあるまち、子育て支援の 声が届くまちとしてアピールをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、気軽に集える場所で、子育て予備軍世代の声を聞くことについてのおただしでありますが、子育て予備軍世代については、独身の方、結婚する方、出産を迎える方、現在子育て中の方、それぞれの立場で子育てに関する悩みは、さまざまにお持ちのことと認識しております。

議員おただしのとおり、子育て予備軍世代のご意見を聞くことは大切なことであると、私も同様に感じております。

しかし、未婚の若い男女の子育て予備軍世代の方々の声を聞くことは、教育委員会として、どうつながりを

持っていけばよいか、大変難しい問題であるとも考えております。

結婚する方や出産を迎える方が、役場窓口に婚姻届や母子健康手帳の手続等においでいただいた際に、子育て支援の説明や子育て相談を行うことは現在も実施しているため、その内容の集約化を図り、関係課との協議、検討を施策に反映させてまいりたいと考えております。

また、現在子育で中の方々については、子育でを支援するボランティア団体、育児サークル、保育園保護者会、幼稚園PTA、小学校PTAなど、役員会の際等に、意見を聞くことができます。そこで、最も意見を聞く場を設けにくいのは、独身男女の方々であります。意見を聞く場を新たに設けたり、こちらからそのような場に出向いたりすることができるかと申しますと、なかなか難しいものがあります。

こうした方々と、今後どのようにしてつながりを持つことができるか、どのように興味、関心を持っていただくことができるか、どのように子育て支援情報を発信していくことができるか、そして、ご意見を聞く機会を設けることができるか、役場内の関係各課や専門家等のご意見も伺い、協議、検討してまいりたいと考えております。

今後、子育て支援に関するさまざまなニーズを幅広く把握し、子育て支援の施策に反映させて、一層、子供を産み、子育てしやすい町にしていくことができるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民の安全確保についてのおただしでありますが、各学校及び教育委員会では、児童生徒の安全確保について最優先に考え、安全対策について取り組んでいるところであります。通学路安全点検の実施状況につきましては、学校とPTAの協力のもと、毎年通学路点検やその他の危険箇所の点検を実施し、危険箇所の把握を行っております。

通学路の危険箇所の対策としましては、小学校ごとに危険な十字路や交差点、T字路及び交通量の多い箇所等について、児童に安全な通行の仕方を指導するとともに、のぼり旗や看板を設置し、ドライバーへの注意喚起や交通安全啓発活動に努めております。

しかしながら、各学校の指導や対策だけでは対応が困難な通学路の危険箇所については、国土交通省郡山国 道事務所、福島県県南建設事務所、白河警察署及び矢吹交番、交通教育専門員、町都市建設課、町民生活課、 教育委員会により構成される矢吹町通学路安全推進会議を平成24年度に設置し、安全対策に努めてまいりました。

より一層、通学路の安全確保に向けた取り組みを図るため、推進会議では、矢吹町通学路交通安全プログラムを策定し、関係機関が連携を図りながら、子供たちの安全対策を講じております。

具体的には、年3回、推進会議を開催し、町内の国道、県道、町道における危険箇所を把握するとともに、 各関係機関と情報を共有し、通学路の危険箇所の解消・改善に努めております。

平成27年度は、5月に第1回目の会議を開催し、前年度までの対策必要箇所が解消されているか進捗状況を報告していただきながら、毎年、小学校区ごとに実施している通学路安全点検の結果をもとに、当該年度に出された箇所を協議案件に追加しております。

4小学校区別の対策必要箇所については、矢吹小学校区8カ所、善郷小学校区9カ所、中畑小学校区8カ所、 三神小学校区7カ所、計32カ所あることを確認したところであります。 7月の第2回の会議では、全32カ所の現場について、合同安全点検を行い、2月に開催した第3回目の会議では、平成27年度に協議した箇所の対策についての進捗状況の報告及び平成28年度の対策予定箇所について確認を行いました。

平成27年度については、矢吹小学校区では横断歩道設置等が3カ所、善郷小学校区では道路標識移動が1カ 所、中畑小学校区ではガードレール改修が1カ所、三神小学校区では歩道の延伸等が2カ所であり、計7カ所 について関係機関のご協力をいただき、危険箇所の解消、改善が図られたところであります。28年度にも、各 学校区ごとに数カ所予定しております。

なお、昨年9月議会の熊田議員からの一般質問への答弁と重複いたしますが、教育施設内における設備面での対策としてもございますが、時間の関係上、その点については機会を設けてお答え申し上げたいと思います。

- ○議長(諸根重男君) 簡潔にお願いします。
- ○教育長(栗林正樹君) 次に、生涯学習活動が、さらに活気あふれる町にするために、どう取り組むかとのおただしでありますが、議員おただしのとおり、矢吹町では、社会教育団体、体育団体のように活発に活動されております。そして、そのような活動については、サークル情報ネットにおいて公開をしてございます。今度とも一層、生涯学習の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、総合型地域スポーツクラブについてでございますが、体育協会並びにスポーツ少年団とのかかわりについては、両者の代表の方々にもお集まりをいただいて、会議を開催し、より町民にとって活動しがいのあるクラブにしたいということで、5月1日に、その会が発足できるように、今、準備を進めているところでございます。

十分な答弁にならないことをおわび申し上げて、以上で9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。 失礼いたしました。

- ○議長(諸根重男君) 何か再質問あったらば、時間がほとんどないんですけれども。 9番。
- ○9番(熊田 宏君) 最初の質問のときに、傍聴席の方に御礼を申し上げるのを忘れました。傍聴していただき、ありがとうございます。

特に、立候補予定者の方もいらっしゃるので、反面教師として見ていただければ幸いです。

3点ほど質問させていただきますが、子育てについて2点です。

病児保育施設、私の娘が小山におりまして、有効に利用させてもらっています。子供が病気になっても見てもらって仕事に行けるということなので、教育長の答弁からは、待機児童は解消すべきなのが先であると、それが終わったらやると。かなり時間がかかってしまうと、ほかと差別化できないで、矢吹町はやっぱりだめだということになってしまいますので、大変でしょうけれども、やっていただくと。じゃ、財源をどうするんだと。

またふるさと納税にいきますが、上士幌町というのが北海道にあります。そこでは牛肉メインで出していますが、たくさんのふるさと納税をいただいてやっていらっしゃいます。矢吹に牛肉はあるのかと、JAさんの牛肉を出していますが、ないとしても、飯舘村、飯舘村は、実際機能はしておりませんが、ふるさと納税で2010年はゼロでしたが、11年に11件37万円、12年に6件123万円、2013年は10件で192万円、2014年は19件で

225万円と。何もないけれどももらっていると。これは北海道から沖縄まで、福島県のみそもありました。ほかの特産品を返礼品にして、ふるさと納税をいただいていると。そういうこともやる気になればできるということなので、できない、できないと言ってしまうと何もできないので、何ができるか、どうすればできるか、そう思っていただかないと町民の方は納得しないというふうに思いますので、病児保育施設、ぜひ検討していただいて、ここは検討する、しないの答弁を10秒ぐらいでやっていただければ幸いです。

財源について、ふるさと納税を申し上げました。

2つ目ですが、現道舗装、本当に住民の方は喜んでいます。つい最近もでき上がって、本当によかったと喜んでいらっしゃいました。これも財源が大変でしょうけれども、やっぱりふるさと納税、いかに稼げるか、自治体がお金を稼ぐのは、ここが一番取り組みやすいというふうに、3回、4回続けて定例議会で申し上げていますが、いかに納税額を稼ぐかという取り組みを真剣にしていただいて、そういう思いがあっても、友人の議員のところの事務所に行ったら、すてきなはがきがありました。「思ったとおりにはならないが、やったとおりにはなる」と。やっぱり実行しないと何も結果は出ないので、思っているだけではだめだと思うので、実際に行動に移すという取り組みをしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

この2つの答弁を、うまく時間を使っていただければ幸いです。

よろしくお願いします。

- ○議長(諸根重男君) 9番、熊田議員さん、あと40秒しかありませんが。
- ○9番(熊田 宏君) 十分でしょう。
- ○議長(諸根重男君) じゃ、それでは……
- ○9番 (熊田 宏君) 議長がそういう なことをするんだら しますけれども、時間があるならや るべきでしょう。傍聴の方見ていますよ、ちゃんとやってください。
- ○議長(諸根重男君) わかりました。答弁を求めます。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、9番、熊田議員の再質問にお答えさせていただきます。

幼児保育施設、歩道の整備、その他さまざまなご要望がございました。これらについて、やるのかやらないのか、やる方向で検討していきたい。なおかつ財源の確保についても、さまざまな手段を講じながら財源確保に努め、さらに費用対効果、優先順位をきちっと定めながらやらせていただきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) では、再質問にお答えを申し上げます。

保育所待機児童解消を図ってからということにつきましては、図ってから、保育園の無料化について検討してまいりますと。それから病児保育施設の新設につきましては、正直言いまして、その看護婦の確保という大

きな問題もございますので、矢吹町では大変難しい、だけでは難しいということで、厚生病院で実施するような方向で、しらかわ定住自立圏構想推進協議会の中で、現在検討していただいているところでございます。 以上で、答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 以上で、9番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

(午前10時47分)

○議長(諸根重男君) それでは、再開いたします。

(午前10時56分)

◇大木義正君

○議長(諸根重男君) 続きまして通告2番、8番、大木義正君の一般質問を許します。8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番(大木義正君) 議場の皆さん、おはようございます。

また、お忙しい中、傍聴においでくださいました皆さんには、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

一部、同僚議員と質問内容が重なる部分もありますが、私なりに質問させていただきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

また、再質問も予定しておりますので、再質問の答弁の時間を考えていただけるよう、あわせてお願い申し上げまして、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、平成28年度矢吹町一般会計当初予算額のうち、自主財源の予算額は26億1,554万5,000円、うち町税 分は22億821万円となっております。一方、地方交付税を含む依存財源は43億9,445万5,000円で、両方合わせ ると70億1,000万円と見込んでおります。

自主財源の割合は、町税分で31.5%、その他使用料及び手数料や繰入金などを含めた自主財源の割合は37.4%であります。一方、依存財源の割合は62.6%となっております。

これから、矢吹町は震災からの復興に向けて、多くの事業に取り組んでいかなければなりません。今年度からは、第6次矢吹町まちづくり総合計画もスタートします。計画を推進するためには、国や県の有利な補助金や交付金を活用して事業を進めていくことはもちろんのことですが、将来に向けての財政基盤をしっかりと構築していくためにも、町税を初めとする自主財源の強化が重要であると考えます。

自主財源について、今後どのように推移していくと分析しているのか伺います。あわせて、自主財源の強化、 町税等の増収を図るために、どのような政策を打ち出して取り組んでいく考えなのかもお伺いします。

次に、子育て支援についてお伺いします。

現在取り組んでいる子育で支援事業については、例えば3人目以降の幼稚園・保育園の無料化、放課後児童 クラブを各小学校で実施したり、待機児童の解消に向けた取り組みを進めるなど、町として、できる限りの努 力をし、子育てしやすい環境の整備に努めていることは、私なりに評価いたしております。

しかしながら、現在、矢吹町が取り組んでいる子育て環境の整備については、先ほど同僚議員も質問したように、ほかの市町村も同じように取り組んでおります。隣の中島村のように、幼稚園・保育園の完全無料化を実施している自治体も、中にはあります。私も小さな子供さんを持つお父さんやお母さんから、「矢吹も同じようにできないんですか」という質問を時々されることがあります。そのたびに、「矢吹は、中島村と比べて子供の数が多過ぎて、無料化にすると財政負担が大変なんです」と、何とか理解をしてもらうようにしておりますが、子供を持つ親の立場からすれば、中島村がうらやましいと思うのは当然の心理だと思います。

一方では、「矢吹では小さい子供を遊ばせることができる「未来くるやぶき」があって、とってもありがたい」と評価していただいている声もあります。

矢吹町は、子育てしやすい町だと思う人の割合は、45.7%と、5割を切っております。子育てにお金がかかり過ぎるので、子供をもっと欲しくても産めないという声もあります。このような状況を打破していかない限り、将来の合計特殊出生率も目標値に届かないと思います。今後、例えば幼稚園・保育園の負担軽減や出産祝金の増額など、子育て支援事業をより充実させ、拡大するための新たな政策を考えているのか、お伺いします。また、働く環境の変化や核家族化などにより、子供を定時に迎えに行けない親や、休日・祝日でも仕事を休めなかったり、急な用事で子供を預かってほしいという場合もあるかと思います。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、「未来の矢吹を担う子供たちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子供たちが心豊かに学び成長するまちをつくります」とうたっております。これが、キャッチフレーズだけで終わらないように、平日の遅い時間まで預かってもらえる施設や、休日・祝日・急用時に預かってもらえる施設の整備も、今後検討していく必要があると思いますが、町の考えをお伺いします。

次に、健康のまちづくりについてお伺いします。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、健康のまちづくりを推進しますとあり、1つは、健康づくりの推進、もう一つは、予防医療と地域医療の充実とあります。近年、平均寿命の延びと同時に、医療費や介護費の伸びが著しく、町民や町の負担がふえてきております。負担を減らしていくには、町民一人一人が健康に生活して、なるべく病院や介護施設にお世話にならないようにすることだと思います。そのためには、予防医療の充実と健康づくりだと私は考えます。

予防医療に関しては、特定健診、町民健診、ペットがんドック健診などを実施しておりますが、対象者における受診率は、それほど高くはないと認識しております。受診率を向上させるための取り組みを、どう進めていくのかお伺いします。あわせて、健康寿命を延ばすためには、一人一人が自分に合った健康づくりが大切です。例えば、福祉会館で行われているヘルスアップ教室には、多くの方が参加していると伺っております。この事業のように、誰でも気楽に参加することができて、健康づくりやスポーツが楽しめる、そんな町を目指してほしいと思います。

ことし5月に設立予定の矢吹スポーツクラブ、詳細は知りませんが、大いに期待しております。1人でも多くの町民が、年齢・性別に関係なく参加できるような、そんなまちづくりを進めていってほしいと願っております。予防医療と健康づくりを一体化して取り組んでいけば、みんなが健康で幸せな生活を送れると確信します。そのためには、1人でも多くの町民に健康に関心を持っていただいて、参加してもらうことが、事業を進

めていく上で大事な要素の1つと思うが、どのような取り組みをしていく考えなのかお伺いいたします。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、自主財源の今後の推移をどう分析しているかについてのおただしでありますが、自主財源は、地方 公共団体がみずからの権能に基づいて自主的に納入できる財源であり、地方税、分担金及び負担金、使用料及 び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当いたします。これら自主財源の確保については、 行政活動の自立性、安定性を図る上での尺度にもなっております。

平成28年度一般会計当初予算における財源全体に占める自主財源の比率、いわゆる自主財源比率につきましては、平成27年度と比較して0.3%増の37.4%を見込んでおります。

また、平成26年度決算は35.8%であり、これは、県内市町村平均32.5%、町村平均24.9%と比較しても高い 数値を示しており、財政運営の安定性が図られているものと認識しております。

自主財源比率がふえた主な要因としては、復旧復興需要による企業業績の改善に伴う所得の伸び、震災後の 新築住宅の増加に伴う固定資産税の伸び等による町税の増収が挙げられます。

しかしながら、今後の自主財源の推移につきましては、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づく人口減少、少子高齢化の進行により、町税については減収に転じ、生産年齢人口の減少に応じて、毎年徐々に減収が見込まれることや、施設利用者の減少により使用料等についても減少していくものと分析しております。

これら自主財源の低下は、財政運営の安定性を損ねる要因となり、今後のまちづくりにおいて、自主財源の 確保は極めて重要な課題であることから、持続可能なまちづくりに向け、将来を見据えた各種施策を講じてま いりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、自主財源を強化するための政策と取り組みについてのおただしでありますが、自主財源の確保については、まちづくり総合計画を推進するに当たって重要な課題であり、依存財源である地方交付税や国県支出金を確保することも非常に大切でありますが、現下の国の財政状況を鑑みますと、これら依存財源の将来見通しが不透明であることに加え、自立した行財政運営を築いていく観点においては、可能な限り自主財源を中心とした財政構造とすることが重要であります。

そのため、歳入確保の取り組みを進めるに当たっては、自主財源の確保に最大限に努める必要があり、特に 自主財源の根幹でもある町税の増収策を講じなければならないものと考えております。

近年の個人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の税収の推移を見てみますと、東日本大震 災発生以前の平成22年度では、調定総額22億6,772万5,000円、収納率88.33%、平成26年度は、調定総額24億 371万2,000円、収納率92.30%と、調定総額、収納率ともに上昇傾向となっております。

これら調定額の税目別の状況を見ますと、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税については、大きな増減はありませんが、個人町民税及び法人町民税で大きく伸びております。

このことは、東日本大震災からの復旧・復興関連事業等に伴う営業所得の増加、東京電力から支払われた賠

償金による農業所得の増加、さらにはリーマンショック以降の企業業績の回復及びそれに伴う給与所得の増加 等が要因として考えられ、いずれも一過性のものであり、特に個人の営業所得については、平成25年度の10億 783万7,000円をピークに、その後は減少傾向となっております。

一方、収納率の向上においては、徴収体制の強化による滞納処分の実施、支払い機会の拡大、さらには納税 啓発等の各種取り組みが着実に成果としてあらわれているものと認識しており、平成28年度においては、さら なる徴収体制の強化を図り、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

一つには、個人町県民税の特別徴収の推進であります。

個人町県民税の特別徴収は、給与支払者である事業主が従業員に給与を支払う際に、あらかじめ従業員の町 県民税を給与から天引きし、町に納付する制度であります。

平成27年度当初課税において、本町に従業員の給与支払報告書を提出した事業所で、特別徴収を実施している事業所は、1,395件でありますが、実施していない事業所は557件であります。

地方税法では、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務づけられておりましたが、これまでは、それが徹底されていなかったことから、福島県において、平成28年度までに特別徴収による納付を推進していくことを決定したところであり、本町においても、県内の他市町村と連携を図りながら特別徴収の推進を図り、徴収率の向上に努めてまいります。

2つには、滞納整理事務の強化についてであります。

滞納者への徴収対策の一層の充実、及び町単独では対応が困難な悪質等滞納者の滞納整理に専門的に取り組むことを目的に、平成26年10月から、白河地方広域市町村圏整備組合内に滞納整理課を設置しております。

実績といたしましては、平成26年度が移管金額3,623万2,897円に対し、徴収金616万586円、徴収率17.02%、平成27年12月末現在では、移管金額5,113万185円に対し、徴収金額2,706万504円、徴収率52.92%の徴収実績となっており、引き続き、連携を図りながら滞納整理に取り組んでまいります。

また、今回の組織機構改革では、税を初めとする各種料金の効果・効率的な徴収を目的に、滞納整理係を平成28年度から税務課内に設置することとしております。

滞納整理係では、町税及び公課に係る徴収事務の一元化に関する事務取扱要綱に基づき、公金徴収の一元化による過年度滞納繰越金の収納率向上に向け、町税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園・保育園の保育料及び県南都市計画下水道事業受益者負担金の滞納整理を重点に、より一層、自主財源の確保に努めてまいります。

これら収納率の向上対策とあわせ、人口減少社会の中では税源の拡充策も講じていかなければならないと考えております。

具体的には、横断的な施策による定住・移住促進、婚活支援事業の取り組み、子育て支援の充実による人口増加、企業誘致の推進等による安定した雇用の創出など、地方創生の対策を進め、人口減少に歯どめをかけることにより、安定した税源の拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、使用料等の受益者負担の適正化を徹底するほか、ふるさと納税の、より一層の推進と利活用が、今後の財政運営においても大きな鍵になると考えております。

このように、自主財源の取り組みに加え、国や県の動向を的確に捉えながら、本町の施策に合致する補助金

や交付金などに即時に対応するとともに、交付税参入率の高い有利な起債を活用しながら、事業の展開を引き 続き実施していくことが、行政運営の安定的な確保、まちづくり総合計画の確実な推進に結びつくものである と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子育て支援事業をより充実させ、拡大するための新たな政策についてのおただしでありますが、本町では、第5次矢吹町まちづくり総合計画で、子ども・子育てにおける基本目標である「地域の宝として子どもをみんなで育て、子どもたちが心豊かに成長するまちをつくります」を実感できる町を目指し、子ども・子育て支援事業に取り組んでいるところであります。

また、平成26年度に策定した矢吹町子ども・子育て支援事業計画では、計画策定に当たり、幼児期の教育・ 保育、子育て支援に対する需要や課題などを把握し、町独自の特色ある子育て世帯に対する支援や、子を持つ 親の声やアンケートの意見等を反映させております。

具体的には、町立幼稚園・保育園・放課後児童クラブの利用時間の延長など、子育て世帯のニーズを反映し、 事業を実施しております。

さらに、当該事業計画には、第3子以降、保育所・幼稚園無料事業を初めとする、本町の子ども・子育てに 関連する119の個別事業を次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に位置づけており、毎年度その進捗状況について点検・評価を行っております。

今後は、来年度から新たに始まる、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、家庭だけでなく、職場や地域全体で子育てを支援し、保護者だけでなく町民全員が子供たちの未来を見守り、育てていく町を目指し、切れ目のない子育て支援を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、子育て支援事業の拡充・拡大するための新たな政策については、教育長に答弁させますので、よろし くお願いいたします。

次に、平日の遅い時間や休日に利用できる施設についてのおただしでありますが、本町では、共働き家庭の 増加や、就労時間の多様化に伴い、保育園等に子供を預けたいと考える家庭が増加しております。

町としましても、お母さんが働きやすく、安心して子供を預け、働くことができる環境づくりとして、先ほども述べましたが、保育園と幼稚園での延長保育や預かり保育、児童クラブでの延長利用など、子育て世帯のニーズを踏まえ、それぞれ利用できる時間帯を延長する取り組みを実施しております。

また、育児に係る支援活動として、ファミリーサポートセンターの開設など、子育て環境の充実を図ってきたところであります。

今後は、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、「未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学ぶ成長するまちをつくります」の指針に沿った事業の実施を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後、利用できる施設の検討については教育長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

次に、病気や介護を予防し、健康寿命を延ばすための政策についてのおただしでありますが、本町の医療費の現状につきましては、がん、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病による医療費が高額であり、件数では高血 圧症での受診者数が多い状況となっております。

また、高齢者の介護状況につきましては、要介護者及び介護給付費が年々増加傾向にあり、生活習慣病の重

症化により介護認定者となるケースも多い状況となっております。そのため、今年度は、健診・医療・介護データ等の分析を行い、町の健康課題を明確にし、健康寿命の延伸と健康格差の短縮を図り、効果的・効率的な保健事業を推進するため、データヘルス計画の策定を進めております。

これらを踏まえ、平成28年度から新たに始まる町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、健康なまちづくりの推進、予防医療及び地域医療の充実を施策とし、各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、議員おただしの健康寿命につきましては、平均寿命の中で活動的に暮らせる期間のことを指し、国が 発表している健康日本21においては、男性72.42歳、女性73.62歳となっております。

これら健康寿命の延伸に向けた取り組みとしましては、町民健診、特定健診等を実施することで、病気の早期発見、早期治療が大変重要であると考えております。

現在、特定健診受診率の国の目標値は60%に対し、本町では、平成26年度の受診率が51.3%と低い状況にありますが、過去の受診率を見ますと、平成23年度43.1%、平成24年度47.8%、平成25年度47.7%と、少しずつではありますが、増加傾向にあります。

受診率向上に向けた主な取り組みとしましては、土曜・日曜日健診の実施や新たな健診項目に心電図・眼底・貧血・尿酸検査等を追加するなど、魅力ある健診に努め、さらに、人間ドック・PETがん検診等の実施により、健診機会の拡大を図っております。

また、未受診者対策としましては、21名の保健事業訪問員による全戸訪問を行い、働き盛りの年齢層には、 ダイレクトメールの送付、広報紙へは健診の重要性についての特集掲載、また、町内を広報車により巡回し、 「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図りながら、受診率向上に向け取り組んでおります。

今後も、健康なまちづくりを目指し、各種事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいた します。

最後に、健康のまちづくりのための町民への呼びかけについてのおただしでありますが、町では健康の保持 増進を図るため、福祉会館を会場に、ヘルスアップ教室を週5日、7コース実施しております。

現在、参加者は113名で年々増加しており、開始前に比べて体力年齢が7.3歳若返った等の効果や、「体力がついた」「体重が減少した」「血圧が下がった」等、数多くの声が上がっております。

今後も健康の保持増進、重症化予防に重点を置き、さらには生涯学習の一環として取り組む総合型地域スポーツクラブ等と十分連携を図ってまいります。

総合型地域スポーツクラブの設立につきましては、熊田議員への答弁と重複いたしますが、多くの町民の皆様が気軽にスポーツを楽しめる機会をふやし、健康的な生活を送れることを目的として、今年度、(仮称)矢吹スポーツクラブ設立委員会を組織するとともに、平成28年度のクラブ設立に向けてのプレイベントとして、さまざまな教室やイベントを開催いたしました。

プレイベントにつきましては、事業対象者向けに小学校、中学校、公民館利用者等に周知を行い、多くの 方々に参加していただきました。

(仮称) 矢吹スポーツクラブを5月1日に設立するに当たり、各種団体への呼びかけやホームページ等の活用、クラブ広報紙等の発行により、会員の募集、事業の周知等を図り、多くの町民の皆様に登録をしていただ

き、スポーツ技術の向上を目指したり、楽しみながら行えるスポーツなどを通して、世代及び地域の交流が盛 んになるよう努めてまいりたいと考えております。

(仮称) 矢吹スポーツクラブを初め、各種事業への参加につきましては、PRをさらに強化しながら、町民 一人一人が健康でいきいきとした生活が送れるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいた します。

以上で8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、現在実施している子育て支援事業をより充実させ、拡大するための新たな政策についてのおただしでありますが、新たに始まる第6次矢吹町まちづくり総合計画における、「未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学ぶ成長するまちをつくります」に基づき、平成28年度より、子育て支援事業の充実として、新規に、不妊治療を受けている夫婦や、不育症のために子供を持つことが困難な夫婦が不育症治療等を受けた場合に、経済的負担を軽減し、少子化対策に資することを目的とする助成事業を実施いたします。

また、家庭の子育て支援の充実を図るため、保護者同士の交流、子供同士の交流を活発化させ、子育ての不安感、孤立感を軽減し、子育てを楽しむ環境づくりを進めるため、子育てサークル支援事業を実施してまいります。

具体的に、子育てサークル活動支援事業では、乳幼児と保護者が集まり、子育てに関する学習や情報交換、 その他の活動を行う子育てサークルに対し、活動に要する経費の一部について、3万円を限度に補助する事業 等を実施してまいります。

さらに、本町ホームページのリニューアルにあわせ、これまで各課ごとに発信していた子育で情報を集約し、 必要な情報が容易に確認できる子育でホームページの開設について準備を進めております。

また、ホームページのほかに、全国的に導入が進んでいるスマートフォン向けの子育てアプリを導入し、妊娠期から就学中の家庭を対象に、情報を配信する仕組みを検討しているところであります。

子育てアプリは、幼稚園及び保育園等の情報のほか、子育てイベントの情報や利用者が求める情報をすぐに 閲覧できる仕組みであり、町内にお住まいの子育て世代や移住を考えている子育て世代に向け、本町の充実し た子育て支援の情報を発信するツールとして期待しているところであります。

今後も、子育て世代のニーズを踏まえ、子育て支援施策を充実・拡充してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、平日の遅い時間や休日に利用できる施設についてのおただしでありますが、議員おただしの平日の遅い時間や休日に利用できる施設につきましては、平成25年度に実施した、子育てしやすい環境づくりを進めるためのアンケートからも、共働き家庭の増加や就労時間の多様化に伴い、保育園等に子供を預けたいと考える世帯が増加しており、子育て支援策として、お母さんが働きやすく、安心して子供を預け、働くことができ

る環境づくりを図るため、一時保育機能を持つ施設整備についても関係機関と検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(諸根重男君) 再質問はございませんか。8番。
- ○8番(大木義正君) 再質問の前に、答弁の時間はどのくらい残っていますか。
- ○議長(諸根重男君) 大体10分あります。
- ○8番(大木義正君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、自主財源の確保についてなんですけれども、現在、個人住民税とか企業法人税がふえているということと、あとは収納率が向上していると、あと、滞納整理課の活用を今後も考えていくということなんですけれども、当然収納率の向上とか、滞納整理課の活用は、今後とも必要だと思いますので、それは答弁でわかりましたのでいいんですけれども、やはり自主財源、基本的に町税をだんだんふやしていくというのは、将来的には、どうしてもやっぱり矢吹町にとっては必要だと思います。

前期基本計画の財政シミュレーションにおいても、今後財源の不足が見込まれるということはうたっていますけれども、やはりそのために、いかにしてこの町税をふやしていくか、その政策をどうしたらよいかというのがやっぱり大事なことなんだと私は思うんですけれども、例えば個人所得の向上が一番いいんですけれども、これは、なかなか世の中の景気のあれによって左右されますので、なかなか難しい部分もありますが、やはり企業進出、やっぱり企業誘致を図って、企業進出をしてもらって、法人税とか固定資産税の増収を図るということとか、あとは地場産業の活性化、あるいは交流人口の拡大などありますけれども、あと、若者定住施策の充実ということで、現在それは15万から50万の範囲内で、若い人たちが住宅を建てた場合に補助するという制度はありますけれども、それはかなり効果が今出ているとは思います。

一番は、やはり企業の進出と、若い人が矢吹町に住んでいただけるような、そういう政策をもっと充実した ものにしていくということが大事だと思うんですけれども、その辺の考えをお伺いします。

子育て支援についてですが、例えば、一昨年の8月に、我々文教厚生常任委員会で新潟県の長岡市を視察した際に、子育ての駅千秋というところを視察させていただきました。

そこは、毎日親子遊びができることとか、あと子育ての相談会もできるとか、母親たちだけでいろいろと話し合いができるとかあるんですけれども、保育士が常駐しているんですよね。保育士が常駐していて、そこで一時保育ということをできると。一応事前連絡という部分が必要なんですけれども、前の日までに連絡いただければ、例えば明日、ちょっと買い物があるので1時間預かっていただけませんかとか、3時間預かっていただけませんかとか、最高1日8時間まで預かっていただけると。1時間300円の有料ですけれども、300円の負担で預けることができる。そういう施設も、近い将来、矢吹も併設すべきではないかと。

例えば、未来くるやぶきの一カ所に、そういうところができれば、例えば急に、どうしても用事ができて、 近くに預けられる人がいないのでお願いできますかということも、できれば可能だったら、若い子育て中の人 は助かるんじゃないかと。

あとは平日遅くまで、あるいは祝日、休日に預けることができるというのは、かなり町民の方の中からも、

ある程度要望があるので、例えば今、延長保育はやっています。それはやっていますけれども、やはり例えば 夜8時とか、その辺までちょっと預かってもらえないかという人も、中には多分いると思うんですよ。各保育 所とか幼稚園にそのままずっと延長ということになってしまうと、町の負担もかなり大きくなると思うんで、 例えば、これからも町で対応できない部分は、20人以下の小規模の保育所をつくってもらって、そういうとこ ろにお願いするということも当然出てくると思うんで、例えば夜遅い時間まで預けたい保護者の方は、そうい う小規模保育所に子供たちを預けてもらって、夜の、例えば8時、9時までの部分の保育士の給料というか、 保育所のあれですか、費用を町が負担するとか。そしてそこで、そういう遅い時間まで預かっていただけるよ うにやってもらうとか、そういうこともやっぱり考えていくべきではないかと思います。

あとは、健康のまちづくりということで、今、受診率が51.3%と、4年後には60%を目指したいということなんですけれども、それは単に60%を目指したいだけじゃなくて、じゃ、その60%にするのにはどういう呼びかけをしていくんだと。そういうことを、具体的に、こういう呼びかけで、今の51.3%から60%まで伸ばしますよ、4年後ですからね、もう目の前ですから、その取り組みというのはどういうことなのかというのを具体的に教えていただきたいというのと、ペットがんドック検診、これは50歳から5歳ごとにやっていくんですけれども、なかなか対象人数の割には、受診者数がかなり低いと、対象者に比べて受診している人が5.8%というデータがありましたけれども、やはり町で、ある程度対象者に対して受診する場合は補助しますといっても、金額がかなりこのペット検診の場合は高いので、お金の問題もあって受けられないという人もいると思うんで、もう少し補助を増額するとか、あるいは5年後だけれども、2年とか3年で希望者があればふやしていくとか、そういうことも予防医学では考えられるのかなと思うんですけれども、その辺の考えをお伺いします。

あと、健康講座とか、スポーツ指導員を育成して、例えば50になっても60になっても、すぐ気軽にウオーキングなりランニングなり、例えばゲートボールはちょっとあれでしょうけれども、そういう体を動かせる、誰でも参加できるような仕組み、今度の設立する矢吹スポーツクラブですか、その辺で進めていければ、そして、それに参加して、ある程度運動したりすることによって目標値を達成した場合は、何かご褒美をいただけるとか、あるいはポイントが重なっていって何か町の特産品をいただけるとか、そういうのも一つのアイデアかなと私は思うんですけれども、とくかく、よその人らが、矢吹町を通ったときに、何か知らないけれども、年中ウオーキングしたり運動したり、あれ、何か矢吹の人は活発にいろいろ動いているなと、そういうふうな印象を持たれるくらい、健康づくりをお願いしたいと思うんですけれども、その辺をもう一度、答弁をお願いします。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問が多岐にわたっておりますので、全てに答えられるかどうかわかりませんが、漏れた点については、 またご指摘を受けて、再々質問を受けたいと思います。

自主財源の確保、今後、財源の確保が厳しい状況にあるということについては、先ほども答弁させていただきました。いかに町税をふやしていくか、これにかかっていくんだろうということでございます。大木議員が

言われるように、企業進出、法人町民税の確保や地場産業を育成しながら、今ある資源を有効に活用して、税 の確保、こういうことは非常に大切だろうと思っております。

これらについては、バランスのとれた形で税収の確保を図っていくということについては説明をさせていただきましたが、まさしく今働いている人の所得額をいかにふやしていくか、さらには、納めていただける人の数をどうやってふやしていくのか、そうすることによってさまざまな形で税源の確保が図れるというふうに思っておりますので、今ほど答弁させていただいた内容と、さらに今大木議員からご指摘を受けた点に、さらに精査を加えて、より具体的な、そして実効性のある、そうした税収の確保に向けて、また知恵を絞っていきたいと思っておりますので、なお一層のご提案、ご提言、アドバイスをお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

あと、子育て支援の新潟県長岡市の例をお聞かせいただきました。子育ての駅ということで、新たな発想、 提案をいただいた。非常に私自身も今の再質問を聞いていて、なるほどなということで、意識の中に強く入り 込みましたので、そうしたことに心がけながら、より一層の矢吹町の特徴ある子育て支援策をさらに打ち出し ていきたいというふうに思っております。

親子遊びができる保育士を常駐させる、そのことによって延長保育、さらには放課後児童クラブ、これを夜遅くまで、もう少し充実したことができるんじゃないかと。これについては人の問題、保育士の確保の問題とか財源の問題等があるかと思いますが、どういうことが矢吹町にできるのかということについても再検討させていただきたいと思います。

もちろん、今、矢吹町ではファミリーサポートセンターやにこにこひろば、さらには未来くるやぶきという、 そういう施設がありますので、それをいかに、今大木議員がおっしゃったことと整合性を持たせて、より充実 した子育て支援策につながるかということについても、今後協議を深めていきたいというふうに考えておりま すし、また、地区公民館と今ある施設、それを有効的に使えるような、そんな方策についても今後検討してま いりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

健康づくりについてもご質問いただきました。国の目標とする60%、それが現在、矢吹町で51.3%。具体的な内容というようなことで、もう少し町としても、そうした具体的な内容について絞り込んで、魅力ある、そうした健康づくりの各種政策・施策を展開してはどうかというようなことでございます。

受診の勧奨については先ほども答弁させていただきましたが、やはり住民の意識をいかに向上させるかということが肝要だというふうに思っております。広報紙や、さまざまな新たな手段を講じながら、勧奨に結びつくようなそういうことは、町としても実施していないわけではございませんが、ただ、受診率向上に結びついていかないということについては、なお一層、その課題等を掘り下げて、受診率のアップにつながるような、そんな対策を十分にとってまいりたいと思っております。

特に人間ドックやペットについても、受診率が伸びていないのではないかと、特にPETについては検診料が高いと、これらについての補助率のアップとか、なおかつ受診頻度の短縮化、期間の短縮化、そうしたこともご提案をいただきましたので、人間ドック、ペットがん検診等を含めて、どういった運用が今後できるか、そうしたものについても検討させていただきたいと思います。

総合型地域スポーツクラブについては、大木議員のおっしゃるとおりでございます。今、クラブマネージャ

ーを含めて、指導員をどのように確保していくかということについて頭を悩ませていただいております。私自身も、きちっとした指導員の確保ができることによって、この地域スポーツクラブの成否というものが決まってくるんではないかなという、そういうことを考えておりますので、指導員の確保をしながら、町民のために、老いも若きも一緒になって楽しめる、また健康増進につながるような、そんな地域スポーツクラブにしていきたいと考えておりますので、またご指導のほうもよろしくお願いしたいと思います。

運動の目標設定、インセンティブというご褒美ですか、そうしたものについても今後検討してまいりたいと 考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、8番、大木議員の再質問に対する答弁とさせていただ きたいと思います。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 大木議員の再質問についてお答え申し上げます。

平日の遅い時間までの預かりや休日預かりの課題につきましては、まず施設などのいわゆる場所の問題があるわけでございますが、それにつきましては現有施設、例えば保育園や幼稚園、未来くるやぶき、場合によったら公民館、コミュニティセンターとか、そういう場所について可能性があるかどうか、そういうことを検討してまいります。

あるいは、適切な空き家、空き商店の可能性、さらには、新しく建設する複合施設内に、これについては、 ちょっとそこまでは無理ですよというふうに言われておりますが、そういうさまざまな施設の場所の問題について検討していきたいと。そして、課題はその施設の維持管理とともに、預かり保育をする人の問題もありますので、これらについても検討してまいりたいと。

また、大木議員からもありましたように、民間になるかと思いますが、小規模保育施設、そういうことについても十分に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 再々質問はございませんか。

以上で、8番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議します。

(午前	1	1時4	7分)

○議長(諸根重男君) それでは、再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長(諸根重男君) なお、一般質問に先立ち報告いたします。

風邪のため、9番、熊田宏君より午後1時から欠席する旨の届け出がありました。

◇ 薄 葉 好 弘 君

○議長(諸根重男君) 続きまして、通告3番、2番、薄葉好弘君の一般質問を許します。 2番。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番(薄葉好弘君) 議場の皆さん、こんにちは。

よる対策はどうなのかをお尋ねいたします。

また、傍聴席の方には、ご多忙のところ大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

それでは、通告いたしました一般質問をさせていただきたいと思います。

東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故から早いもので丸5年を迎えようとしておりますが、震災とその後の原発事故の影響により、いまだに震災前の生活に戻れない方もおり、農産物の風評被害もいまだ続いている状況であります。

このような現況の中で、政府はアベノミクスの成長戦略により農林水産業を成長産業にするということで、 TPPをピンチではなく、むしろチャンスにしていかなければならないと安倍総理も発言しており、TPP承 認案とTPP関連法案をあす8日に閣議決定し、今国会に提出する予定であり、衆参両院に設置されるTPP 特別委員会で審議が行われます。石原TPP担当大臣も、日本が率先して動くことによってTPPの早期発効 に向けた機運を高めたいと話しておりますので、最初にTPP調印後の農政について質問させていただきます。 さて、昨年の10月5日の大筋合意により、2月4日にニュージーランドで12カ国がTPPの調印を行い、2 年以内にはTPP協定が発効されると言われております。TPPによる農業への影響が発表されていますが、 町としては、今後の農業政策として、集落営農による担い手の育成や農業生産基盤の充実も含めた対策をどの ように考えているのかをお尋ねいたします。また、平成28年度の新規事業として、当初予算に483万円を水田 農業構造改革対策事業補助として計上し、農家への支援を進めていくということですが、具体的な事業内容に

2つ目に、行政区(自治会)、このあり方について質問させていただきます。

町では、東日本大震災の教訓を生かして、第6次まちづくり総合計画で協働のまちづくりを推進しており、町区長会でも、「自分たちのまちは自分たちの手で」と、協働のまちづくりの自助・共助・公助の考え方でまちづくりを呼びかけて活動をしておりますが、ここ数年で町内の行政区で抜けたいといって脱会する方や、転入された方で入りたくないという方がふえてきております。現在、町の世帯数のうち行政区(自治会)に入っていない世帯数は、矢吹、中畑、三神地区のもとでどの程度いるのかをお尋ねいたします。また、町に引っ越してきた方へ、行政区への加入については、町としては何らかの働きかけや取り組みを行っているのかをお尋ねいたします。

最後に、小学校児童の自転車通学について質問させていただきます。

文科省では、学校までの距離も遠くないこと、また児童の体力増進等の面からも歩くことが有効なことから、歩きによる通学になっておりますが、遠い地区については自転車通学も学校ごとに許可をしております。全国的に昨今は自転車による事故が多発しているため、昨年の6月1日から道路交通法が改正になり、自転車も道路交通法では軽車両であることから、自転車ルールも一部改正されました。町内の4つの小学校での自転車通学による児童は、学年別を含めて各学校では何人いるのかをお尋ねいたします。また、保護者の方々から、国道の横断や県道を通行する際に危険で心配しており、スクールバスでの通学対応を要望しておりますが、町と

しては、スクールバス通学による運行対応についてはどのように考えているのかをお尋ねいたします。 以上、3項目について質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) それでは、2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、TPP、環太平洋パートナーシップ協定発効後の農政についてのおただしでありますが、議員おただしのとおり、昨年10月にTPP交渉参加国12カ国が、TPP交渉閣僚会議において協定の大筋合意に至り、 今後各種手続を経て2年以内にはTPP協定が発効される見込みであります。

福島県は2月4日、政府が大筋合意したTPPが発効した場合、県内農林水産業の生産額は、東日本大震災前年の平成22年と比べ、最大で32億4,000万円減少するとの試算結果を公表したところであり、農林水産業は、いまだに東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質問題及び風評被害の影響が残る中、新たなTPP協定の対策を講じる必要があることから、平成28年度予算案で、生産者の経営安定化策として154億5,000万円を計上しているところであります。

本町においても、国・県の施策を最大限に活用しながら、激化する競争に対応できる足腰の強い農業を目指していかなければならないと認識しており、多面的機能支払制度や農地中間管理機構制度の活用により、農業の集団化や集約化、農地の有効利用に加え、多角的な農業経営形態の構築を目指してまいります。

TPP協定の発効後も優れた経営感覚を持ち、強い農業を牽引するためには、地域の担い手である認定農業者育成が急務と考え、認定業務を推進しているところであり、その結果、認定農業者の数は平成26年度末から43名増加し、現在では151名となりました。さらに新規就農者においても、平成27年度に4名が新たに農業に従事するなど、前を向いて努力されているところであります。

また、農業者への支援策についてでありますが、平成27年度においては、国の支援事業である経営所得安定対策事業として、大豆や飼料用米等の新規需要米の作付で交付を受けることができる水田活用の直接支払交付金や、町が選定している飼料用米やWCS等の新規需要米の作付により、交付金を受けることができる産地交付金があります。平成28年度においても国の予算範囲内となりますが、平成27年度同様に交付し、農業所得の安定を図ってまいりたいと考えております。

また、町独自の取り組みとしましては、米の消費減少に伴い在庫量が増大する中、これらを適正水準に戻す対策として、国が積極的に推進するWCS用稲や飼料用米等の新規需要米の作付に対して支援を考えているところであります。具体的には、WCS用稲については、輸入飼料の高騰によりWCS用稲の需要が高まっていることを受け、収穫機械等の導入に伴う各種団体や組織に対する町の上乗せ助成及び飼料用米に取り組まれる農業者への町の上乗せ助成を取り入れたいと考えております。

いずれも経営所得安定対策に加入することが条件であり、また助成金額は予算の範囲内とはなりますが、農業所得の安定はもとより、地域農業の活性化を目指し、将来にわたって意欲のある農業者が希望を持って経営に取り組めるよう、農業の振興策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、行政区・自治会のあり方についてのおただしでありますが、現在、町には総区を含め94行政区、91 名の行政区長がおり、各行政区長の皆様については、矢吹町行政区長規則において、町と町民の皆様との連絡 等に関する事務の円滑化を図るため、毎年任命をさせていただいているところであります。

本町住民の皆様につきましては、転入者も含め、できる限り各行政区・自治会に加入していただき、地域協働の考え方で、住民同士の交流、イベント等を初め、ごみ集積や広報、回覧、配布等の活動をしていただいているところであります。

しかし、近年、国民生活の多様化や周辺住民とのかかわり等を望まない住民がふえ、行政区や自治会に加入 しない方が全国的に増加傾向にあり、薄葉議員ご指摘の未加入者が社会問題化している部分もあると伺ってお ります。

本町の未加入者の状況については、残念ながら具体的な数の把握ができておりませんので、ここで報告することはできませんが、行政区に加入するということは、平成28年度からスタートする第6次矢吹町まちづくり総合計画における協働の理念である「自助・共助・公助」の考え方として、まさに「自助・共助」の根幹をなすものであり、町として最も重要な理念の一つでもあると考えております。

幸い、本町では、平成22年度より実施している町の行政区活動支援事業補助を活用した取り組みにより、今年度までに延べ91団体、累計2,417万6,000円の助成実績となり、花いっぱい運動やごみ集積所設置、集会施設駐車場舗装整備など、各行政区長を初め役員等の皆様が中心となり、住民みんなで課題解決、景観美化などの取り組みがなされてきております。

また、今年度は、新たに矢吹町区長会を中心とした「矢吹花の森構想」という町独自の活動が動き出しております。四季を通じて楽しむことのできる花木を植栽し、町民はもちろん、町外の方に矢吹町に来ていただけるようにと、区長会を中心に活動いただいております。

最近では、2月7日の区長会主催により開催されました大池公園植栽・植樹事業において、200人を超えるボランティアの皆さんが参加くださり、大成功裏に終えることができました。皆さんとともに汗をかかせていただきましたが、このような協働のまちづくり活動が結実してきたということは、協働のまちづくりを目指す私自身にとって非常に喜ばしく思っております。引き続きこのような取り組みが波及し、大きなうねりを上げ広まっていけば、新たに転入された方も、行政区に加入して協力してみたい、一緒に活動したいと思ってくださることを期待しているところであります。

町といたしましては、これだけの行政区活動が活発な行政区自治会は、近隣自治体と比較してもほかにはないと考えておりますので、住民の皆様や転入者の皆様に対しては、町ホームページ、町広報誌等で行政区・自治会加入の重要性を積極的にPRさせていただき、特に転入者の皆様には転入届け出の際に加入促進チラシを配布するなどにより、区長会の協力のもと、行政区・自治会加入促進に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

町内4小学校における自転車通学についてのおただしでありますが、町内各小学校の自転車通学の実態につきましては、善郷小学校を除く3小学校において、学校からおおむね3キロメートル以上離れた地区に居住している4年生以上の児童が、自転車による通学を行っております。

自転車通学の対象となる地区は、矢吹小学校区では、滝八幡、柿之内、田内、井戸尻、五本松の5地区、中畑小学校区では、大久保、弥栄、長峰、松倉、文京町、大畑、平鉢の7地区、三神小学校区では、西原、明新の2地区があります。

平成27年度に自転車通学をしている児童数は、矢吹小学校は5年生が1名、中畑小学校は5年生10名、6年 生8名の計18名、三神小学校は5年生が2名であり、全体では21名の児童が自転車通学をしております。

自転車通学をしている児童の中で一番遠距離から通学しているのは、中畑小学校の長峰地区の児童と三神小学校の明新地区の児童であり、ともに通学距離は約4.6キロメートルであります。一部交通量の多い箇所では、登下校時の安全確保のため、子ども見守り隊や交通教育専門員による街頭指導の取り組みにより、事故防止に努めております。

また、児童たちに交通事故の危険性や命の大切さを学ばせるため、さらには自転車事故防止の取り組みとして、各小学校ごとに小学3年生以上を対象に、毎年必ず交通安全教室を実施しております。具体的には、白河警察署と連携を図りながら、交通教育専門員の皆さんにもご協力をいただき、模擬道路や模擬信号を使用して、自転車の安全で正しい乗り方についての実技講習や、道路で起こり得る巻き込み、急制動、飛び出し等の危険状況の実演、交通ルールの学習に加え、平成27年6月に改正された道路交通法の内容についても周知を図り、自転車の安全運転を指導しております。

次に、スクールバス通学の運行対応についてのおただしでありますが、スクールバスの運行につきましては、 矢吹町教育委員会バス運行規定の基準により、管理運営に関し必要な事項を定めております。町内各小学校の スクールバス通学につきましては、善郷小学校を除く3小学校において、おおむね3キロメートル以上の地区 のバス通学を希望する4年生以下の児童を対象に、スクールバスを運行しております。

平成27年度のバス通学をしている児童数は、矢吹小学校19名、中畑小学校37名、三神小学校13名の計69名であります。近年、地域を取り巻く交通環境や社会情勢の変化により、送迎を行う保護者がふえてきている状況や、スクールバスの運行方法について要望が出されていることは承知しております。

これまで、スクールバス通学の利用拡大については、保護者からの要望を受け、平成25年度にバス利用基準を、小学3年生から小学4年生まで引き上げた経緯もあります。また、少子化による児童数減少により、集団登下校を行う登校班を構成することが困難となっている地区において、乗車定員数及びバスの運行経路の範囲内という規定に基づき、通学距離が3キロメートル以内でもスクールバスの利用を承認している事例もございます。

今後も通学のあり方につきましては、学校及び保護者からご意見をいただきながら協議、検討を重ね、通学の安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 再質問はございませんか。

2番。

○2番(薄葉好弘君) 再質問をしたいと思います。

まず、TPP調印後の件についての再質問でございますが、先ほど町長のほうからも、新規就農者ということで今年度4名の方が町で誕生したというふうなことですが、この4名の新規就農者に対して、担い手育成の 観点も含めて具体的にはどのような支援をしていくのかをお尋ねしたいと思います。

それと、第6次まちづくり総合計画の前期基本計画案の仕事の中で、「農業が元気なまちをつくります」というふうなことが入っておりまして、その中に農業法人の育成、支援の取り組みを掲げておりますが、近隣の西郷村では、農業経営の強化及び生産性の向上を図るため、農業振興公社の設立を検討しております。農地利用集積や、生産流通の効率化、耕畜連携による収益性の向上を図る取り組みを進めておるというふうなことでございますが、矢吹町としても、これだけの水田を抱えたさわやかな田園のまちでございますので、農業が元気なまちをつくるというふうなことを掲げておるとすれば、農業公社や農業法人を設置するような具体的な構想はないのかをお尋ねいたします。

続きまして、行政区(自治会)のあり方についても再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、矢吹、中畑、三上地区の入っていない世帯数の把握ができていないというふうなこと でございますので、ぜひ把握をしていただいて教えていただきたいなというふうなのがまず1点でございます。

2点目に、現在復興住宅が建設されておりまして、その中でも中町には第1、第2、第3ということで復興住宅が集中して、最終的に5月には全てが完成するということでありますが、完成して入居される予定では48世帯が入居されるというふうな予定になっていると思われます。すぐそばには1区の自治会館も今新築されているというようなことで、この世帯の方たち、この48世帯が入居した場合のこの世帯の方たちの行政区(自治会)の加入については、町としてはどのような対応を考えているのかをお尋ねしたいと思います。

また、それに加えて、協働のまちづくりの中でコミュニティ活動を推進するために、町職員が各行政区の担当となりというふうなことで、新たな行政課題の発見や地域活動の支援等を行う行政支援サポーター事業について検討するというふうなことですが、この観点から、中町の災害復興住宅についてはどのようなコミュニティの活動の推進を予定しているのか、わかればお尋ねいたしたいと思います。

3点目の小学校児童の自転車通学について再質問させていただきます。

今ほどですと、善郷小学校はいないということで、21名の方が自転車通学をしているというふうな実態なそうでございますが、私が質問した経過の中では、保護者のほうから、まず安心・安全というふうなことも一つでございますが、一つ文科省から出ているこういうふうなデータがあるわけですが、通学条件や生活、健康、体力に関する基礎情報の調査によりますと、通学手段、通学時間、通学距離で、児童に心理的にストレスがかかっている可能性があるというような調査結果が、文科省から出ています。特に4キロから5キロ以上の距離と時間でバスと自転車で比較すると、自転車通学の児童の方がこの傾向が強くなってきているというふうな調査結果があります。このような観点から、通学による児童の精神的な負担などの調査やアンケートなどは実施しているのかをお尋ねいたしたいと思います。

それと、自転車通学のもう一つの保護者からの話では、まず5年生、6年生で通学すると、自転車のサイズ、24インチぐらいのタイヤの自転車を購入するそうですが、5年生、6年生終って中学に入るというふうなこと

ですと、やはり距離も遠くなるというようなことで自転車を買いかえなくちゃならないと。これはほとんどの 矢吹の中学生の自転車のタイヤのサイズは27インチでございますが、そうすると、3年後にまた自転車を買い かえなくちゃならないということで、保護者の負担があるというふうなことでございます。そういうふうな部 分はどう考えておられるのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

以上、3項目について再質問させていただきますので、答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 2番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初に、TPPの件でございますが、非常に難しい局面に農業もさらされているというものについては、町 もその課題を乗り越えないわけにはいかないというふうに考えております。

特に、薄葉議員のほうから新規就農者の件についておただしがありましたが、これらについても、矢吹町におきましては「農業が元気なまちをつくります」ということで、今までの農家の皆さん、担い手の皆さんだけではなくて、次の世代をずっと担っていただく若い農業者の育成、そういったものが非常に大切だというふうに思っております。これについては、さきに新規就農者の激励会がございました。その中でもいろいろと話題になったんですが、矢吹町、今全国的な傾向と同様に、新規就農者がふえつつあることについては、改めて強く認識させていただいたところでございます。ただ、東日本大震災以降、新規就農者が若干矢吹町については人が減ったということがございますが、全国的な傾向、そして矢吹町も平成27年度、4名の方が新たに新規就農者ということで就農したということについては、そういう傾向は、この後も矢吹町にも同様の傾向を見てとれるんだろうというふうに思っております。

その中で、矢吹町の取り組みの中で、非常に他の町村にはない取り組みの例として激励会があるわけでございますが、これを構成するのは若い農家の皆さん、例えばぐるぐるノーカーズの皆さんだったり、農政連の皆さんだったりという若いグループの皆さんが、その新規就農者の激励会の構成メンバーになっていることや、ベテランというか担い手の皆さんも、この激励会の仲間に構成員として入っていただいたり、農業委員会、さらには女性部、さらには県一体となった、そうした若い農業者の支援をするような、そういう組織ができ上がっているということは、他の町村と比べても大変すばらしいことだと思っております。

こうしたことで精神的な支えになっていただけるような、そういう組織を今後も発展的に継続していくこと、さらには若い農業者に独自の支援ということで、新規就農者の奨励金、助成金という制度もございますので、そうした経済的な支援もしていきたいというふうに考えております。これらの内容については、経営安定助成金ということで150万円を5年間、これを町、そして県のほうに協議をしながら、経営計画書をつくって採択を受ければ、この助成金も受けられるということで、経済的な支援も図っていきたいというふうに思っております。

なお、新たな農業の元気なまちということで、西郷村のもう一つ農業振興公社の事例も出されておりますが、 矢吹町においても、今回平成28年度の事業の中に農業の法人化、組織についての支援をするための、そういっ た事業も盛り込ませていただきました。この後の日本の農業、そして矢吹町の農業、集落営農から法人化とい うことで、より組織化された、そうした農業形態というものを考えていかなくちゃならないということで、西郷農業振興公社、それに倣うような形で法人化という道を探っていきたいと思っております。

もちろん、西郷も含めて他の自治体のそうした法人化のあり方について、町が、そして農業者がどういうふうに連携をしながらそうした組織化を図るかについては、今後十分に協議を深め、そして内容等についても立派なものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、自治会の未加入の問題について、薄葉議員のほうからおただしがあった未加入世帯数の把握については、これは時間をかけて調査をしながら、数についてもどれだけいるのかについて、後ほど調査結果については議員の皆様にもお知らせをしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、復興住宅が中町に第1、第2、第3ということで集中して48世帯ができ上がると。このでき上がった後については、1区自治会の加入の問題についてどうするのかと、どういう方法をもって行政区に加入させていくか、これについては既に昨年から災害公営住宅が中町に集中するということで、昨年のまちづくり懇談会や1区の行政区の総会でも話題になりました。町のほうでは、町並びに行政区一体となって、この災害公営住宅に入居される方についての自治会への加入を一緒になって取り組んでいくというようなことで、加入促進の方法等についても協議を深めている最中でございますので、これらについては、この後さらに加入していただいた方についての加入促進を図っていきたいということで考えておりますので、よろしくお願いしたいと思いますし、また協働のまちづくりの中で、各職員がそれぞれの自治会のほうに入りましてサポートしていく、運営、さらにはさまざまな活動についても相談、そして課題解決に向けて協議を深めていくというようなことで、職員が積極的に各行政区のほうに入っていく、協力する体制をつくっていくと、そういうことを考えておりますので、これらについても、この後皆様のほうに成果も含めてどういう状況にあるかということについては、その内容等についてもお知らせする場面をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これらについては、既にもう試験的に東日本大震災、原発事故のときに各行政区で除染活動をしたわけでございますが、その際も、職員が各行政区のほうに入って書類の作成やら、さらには除染のあり方についての具体的な推進のお手伝い、さらには相談、そうしたことにも既に取り組んでいることでございますので、この後は、そればかりではなくて、多方面にわたった職員の関与のあり方についても検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

いずれにしましても、協働のまちづくりについては、以前から話をさせていただいておりますように、自分でできることは自分で、みんなで力を合わせてできることはみんなで力を合わせてということで、自助・共助、そうしたまちづくりのために、官民一体となった取り組みを今後も深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。議員の皆様のご協力も切にお願い申し上げて、私からの再質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 薄葉議員の再質問にお答えいたします。

自転車通学によるストレスにつきましては、文部科学省の調査等によれば、4キロメートル以内であればストレスが大きく増加することはないということでありますが、なお雨天や雪の場合等があると、またいろいろと課題も出てくるかと思います。雨や雪の場合には保護者の車に乗せてもらうということが多いわけでありますが、教育委員会としましては、ストレス等の調査はこれまでしておりませんでしたので、学校に依頼をして今後調査をして、より適切な対応をとれるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、小学生のときの自転車から中学生となってからの自転車に乗りかえると、買いかえるということについては承知しておりました。町ではヘルメットの支給のみをしておりましたので、このことについても補助等のあり方について協議検討してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

- ○議長(諸根重男君) 再々質問はございませんか。2番。
- ○2番(薄葉好弘君) 再々質問をお願いしたいと思います。

まず、TPP調印後の農政についての、新規就農者の件でございますが、新規就農者の具体的な支援という ふうことでお聞きした一つには、うちのほうの地区で新規就農者がいたんですが、実質、先ほど言ったように 150万の5年間の補助が受けられるのは知っておりましたが、経営維持をする中で適正な指導を受けなかった ために、税金が250万もかかってしまったというふうな実例があります。これは役場の職員が適正なやはり指 導をしていただけなかったために、相続関係で贈与税がかかってしまったというふうなことでおりまして、そ ういうような部分を含めて適正な支援をしていただきたいなというふうなことでございます。この家庭は、相 続といっても、おじいちゃんから孫に相続したというようなことで贈与税がかかってしまったというふうなこ とですが、規模拡大を5年間でやっていけばこういうことはなかったわけなんで、そこの指導が適正にできな かったというふうなことが一番あるのかと思います。確定申告で取り消せば、税務署も法務局でも取り消しを してやるといったんですが、時間がなかったので、そのままもう税金を払うしかないということで対応したそ うですが、そういうこともありますので、実質、私はその新規就農者にどういうふうな具体的な支援をしてい くのかというのもお聞きしたかったということで、そういうような部分とか、わからない部分、かなり新規就 農者はあると思いますので、そこを具体的にどういうふうにやっていくのかを、再度お聞きしたいと思います。 それと、行政区の自治会のあり方で、中町の災害復興住宅はいろいろ取り組みを事前からしているというふ うなことですが、2002年に阪神大震災のときに、復興住宅の中でコミュニティ調査をした調査結果があります が、その中では、住民全体とのコミュニケーションをとるのが大変困難だということと、あとは自治会の調整 が困難だということが8割以上を占めております。そういうふうな実態が実質あるわけでございまして、実際 的にこの中町の災害復興住宅の入居者同士のコミュニケーションや近隣住民とのコミュニケーションについて は、具体的にどのようなことを考えて対応していくんだか、それをお聞かせ願いたいと思います。やはりわか らない人が来るということで近隣の住民も不安です。入る人たちも不安です。そういうような部分を、先ほど 町長が答弁したように、町の職員がどういうふうにサポートしてくれるんだかというような部分も含めて、具 体的な取り組みをできればお示しを願いたいというふうに思います。

あともう一つ、自転車通学でございます。自転車通学ので、やはり4.6キロ以上の方が2名ほどいるという

ふうなことでございまして、保護者の中には、もう朝出るときにストレスを抱えていると。きょう曇り空だから雨降りそうだからどうしようかというふうになったり、あと授業の中でも、帰るときに小雨が降ってきたから帰るのをどうしたらいいかなと、うちの人はいないと。じゃ、どうしたらいいかなというふうなことで、その時点でストレスを感じている児童がいるわけなんですね。何でその五、六年生を、距離があってやっぱり五、六年生でもスクールバス通学を希望している方がいるはずなんですけれども、4年生以下というふうな部分で、その五、六年生の人たちを救ってやるようなことの対応ができないのかどうか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。再々質問でよろしくお願いします。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 2番、薄葉議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

新規就農者の町のかかわり方というようなことで、具体的な問題として贈与面で、税金面でそういう問題が発生してしまったということについては、初めて耳にさせていただきました。この内容等については、どういうことが実際にあったのかということについては、もう少し具体的に町のほうでも調査をしてみたいなというふうに思っております。

いずれにしましても非常に難しい問題だというふうに思っております。長年農業経営に携わってきた方々は、 技術的な面も経営的な面も、それなりにそのノウハウは取得している。ただ新たに新規就農ということになれ ば、そういったものについては全く未経験も手伝って、そうした問題についてどんなことがこの後発生するの かということを、予測すらもできない、それが実態だろうというふうに思っております。

したがいまして、先ほど話しましたように、できる限り町も、農業関連関係の団体、JAさんや農業委員会、さらにはいろんな団体がございますので、そうした人たちのかかわりというものを非常に密にできるような仕組み、その一つが新規就農者激励会であったり、さまざまなかかわり方がどうできるのかということについても今後検討していって、そうした経営的な面ばかりではなくて、一般的に生活する上でさまざまな問題、例えば税金問題等についても、きちっと指導ができるような、そんな体制も構築していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

2点目の自治会の問題でございますが、災害復興住宅の絡みで阪神・淡路大震災の際の課題等についても、今説明を受けました。そういう問題があったということについても私も認識しているんですが、今回矢吹町の災害公営住宅についても、新たに3地区48世帯、人数についても多分100人を超す人が中町地区の行政区という形で加入してくるんだろうというふうに思っております。これらについては、災害公営住宅に住んでいる方のコミュニティを1つつくるのか、さらには1区行政区という形でのコミュニティの中に加入していくのかというような、さまざまな方法が考えられますが、1区行政区の皆さんと話し合いをした段階では、1区行政区の中に組み込んでいく、1区行政が積極的にこの災害公営住宅に入居される方とのコミュニティをとりたいというような、そんな提案をしております。したがいまして、町としても、この後、1区行政区の皆さんと災害公営住宅に入居される皆さんの間に入って、どういうコミュニティの形成がいいのかどうかということも含めてさらに協議を深めてまいり、町としても積極的にかかわりを持っていきたいというふうに思っております。

その協議内容、さらには方向性、そしてどういう方向に進むんだかということについても、議員の皆様にもお知らせをしてまいりたいと考えておりますし、その経過等についても、できる限り報告もさせていただきたいというふうに思っております。

以上、私のほうから再々質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 薄葉議員の再々質問にお答えいたします。

教育委員会では、これまで4年生以下の児童を対象にバス利用希望を保護者にとっておりましたので、4.6 キロメートルの2名の五、六年生の希望については伺っておりませんでした。そこで議員ご指摘のように、そういう要望などがあるということでございましたので、その保護者に学校等を通して、あるいは教育委員会としてご相談しながら、バス通学の可能性を検討し、できれば希望に応じて通学できるような具体的な検討をしてまいりますので、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 以上で、2番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

(午後 1時45分)

○議長(諸根重男君) 再開いたします。

(午後 1時55分)

◇ 藤 井 精 七 君

○議長(諸根重男君) 続きまして、通告4番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。 14番。

[14番 藤井精七君登壇]

○14番(藤井精七君) 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席の方々、本当にご苦労さまでございます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、順次一般質問いたします。

先ほどの同僚議員と多々重複するところがありますが、私なりに質問したいと思います。

今、全国的に給食費など義務教育段階で、保護者が自己負担をしなければならない費用を市町村が補助する動きが広がっております。このような中で、県内でも、金山町が完全無料、矢祭町、石川町などが5割補助、そして4月からは、浅川町でも5割、半額の助成、そういう施策を打ち出してきております。その中で町の考えを伺います。

アベノミクスの恩恵がなく、消費増税で大変な中で、地元の中で何ができるか。一番の資源である子供たちをしっかり育て上げることが大切ということで、給食費や修学旅行費、また教材費を全て賄う保護者の自己負

担は、制服、ランドセル、筆記用具などの購入費に限られる、そうした施策を27年度から実施した自治体もあります。日本国憲法26条は、義務教育はこれを無償とすると、うたっています。ただ教育基本法では、無償の範囲は授業に限られております。国による無償化範囲の拡大が期待の中で、独自の負担軽減策を講じる自治体が、大変全国的にふえております。このような施策は、先ほど同僚議員からもありましたように、各自治体に共通した課題であります。人口減少にいかに歯どめをかけるか、そういう点に注がれていると思います。

矢吹町長、何代か前の時代、矢吹町の人口2万4,000人、そういう構想人口ビジョンを、施策を打ち出したときもありました。約20年前の話ですが、このままの今の現状から見ると、国の試算によると矢吹町の人口は今後減少が進み、25年後の将来には1万4,746人、45年後の将来には1万1,694人と、そういう人口になる見込みとなっておりますが、この試算に負けない、45年後人口目標を1万4,000人とする、こういう計画が立てられましたが、これには子育て世帯を呼び込み、移住者を呼び込み、そのように義務教育無償の施策を実施している自治体、こういう自治体は人口流出が穏やかになり、一時的に転入者が転出者を上回る社会像を実現、手厚い支援策に引かれて移り住んだ世帯もあるようです。矢吹町の近隣の村でも、保育料の無料化等で高い評価を受けていると自信を示した村長さんもいます。憲法の要綱を自治体が率先して具体化していき、国が義務教育の無償化拡大を検討する、そうした流れをつくっていくためにも、矢吹町が学校給食費の無料化、また助成等の施策をと私は考えますが、町長の考えを伺います。

次に、ごみの袋代もなかなか大変だとの声、県内でも多くの市町村は無料になっております。無料化の方向 への取り組みをということで伺います。

安倍政権下では、2013年、2014年、2015年と3年連続で日本国民の実質賃金が減り、また国民を貧困化に追いやった。毎年貧乏になっていく状況では、消費をふやさない、ふやせない。去年の日本国民の実質消費は、民主党政権期をも下回ってしまったと指摘されております。6月で67歳になりますが、まだ女房が勤めに出ておりますので、結構私も主婦業のほうもやり、ごみを出したりしております。私は農家ですので、台所等の生ごみ等は自宅で処分などしておりますが、町の方々は生ごみ等の処分に苦労していると思います。それに小さな子供のいる家庭では、おむつの量も大変だと思います。ごみ袋を販売している店の人も、高くて売るほうも気を使いますなんて言っているお店の人もいます。特に週2回集めていただいております燃える袋のごみ袋、大袋20枚で1,100円という金額です。袋代が高くて、ついつい自分の家で燃やしてしまうという声、私の家も孫がいますが、そうしたおむつを息子が中途半端に袋に詰めていくと、これ50円以上するんだからいっぱい詰めていけと、こういうような、きょうが間に合わなかったらば次の集配のとき出せなんていうような言葉も、私は息子にかけるときがあります。そうした中でごみ袋無料化はどれほど町民に喜ばれるかはかり知れません。野崎町長の、町民に、暮らしに目を向けた施策、ぜひごみ袋の無料化の方向へ取り組んでいただきたいと思いますが、考えを伺います。

先ほど同僚議員からもありましたが、大変喜ばれている現道舗装、なお一層の推進をということで伺います。 私も諸般の事情で、各集落を落ちついて急いで今、回っていますが、町民の方々から、ああいう

、ここ舗装になればいいんだけれどもなんていう、そういう話も何人かに聞きました。それほど現道舗装の 施策は喜ばれております。町長の施政方針の中で、みんなが安心して誰でもが暮らしやすさを実感できる、安 全で快適なまちづくりをしますということで、現道を利用して簡易舗装の取り組みを述べておりますが、本当 に現道舗装は大変よく目に映ります。町も計画的には取り組んでいただいておりますが、家屋の件数が少ない とか何かの条件があるとは思いますが、常に矢吹の町民ということを忘れることなく、その地域の特徴もあり ます。なお一層の現道舗装推進をと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、日本型直接支払制度(多面的機能支払制度)の普及、広報活動をということで伺います。

先週の日曜日、また先日などの日曜日、春の農作業の準備等の枯れ草焼きなど、多くの集落で実施されたようです。間もなく田植えの時期になってきますが、またことしも水に悩まされる季節になってくると思うと、少し気が重くなってきます。一昨年、昨年と水に苦労した年でしたが、二度あることは三度あると、3年連続ということも考えてしまいます。各集落の方々もその水不足を少しでも解消するために、土側溝からU字溝の敷設がえなど、いろいろと協力をいただいておりますが、この日本型直接支払制度も、先ほどの施政方針の中でも、仕事、働く全ての人がやりがいを持って働き、経済的に自立できるまちをつくりますということで、主な事業の中に取り組んでいただいておりますが、またこの事業、大変有利な事業でございますので、多くの集落で実施されるとは思いますが、いろいろと事務的処理も大変だとも聞いております。矢吹の将来像でもある「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまちやぶき」の持続可能のためにも、こうした制度を大いに利用して、物心両面の支援をしながら普及への広報活動に取り組んでいただきたいと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食費等を義務教育で保護者が負担する費用についてのおただしでありますが、児童・生徒の皆さんが学校生活を送る上で発生する学校給食費を初めとする諸経費については、原則、保護者の皆様にご負担をお願いしております。

その中で、学校給食費の1人当たりの年額は、小学生4万9,500円、中学生5万4,000円であり、町内小中学校5校分の給食費については、平成27年度で4小学校の合計額が4,786万4,000円、中学校が2,845万3,000円、総額7,631万7,000円であります。

学校給食費等の助成については、子供たちの健やかな成長のため、子育て支援政策の一つとして十分認識をしているところですが、学校給食法により、設置者が負担するのは調理師などの人件費、調理施設・設備の整備費や改修費で、食材費は保護者負担と定められておりますので、国の動向を注視するとともに、市町村独自の実施状況等についても調査してまいりたいと考えております。

なお、町では、ひとり親家庭や一定の収入基準内の保護者を対象に学校給食費を含め学用品費、校外活動費等を助成する就学援助制度を設けており、年3回に分けて給付を行っております。制度の利用についても、各学校を通じ周知を図りながら、該当する保護者の負担軽減に努めているところであります。

また、学校生活の充実のための支援として、生活や進学に問題を抱えている児童・生徒及び家庭には、青少年サポート体制確立事業において、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用し、児童・生徒、保護者へカウンセリングの実施、必要があれば学校、関係機関とも連携した中で家庭訪問等を行うなど、

問題解決に向けた取り組みを重点的に支援しているところであります。児童・生徒たちにとって、これらの中で、どの支援を優先すべきかについては、学校、保護者及び議員の皆様にも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、保護者の負担をこれ以上ふやすことなく、児童・生徒の学校生活をさまざまな側面から支える取り組みを継続させ、子供たちが楽しく、充実した学校生活が送れるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ごみ袋の無料化への取り組みについてのおただしでありますが、本町のごみの回収から最終処分につきましては、ご承知のとおり、白河市と西白河郡の4町村で構成されている白河地方広域市町村圏整備組合で行っております。議員おただしのごみ袋については、現在管内では燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの3種類のごみ袋を、大、小、種類別に区分し、9種類を販売しております。これらごみ袋のうち、燃えるごみ、燃えないごみの袋の販売収益の約7割がごみ処理手数料となっており、燃えるゴミや古紙類の受け入れ処分施設であるクリーンセンター及び燃えないゴミや資源ごみの受け入れ処分施設であるリサイクルプラザなどの維持管理や運営経費に充てられております。

これら、ごみ袋が有料化に至った背景には、平成9年4月に本格施行された「容器包装に係る分別収集及び 再商品化の促進等に関する法律」、いわゆる「容器包装リサイクル法」が契機となっており、家庭から出るご みの約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の 十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図ることとしております。これを受け、管内では、同法の目 的であるごみの排出量を減らし資源を有効利用するため、平成11年10月からごみ袋の有料化を導入したところ であります。

ごみ袋の有料化による効果につきましては、組合からの資料によりますと、導入された平成11年度と10年後の平成21年度の1日の1人当たりが搬出する燃えるごみの量で比較すると、約23%減少しており、一定の効果が出ている状況にあります。なお、県内においてごみ袋を有料化している市町村は26市町村でありますが、ごみ袋の販売価格は、先ほども述べさせていただきましたとおり、ごみ処理に係る経費に直結していること、また無料化にした場合、その分を各市町村が負担金として負担しなければならないことなどから、現状においては、無料化は大変難しいものと考えております。

そのため、ごみの減量及び資源化の推進は重要な取り組みとなることから、白河地方広域市町村圏整備組合では、次の3つの取り組みを行っております。

1つ目は、資源化されるごみを燃やさない、紙製容器包装専用ごみ袋の推進であります。

燃えるごみとして出されている中には、お菓子やティッシュ箱など資源化可能な紙製容器包装が多く含まれていることから、燃えるごみの削減と資源化を推進するため、平成24年度から紙製容器包装専用ごみ袋を全世帯に無償で配布しております。ごみ減量化や資源再利用の取り組みを理解していただき、本専用ごみ袋をご利用いただいている方も多く、今後も活用方法等を積極的にPRしてまいります。

2つ目は、資源統一ごみ袋の平成29年4月の運用に向けての取り組みであります。

現在、資源ごみは、缶類、金属類、瓶類、ペットボトル、プラスチック類の4種類あり、それぞれの専用袋に入れて出しておりますが、利用者の利便性や費用負担の軽減を図るため、資源ごみ袋を1種類にするという

取り組みであります。この取り組みは、平成26年度に白河地方広域市町村圏整備組合管内の約9,500世帯を対象に、5カ月間、モニタリング調査を実施いたしました。調査の結果、この1種類の袋に4種類のごみが正しく分別され、出されていることが確認できました。また、平成28年度においても、10月から6カ月間、管内の全世帯を対象に資源統一ごみ袋を配布し、調査することとなっております。

3つ目は、資源物、地域回収コンテナ無償貸付モデル事業であります。

本事業は、資源物の持ち去り防止と資源化率の向上を目的とし、資源ごみ袋を使わずに排出できることから、 利用者の負担軽減が図られております。行政区、または町内会単位で各種会場、敷地などの空きスペースにコ ンテナを設置し、新聞紙、雑誌、段ボール類、アルミ缶、ペットボトルなどの資源物を回収し、業者に買い取 っていただき、その収益金を行政区等の運営資金として活用していただくという事業であります。

本事業は、平成27年10月から実施され、各市町村で1つの行政区が施行しております。本町では、2区行政区がモデル地区になっており、5カ月間で約3.5トンの資源物が回収され、2万2,460円の収益を上げております。施行当初は回収量が少なかったため、2区行政区役員の方々が積極的にPRし、ごみの出し方も周知されたことから、多くの方々が利用し、分別も徹底され回収されている状況にあります。この取り組みにより、ごみの資源化率の向上はもとより、地域の課題を地域の皆さんで取り組む姿勢は、共助の理念そのものであり、協働のまちづくりに資する活動であると考えております。

町といたしましても、将来的にはごみ減量化10%を目標とし、町民の皆さんとの協働により、さまざまな資源物回収事業を検討し、施行しながらごみの減量化を図り、また「人・モノ・自然を大切にする『遺魂し』」の心を生かして、ごみゼロ運動などの環境美化活動を積極的に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現道舗装についてのおただしでありますが、熊田議員への答弁と重複いたしますが、生活道路整備事業の中で砂利道の解消を図る目的で進められております「道路拡幅を行わない現道舗装工事」は、平成17年度から事業に着手し、年間約8路線程度の整備を進めており、事業着手から11年を経過した現在においても、住民満足度の非常に高い事業であると認識しております。これまでの道路整備要望件数は、平成28年2月末現在、158路線の要望があり、そのうち整備済み路線数は98路線、未整備路線数は60路線であります。

平成27年度の整備状況についてでありますが、農林水産省の補助事業である農業基盤整備促進事業により、主に農村部を中心とした現道舗装を進めておりますが、交付金申請額1,800万円に対し、交付決定額が180万円で、交付率が10%と非常に低く、本年度は5路線の申請に対し1路線のみの整備となっております。また、生活道路を中心とする現道舗装工事につきましては、町の単独事業でもあり、現在の厳しい財政状況によりまして、本年度は3路線の整備にとどまっております。

近年における年間の要望件数は約7路線程度であり、毎年要望件数が整備路線数を上回っているため、未整備路線の数が増加している状況にあります。本議会で上程した平成28年度の当初予算につきましても、厳しい財政状況を鑑み、継続路線の完成を最優先に整備を進め、新規路線につきましては継続路線の完成後に計画的に着手してまいりたいと考えております。

町といたしましても、道路拡幅を行わない現道舗装整備事業につきましては、砂利道の解消はもとより、児童・生徒を含めた道路利用者の安全・安心な歩行環境を容易に提供できるため、住民の満足度の高い事業であ

ることは十分に認識しているところでありますが、現状では、道路整備を要望されている全ての住民の皆様に 満足いただける整備が進んでいない現状であります。

今後の整備方針につきましては、未整備路線の道路の利用状況、利用者数、特に緊急性を重視した目線から 再度調査を行い、住民の皆様に安全で安心な生活環境を提供できるよう、限られた財源の範囲内での整備を計 画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、日本型直接支払交付金制度における多面的機能支払交付金制度の普及についてのおただしでありますが、多面的機能支払交付金制度の概要につきましては、地域の農業者で組織化し、農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補充等の共同活動を支援する農地維持支払交付金と、農業者が農業者以外の自治会等の団体と組織をし、地域資源、例えば水路やため池等の軽微な補修や植栽による地域の景観形成整備等の共同活動を支援する資源向上支払交付金の、2つの交付金制度から構成されております。

本町における取り組み状況につきましては、事業が開始された平成26年度においては、農業者で組織する農地維持支払交付金のみの取り組み組織は4組織、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の両方の取り組みを行う組織は11組織であり、合計で15組織が取り組みを実施いたしました。

平成27年度においては、新たに農地維持支払交付金のみに取り組む3組織、及び農地維持支払交付金と資源 向上支払交付金の両方に取り組む5組織、計8組織が加わり、合計で23の組織が地域に合ったさまざまな活動 を実施し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動を実施しているところでありま す。

特に各地域から要望の多い、老朽化が進む用排水路のつけかえや土側溝の整備につきましては、事業種目が 資源向上支払交付金の中の施設の長寿命化に分類され、これまで国の予算配分が厳しく採択が困難な状況であ るとされてきましたが、今年度に4組織が採択され活動を実施しているところであります。

また、交付金事業の運用について今年度新たに国から通知があり、農地維持支払交付金や資源向上支払交付金の事業においても、交付金の3割以内で水路等の機能向上や更新をすることが認められることになりました。このことにより、さらに効果的な事業となったことから、2月に両JAで、全地区を対象として開催した農業・農政関係説明会においても、重点的に農家の皆様へ説明を行ったところであります。

今後も機会があるたびに広報紙に本制度を掲載するなど、農家の皆さんへ情報発信を強化するとともに、積極的に地域へ出向き、説明会を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

学校給食費等、義務教育で保護者が負担する費用についてのおただしでありますが、小中学校では保護者負担金として、学校給食費を初め、教材費、学習旅行、遠足費、PTA会費、児童・生徒会費等の学校生活で発生する諸経費についてご負担をいただいております。

特に諸経費の中で金額の割合が高い学校給食費については、学校給食法第11条に、学校給食の運営経費のう

ち、施設整備費や人件費以外の食材費については保護者が負担すべきことと定められていることから、1食当たりの給食単価で小学校275円、中学校320円のご負担をいただいております。総額は小学校で4,786万4,000円、中学校で2,845万3,000円、合わせて7,631万7,000円であります。

町では、これらの諸経費等の保護者負担の軽減策として、ひとり親世帯などの家庭を対象に、学校を通じて諸経費のうち学校給食費や学用品費、通学用品費、校外活動費、学習旅行費など7項目について、年間約6万4,000円から13万6,000円を扶助する就学援助制度を勧奨し、小中学校合わせて約200名を認定し、学校給食費については922万4,000円を給付しております。

また、町では保護者負担がふえないよう、町バス利用規程の中で、校外活動に係る学習、遠足、部活動の各種活動を対象に、町で所有しているバスを最大限に利用させる調整を行い、調整ができなかった場合には、民間バスの借り上げ料についても、保護者にご負担となるべくならないよう支援しております。

なお、学力向上の支援では、中学入学、高校受験に向け実施している小学6年生、中学3年生対象の夏期講習会を自己負担なしで行い、また小学6年生対象のブリティッシュヒルズの英語研修会では、食事代を一部いただくものの、最小限のご負担とさせていただいております。新たな取り組みとして、来年度より個人資格の取得につながる中学生の英語検定、漢字検定、数学検定の各受験料を町が半額負担する予定であります。

このように、できるだけ保護者の負担にならないよう配慮しながら、特色のある教育、学力向上対策の取り 組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(諸根重男君) 再質問はございませんか。 14番。
- ○14番(藤井精七君) 2点ほど再質問させていただきます。

給食費等の無料化のことでございますが、先ほども言ったように、矢吹町では20年前に人口2万4,000人という人口ビジョンを考えたときもありましたが、残念ながら1万9,000、もう少しで2万になるかなという人口で、それが2万を切らないで、また減少の道に入ったわけなんですが、こういう2万4,000人構想というのは、矢吹町が他の町村には負けない地の利、交通の便を考え、若者の定住化や、また移住者の増大などを考えられたと思います。私はやはりいろいろ町長のほうも、この子育て支援では事業を上げておりますが、やはり定住化や人口減少に歯どめをかける、そういう給食の無償化、また助成などは、インパクトのある施策と思います。県内でも先ほど言いましたように、少しずつではありますが、ふえてきております。今いろいろ教育基本法等、教育長から答弁ありましたが、そうした実施している自治体は、そういう法律を乗り越えてといいますか、それに負けない気概でやっぱり支援という、若者、そして子育て支援という形でのあらわれと思います。ぜひそうした方向にかじを切っていただきたいと、私は思います。町長の考えを伺います。

また、ごみの無料化について伺います。

県内では多くの自治体がいろいろとそういう工夫をしながら、透明の袋とか安い袋を買って無料化にしている自治体もあります。矢吹町というか西郡広域圏では、毎日出ます燃えるごみ、いろいろ今町長から、分別すればもっと少なくなると言っていましたが、なかなかそういう細かいことができない今の勤め人というか、そういう人が多いと思います。やはり町長は安いからと思っているかもしれませんが、私は高いと思います。ぜ

ひその各町村の負担軽減を考えながら、決して西郡の広域圏はできない、そういう冷たい言葉でなくて、もっ と温かいそういう町長の施策をと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

給食費の無料化についてでございます。

一つの少子対策、子育て支援の有効な手段だとは思います。ただ、矢吹町が今進めようとしている中にこの 選択肢は入っておりません。なお、今まちづくり総合計画、さらには地方創生の矢吹町まち・ひと・しごと人 ロビジョン総合戦略等々、子育て支援に対する具体的な事業等について前々から説明しているとおりでござい ますが、こうした給食費の無料化についても、選択肢の中に含めながら検討を深めていくことについては、お 約束をさせていただきたいと思います。ただ、これをいつ実現するかということについては、なかなか時期の 明言はできませんが、ただ、選択肢として検討するということについてはお約束をさせていただきたいと思い ます。

なお、もう1点のごみの無料化でございますが、このごみの価格の設定等については、長い歴史、議論を重ねてきた経過がございます。価格設定の高い、安いも含めて無料化、今後どういうことができるのかということにつきましては、私も広域圏の副管理者という立場にもございますし、またその広域圏の議会のほう、町議員も入っておりますので、その中で議論を深めていきたいと考えておりますので、これらについても今すぐああする、こうするというようなことは明言を避けたいと思います。検討を深めていくということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(諸根重男君) 再々質問はございませんか。

以上で、14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

(午後 2時35分)

○議長(諸根重男君) それでは、再開いたします。

(午後 2時45分)

◎会議時間の延長

○議長(諸根重男君) ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◇ 安 井 敬 博 君

○議長(諸根重男君) 続きまして、通告5番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

静粛に。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番(安井敬博君) 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

傍聴にお越しの方におかれましては、高い町政への関心のもとおいでいただき、大変感謝いたします。あり がとうございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目といたしましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画とその具体化についてということで質問をさせていただきます。

これまで、4年間の一般質問等を通じまして、さまざまな施策等、議論を深めさせていただきました。その中の代表的なものといたしましては、1番目として空き地、空き家の利活用による定住化の促進や福祉介護拠点などへの活用など、また2点目といたしまして、公共施設維持管理計画、正確には矢吹町公共施設等総合維持管理計画、これについても今年度で策定をするということでしたので、これの見通し。また、3番目といたしまして、新たな児童公園や都市公園の整備、これについても要望が各地から出ておりますが、この整備計画なども策定するということがあった。また、4番目といたしまして、役場のスロープの設置やトイレなど、公共施設等の点字案内など、こういったバリアフリー化を進めていくようなお話。5番目といたしまして、町独自の特別養護老人ホームの設置を進めてはどうかというようなお話。また、6番目といたしましては、デマンドバスやワンコインレンタカー、レンタサイクル等による地域交通の実現、そして先ほど同僚議員からもお話もありましたけれども、買い物弱者対策へのこれらの活用、そして7番目といたしまして、放課後児童クラブの改善、なかなか施設の中で児童が多くて勉強や遊びなどがしづらい状況、そして指導員の方の目も届きにくい状況、こういったものも改善していただくということで、これらについて議論を町長ともさせていただきました。今回、第6次矢吹町まちづくり総合計画が新たに新年度より実施されるということで、これらもこの施策としては検討されていることと思われます。

また、この総合計画の中では、人口の見通し、財源なども示されているということですが、具体的にどのようなものがそういう財源として考えられるのか。また施策として重点とされているものについても、財源はどのようにしていくのか、この辺なども含めまして、町長のお考え、お示しいただけたらと思います。

2点目といたしまして、介護保険料の賦課徴収業務について質問をさせていただきます。

来年度予算案、今議会で審議されますが、その中を見ますと、矢吹町の課の構成なども変わるということで、介護保険料の賦課徴収業務が税務課へ移管されることが示されていました。これまでは、介護保険料というのは、やはりこれライフラインとかそういったものに関係するものであって……ライフラインではありません、本当に生活、そういったものに対して密接に関係するというもので、介護保険料がなかなか高くて払えない、また震災等の不況等の影響により生活が苦しくなる中、払いたくても払えないなどという声も聞かれていて、滞納なども生まれている状況もあると思います。

その中で、介護保険料を払えないという相談などが町にあったときに、こういった必要な保護などにも結び

ついていたということがありましたが、これが単に税務課へ移行されたことによって徴収だけを進めていくということになりますと、こういった必要な保護などもきちんと今後もされていくのかどうか、こういった懸念もされますので、そういったことがないのか、影響はないのか、町長の考えをお伺いいたしたいと思います。 以上、2点について、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、第6次矢吹町まちづくり総合計画と具体的施策の見通しについてのおただしでありますが、まちづくり総合計画は町の最上位計画として、町の目指すべき方向や各分野における指針であり、町の将来を見据え、震災からの復興や人口減少などさまざまな課題を克服し、将来への持続可能な矢吹町を創造することを目指すものであります。

少子高齢化、公共施設等の老朽化、地方交付税の減少など、本市を取り巻く環境は一段と厳しさを増している状況にありますが、幅広い行政需要に対応していくためには、人口減少を初めとした将来の見通しと計画行政の推進が求められると考えております。

総務省が2月26日に発表した国勢調査の速報によりますと、日本の人口は1億2,711万人と、前回の5年前の調査と比べて94万人、率にして0.7%減少しております。また、岩手、宮城、福島の被災3県は、前回と比べますと、岩手は5万人、宮城は1万4,000人、福島は11万5,000人、それぞれ人口が減り、福島県の人口減少が際立って加速していることがわかります。本町の人口も1万7,452人となり、前回調査と比較し955人、率にして5.2%減少しました。

このような状況は、今後の財政運営にも大きな影響を及ぼすと分析しており、人口減少とそれに伴う経済、産業活動の縮小によって税収入は減少し、地方交付税など歳入面に影響を受けるものと考えております。また、高齢化の進行により社会保障費の増加が見込まれており、財政運営はますます厳しさを増していくことが予想され、さらには高度経済成長期に建設された公共施設が更新時期を迎えることになりますので、道路、橋梁、上下水道といったインフラの老朽化問題への対応も必要となってきております。このようなことから、町民ニーズや社会情勢の見通しを適切に踏まえた上で施策の選択と集中を行い、限られた財源を必要な分野へ重点化させる考え方が重要になってくると考えております。

議員ご指摘の具体的施策の見通しについてでありますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、全ての事務事業を基本計画に掲載しており、最重点プロジェクト以外の事務事業については、必要性、有効性、効率性、達成度の観点から優先順位をはかり、予算化を行うこととなっております。

基本計画に掲載のない事務事業については、その都度、議会の議決をいただき、事務事業の追加等の手続を 行っており、これは第6次矢吹町まちづくり総合計画の理念である町民・行政・議会が一体となったまちづく りを踏まえたものであります。人口減少社会、地方創生など、地方を取り巻く環境は厳しさを増してはおりま すが、来年度から新たにスタートする第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、住民主体のまちづくりを目 指して効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を図り、町の将来像である「未来を担う日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、介護保険料の賦課徴収業務を税務課へ移管することになった経緯、福祉施策への影響等についての おただしでありますが、現在、平成28年4月1日から始まる第6次矢吹町まちづくり総合計画の実施に向け て準備を進めているところでありますが、この町の最上位計画である総合計画を着実に実現するため、限ら れた財源、人材の中で最大限の効果を発揮することを目的に、組織機構改革もあわせて実施するものであり ます。

今回の組織機構改革の一つとして、現在保健福祉課で行っている介護保険料の賦課徴収業務を税務課へ移管 し、保健福祉では、本来担うべき介護保険料の被保険者の資格管理や給付、予防業務に専念することで、さら なる福祉施策の充実を図ってまいります。

移管先となる税務課においては、同一の管理システムを利用する類似性の高い後期高齢者医療保険料とともに、効率的な業務を行うことにより事務の効率化や一元化を進め、収納率の向上を図ってまいります。なお、介護保険料の決定については、介護保険条例に基づいて引き続き保険福祉課が行いますので、賦課徴収業務が税務課へ移管となっても、町民の負担がふえるようなことはございません。

次に、現在の本町における高齢者等の状況でありますが、9月末現在で人口1万7,748人に対する65歳以上の高齢者数は4,811人であり、全体に占める高齢化率は27.1%となっております。これが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢となる平成37年度には、人口1万6,241人に対し65歳以上の高齢者数は5,162人となり、全体に占める高齢化率は31.8%まで増加すると見込まれております。高齢者の増加に伴い、介護認定者数も平成27年9月末日現在の685名から平成37年度には834名まで増加し、それに伴う介護給付費も毎年1億円前後の金額の増加が見込まれていることから、介護保険料の値上げは今後も避けられないものと思われます。

このように、全国的にも同様の状況が予想されることから、国では、平成27年4月に介護保険制度の改正を行い、それに伴い、現在町では平成29年度から実施される介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業の実施に向け、町社会福祉協議会や近隣市町村と連携しながら準備を進めており、急激な介護保険給付費の上昇の抑制に努めるとともに、高齢者がいつまでも元気で、自分の住みなれた地域で自分らしく生活ができるよう、各種施策に取り組んでいるところであります。

安井議員が思慮されている低所得者への対応でありますが、介護保険料につきましては、介護保険条例に基づき、被保険者の所得状況に応じ、第1段階から第9段階まで細分化し、第5段階を基準額として最も低い第1段階は基準額の0.45倍、最も高い第9段階では、基準額の1.7倍の保険料としており、個々の所得に応じた低所得者にも配慮されている保険料の設定となっております。この介護保険料につきましては、3年に一度介護保険計画を見直す際に一緒に介護保険料の見直しも行っております。なお、本町の介護保険料の基準額は県内59市町村の中で上位から31番目で、ほぼ中間ぐらいの保険料額となっております。また、介護保険料の納付方法については、年金からの特別徴収が約94%であり、残りの6%が自分でお納めいただく普通徴収となっております。

現在、介護保険料の未納者に対する対応につきましては、督促状、催告状の送付や電話催告等を行っております。また、保険料の未納が続いた場合、介護保険サービスを受ける際に、介護保険法に基づき給付制限の対

象となり、自己負担額の割合が1割から3割に引き上げられたり、10割償還払い等の対象となります。未納者への対応につきましては、以前の保健福祉課が実施してまいりましたことと同じ滞納整理を行うものでありますが、時には公平性を確保するため、やむを得ず給付等の制限等を実施する場合もあることはご理解いただきたいと思います。

介護保険制度は、支援を必要とする高齢者及びその家族が安心して生き生き暮らせるための施策であること から、生活状況等を考慮しながら、町民の皆様に寄り添い、親身になって納入相談を行い、収納確保に取り組 んでまいります。

今後は、各種税はもとより、保険料等につきましても公平・公正な賦課徴収業務に努め、またより一層の福祉施策の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(諸根重男君) 再質問はございませんか。1番。
- ○1番(安井敬博君) ご答弁ありがとうございます。

まず、ただいまの介護保険料の賦課徴収業務についての再質問を、先にさせていただきます。

これまでと徴収のやり方ですとか相談のやり方ということは変わらないということは理解できました。しかし、やはり窓口的に言うと、保健福祉課のほうでそういう相談があったときに、例えば払いたくても払えないというところを私言いましたけれども、そこまで生活状況の急激な変化ですとか、そういったものがあったとき、特に前年度は収入があったけれども、それが失業ですとかそういったもの、またいろんな状況の変化などがあって、生活保護とかそういったものを案内しなくてはならない、そういった状況があるということを特に私は心配をしておりまして、そこが税務課の窓口で本当にできるのかどうか。本当にというのはちょっと失礼な言い方でした。そこは訂正しますけれども、それが考慮されたものになるのかどうかっていうのは、やはり危惧するところではありまして、具体的にどのようにやるのかが今のご答弁ですとはっきりしなかったということで、相談のあり方といったもの、そういったものを示していただけたらと思います。それがまず第1点目の再質問であります。

もう1点目につきましては、最初に行いました第6次まちづくり総合計画の中についての質問ですけれども、今までの中で特に財源がかかるものについてでありますけれども、これは例えば公共施設の維持管理、これなんかは特にかかってくると思うんですね、財源が必要になる。960億円のお金が今後かかっていく、40年間で。毎年24億円かかるということが示されました。特に大きいのは水道や道路、そして学校等であるとはわかるんですけれども、この第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期基本計画案の中でも示されているのが、歳入と歳出の差異としては、平成28年度から31年度までのこちら、間で大体2億から4億円ぐらいの差異が示されているってことですが、このあたりが公共施設の維持管理の財源不足なんかは入っているのかどうかというのがちょっとわかりづらいなと思うんで、その辺はお示しいただけたらなと思います。

そして、公共施設の維持管理といいますと、そういった大きなものになりますと、やはり巨額の財源が必要になりますけれども、最初の質問でも申しましたとおり、役場のスロープ設置ですとか点字案内板のトイレなどへの設置、具体的にはこういう全日本視覚障害者協議会などが発行しております公衆トイレと視覚障害者と

いうようなこういう冊子もあります。この中でいいますと、トイレなんかでいいますと、このように大きなサインをトイレの入り口に、トイレでわかるような基準をこれ大学の研究者なんかも一緒につくり上げているということですので、塗りかえをすれば済むということ。こういったものは新年度の中でもすぐにできるのではないかなと思うんです。

また、デマンドバスなども今後の町の中のインフラ整備ですとか、中心市街地の活性化の計画の中でも含まれてはおるということも理解しておりますけれども、例えば先ほども同僚議員からの質問にもありましたように、小学生なんかの通学バスへの拡充なんかも今後検討するということですので、それもデマンドバスの運行を少し拡充するのを早めてもらえば、そういったことにも使えるようなこと。また町への観光客とかそういう交流人口の増加ということを図るためにも、三十三観音史跡公園など、初めて来られた方、そこからそこまで駅から行くのにどうして行ったらいいかわからない、方法が、交通手段がないなどというのもありますので、これもレンタサイクル等を設置すれば簡単に利用してもらえる。こういった、まずはお金のかからないことはすぐにやっていただけるようなことも検討するということも、町長から以前の一般質問の中でも答弁していただいているので、そのあたりの見通しはもうちょっと早めて具体的にやる考えはないかということをお伺いしたいと思います。

以上、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の介護保険料の件でございますが、この後、徴収業務については税務課に移管する、その内容等については、また町の考え方については、先ほど答弁したとおりでございますが、その中でまだ安井議員のほうでご理解いただいていないというところについては、税務課で今まで保健福祉課でやったような、そういった寄り添った対応が本当にできるのかというようなおただしでございますが、これについては保健福祉課、きちっと先ほども答弁させていただいたように、より住民に寄り添った形で保健福祉課なりの対応、今までの対応はとっていく。したがいまして、相談業務についても保健福祉課のほうでもさせていただくということについてご理解をいただきたいと思います。

保健福祉課、税務課でより住民に寄り添った形で連携を図りながら、そうしたことも今後、町のほうで検討を加えていきたいというふうに思っておりますし、なお税務課については徴収業務のほうに特化した形でというような、そんなご理解で思っていただければわかりやすいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

公共施設について、この後管理するために維持更新ということで、960億、40年間で1年に換算すると24億、 したがって大きな負担になるということについてはご理解をいただいているとおりでございます。ただ、安井 議員がご提案をいただいております役場のスロープの問題やトイレのバリアフリー化、なおサイン、表示の部 分、そうしたもの。さらにはデマンドバス等々についての考え方、これについても、町のほうで第6次まちづ くり総合計画の中に計画としてうたっておりますが、すぐにというような対応ができかねるというようなこと も含めてご理解をいただきたいと思いますが、ただ、この中で史跡のほうに足を運んでいただく際のレンタサイクル、さらにはさまざまな今すぐにできるもの、お金のかからない中で今すぐできるものというような、そういうご提案のあった件については今後検討を深め、できるものについてはできるだけ速やかに協議を深めていきたいと思っておりますので、この実施する項目については、このほかにもどんなことが考えられるのか、町のほうでも検討を加えながら、できるものについては、また費用のかからなく、すぐに対応できるものについては対応していきたいと、そういう基本的な考えの中で今後事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、安井議員のほうから提案のあった件、またそのほかにもさまざまな項目があろうかと思いますので、 そうしたとこもご提案いただければ、参考にしながら、そうしたものも検討を進めていきたいと考えておりま すので、よろしくお願い申し上げて、再質問に対する答弁とさせていただきます。

- ○議長(諸根重男君) 再々質問はございませんか。1番。
- ○1番(安井敬博君) 今のご答弁の中で、再質問の中で財源の不足が見込まれるものについてちょっと質問させていただいたんですけれども、それが少し漏れていたのかなと思いますので、もう一度質問をさせていただきますけれども、公共施設の維持管理計画財源不足分というのが、こういった財源不足に含まれているのかということですね。公共施設の維持管理ということで計画ができ上がっているんだと思うんです、この年度内につくるということでしたので。その中で何を、じゃ、具体的に進めていくのか。その辺が総合計画の中では見えづらいということで、その辺もお答えいただきたいなということです。

あと、以前にも申し上げましたように、最初の質問の中でも申し上げましたように、空き地、空き家の利活用ということで、これについても税収、税金の対策ということで把握をしていくということでしたけれども、そうではなくて空き家、空き地自体把握して、これ使えるものがあれば、そういう公共施設等への転換を図っていったらどうかという提案のようなことを議論もさせていただいて、それも検討していただけるということでした。それは最初の質問の中でもちょっとお答えが漏れていたかなということですので、その辺もあわせてお聞きいたします。

特に、放課後児童クラブ等の関係でいえば、これも新たに新年度始まって、児童クラブの中の受け入れの子供の人数もふえていくということで、これが特に善郷小のお話ですけれども、これで人数がふえた中で、しっかり先ほど申したような、子供が伸び伸びとしっかり生活できるような、勉強もできるような環境になっていくのかということも心配されているわけですね。そのあいている建物なんかも活用していけば、それはすぐに解消できるんじゃないかなということも、すぐというか一部分解消できるようなところもあると思いますので、そういったことも含めて総合計画の中でどう考えられておられるのかということで、改めて質問をさせていただきたいと思います。

以上、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 1番、安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

公共施設の維持管理計画でございますが、これは既にでき上がっております。内容等について、詳細については企画経営課長のほうから答弁させます。

なお、震災以降ふえてしまった空き家、空き地の有効活用、善郷小の放課後児童クラブにおいて、さまざまな課題が出ているというところでございますが、これらについて、空き家、空き地については税制面の問題だけではなくて、今後、町として有効に活用してそういうことを考えられないかということでございますが、今現在そういう考え方はございませんが、ただこの後どういうことができるのかということについては検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私からの再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

企画経営課長、阿部正人君。

[企画経営課長 阿部正人君登壇]

○企画経営課長(阿部正人君) 安井議員の再々質問に答弁させていただきたいと思います。

まず最初に、基本計画に掲載しております財政シミュレーションの関係で、2億円から4億円ぐらいの歳入が不足するということのご指摘いただいた部分でありますが、この数字につきましては、町では、この基本計画の下位計画といたしまして実施計画というものをつくっております。その中で、向こう28年度からは4年間になるんですけれども、将来の5年間を見据えた財源もその中に入った計画書になっておりまして、その積み上げの金額がこの額になっております。ですから、実際予算を組む場合には、この金額よりも歳入の確保ですとか歳出の削減、あるいはこちらに記載しておりますように、行財政改革、あるいは財政調整基金での調整というところで、実際には予算編成していくところになってまいります。

あと、公共施設の維持管理計画、総合管理計画でありますけれども、町長が今申し上げたとおり、案としてでき上がっております。それで予定といたしましては、最終日の議会全員協議会のときに皆さんに配付させていただきまして、説明申し上げたいと思っておりますが、結論的な部分で申し上げますと、年間の24億円という維持管理経費が見込まれるところにつきましては、長寿命化などのさまざまな手法を用いまして、13億円を圧縮して年間11億円の維持管理経費ということで計画を立て直すということで、これは総論の計画になっておりますので、これ以降個別計画になりますけれども、総論といたしましては、半分以下の維持管理費にしていくという内容になってございます。

あと、空き家についてでございますけれども、これも平成28年度にタウンプロモーション計画の中で、一つの手法として空き家の調査というものについては着手したいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 以上で、1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長(諸根重男君) 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

(午後 3時18分)

平成28年3月8日(火曜日)

(第 3 号)

平成28年第394回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年3月8日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・請願・陳情の付託

議案第3号·第4号·第5号·第6号·第7号·第8号·第9号·第10号·第11号·第12号·第13号·第14号·第15号·第16号·第17号·第18号·第19号·第20号·第21号·第22号·第23号·第24号·第25号·第26号·第27号·第28号·第29号·第30号·第31号·第32号·第33号·第34号·第35号·第36号·第37号 請願第1号

陳情第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

	1番	安	井	敬	博	君	2番	薄	葉	好	弘	君
	3番	加	藤	宏	樹	君	4番	佐	藤	幸	市	君
	5番	鈴	木	隆	司	君	6番	青	Щ	英	樹	君
	7番	竹	元	孝	夫	君	8番	大	木	義	正	君
1	10番	栗	崎	千代	松	君	11番	角	田	秀	明	君
1	1 2番	吉	田		伸	君	13番	柏	村		栄	君
1	1 4番	藤	井	精	七	君	15番	鈴	木	_	夫	君
1	16番	諸	根	重	男	君						
欠席議員(1名)												
	9番	熊	田		宏	君						

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長野崎吉郎君 副町長渡邊 正樹君

教 育 長 栗 林 正 樹 君 企画経営課長 阿 部 正 人君 総務課長藤 忠 晴 君 税務課長三 貴 雄 君 田 瓶 町民生活課長 氏 康 孝 君 保健福祉課長 泉 Ш 稔 君 家 産業振興課長 兼農業委員会 佐久間 一 幸 君 都市建設課長 福 田 和 也 君 事務局長 教育次長兼 上下水道課長 小 針 良 光 君 藤 豊君 学校教育課長 生涯学習課長 会計管理者 白 坂 惠 悟 君 兼中央公民 梅 美 君 原 喜 兼出納室長 館長

職務のため出席した者の職氏名

 議会事務局長 水 戸 邦 夫
 主任主査兼 次 長 角 田 哲 也

◎開議の宣告

○議長(諸根重男君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、9番、熊田宏君より欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(諸根重男君) それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇鈴木隆司君

○議長(諸根重男君) 通告6番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。5番。

[5番 鈴木隆司君登壇]

○5番(鈴木隆司君) 議場の皆さん、おはようございます。

本日、一般質問第2日目、よろしくお願いいたします。

また、早朝より、日ごろ町政に高い関心を持ち傍聴に来ていただいた皆様に、敬意を込めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告書に従い、順次質問をさせていただきます。質問は3点です。

まず、第1点、3大プロジェクトの概要と取り組みについてお伺いをいたします。

矢吹町は、これから復興に向けて新たなまちづくりに向かうところでございます。第6次まちづくり総合計画もされました。その中で、私は、最大のポイントはこの3大プロジェクト、これの成否いかんによって、矢吹町の復興にかかわってくるといっても過言ではないと思っております。そこで、お伺いをいたします。

3大プロジェクトの第1番、総合運動公園の用地利活用事業について。これは、土地取得から20年、野崎町政になって12年、私も8年前の議員就任以来から再三再四にわたって、こういう定例会で取り上げております。やっと予算がつきまして、私の思いもかなったかなと。時々この件に関しては、私も声を荒らげて町長に質問をいたしましたが、やっと予算がついて取り組むという形になりましたので、気持ちが通じてきたのかなという思いでおります。

また、2番目、道の駅推進事業について、これも8年前から私は、町長の12年前からの公約であるということで質問をさせていただきまして、これもやっと日の目がついて予算がついたということで、これからが大事で、やっとこれも私の気持ちが通じてきたのかなという思いでおります。

3点目でございますが、矢吹駅周辺地区都市整備再生事業計画についてでございます。

この、以上、3大プロジェクトの1点、2点、3点につきまして、平成28年度の取り組み、それから町の方

向性と戦略、それから完成運用目標年度、そして予算総額、さらに財源についてをお伺いをいたします。 2番目でございます。災害公営住宅について。

中町第2、第3の今後の進捗状況とスケジュールについてをお伺いいたします。また、工期が延期された理由及び完成年月日についてお伺いをいたします。工期は中町第2、第3とも延期されまして、特に第3は1カ月延期ということでございますので、その理由についてお伺いをいたしたいと思います。

(2) 入居状況についてでございます。中畑地区について、これ4戸つくったわけですが、完成から7カ月たった今でも半分しか入居されていない。それから中町第1、これも完成から1カ月たっておりますが、いまだに4戸しか入居されていないと。仮設住宅とか、そういう人たちの希望とかアンケートをとってつくったわけでございますが、この入居がなかなか進まないというような状況でございますので、この辺の理由をお尋ねいたします。

3番目、まちづくりの方針についてをお伺いいたします。

これも矢吹町は、日ごろ私が定例会で、以前は宿場町だった。その後、宮内庁の御猟場ができた。戦前には、 陸軍の飛行場があった。その後、羽鳥用水開拓の大事業が行われた。こうした特徴のある町であるにもかかわらず、なかなか特徴が見出せないなというようなことを申し上げておりましたところ、今回、町長のほうで、 日本三大開拓の特徴を前面に出したまちづくりをしますということですので、その方向性を選択した理由、今後の取り組みとまちづくりの具体的なビジョン、また、財源はどのようにして確保していくのかということについてお尋ねを申します。

また、こうした町の特徴を生かすために、町の新たな資源発掘と活用の取り組みについて、町民の意見をどのようにして取り入れていくのか、こういったことについてお伺いをいたしたいと思います。

最初の質問でございます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、3大プロジェクトの概要と取り組みについてのおただしでありますが、平成28年度から新たに始まる町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、町の将来像を「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」と掲げ、その実現に向け、前期基本計画では16の政策、34の施策、215の事務事業を、人、支え合い、子供、仕事、暮らし、復興、計画実現のためにの7つの分野に分類し、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

中でも、7つの分野の1つ、復興においては、その確実な事業の推進による震災以前以上のまちづくりを目指すため、3つの事業を重点プロジェクトとして位置づけ、復興を形にしてまいりたいと考えております。

その1つが、旧総合運動公園用地利活用事業についてであります。

初めに、平成28年度の取り組みにつきましては、当初予算(案)の中で、本事業に係る予算として301万5,000円を計上させていただきました。具体的には、本事業のたたき台となる基本構想の策定に向けた費用で

あり、仮称となりますが、旧総合運動公園用地利活用検討委員会を組織し、有識者、関係団体、町民の皆さんから広く意見をいただきながら、多方面から検討を深めてまいりたいと考えております。

また、基本構想策定に当たっての方向性としましては、一つには、町民の皆さんの声やニーズを十分に反映させる必要があると考えております。そのため、平成26年度には、矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケートを実施しており、その結果、運動公園が19.1%で最も多く、次いで民間施設の誘致が16.9%、森林公園が14.6%となっていることから、これら町民の皆さんの声についても十分に検討してまいりたいと考えております。

また、今年度においては、町の復興へ向けた各種施策の総合調整、調査検討する横断的な組織として、町職員で構成する復興推進室においても、利活用策の検討を深めてまいりました。現時点では、中間報告となりますが、現在、大きな行政課題として浮き彫りとなっている、今後の公共施設の維持・管理・更新等における利活用策が提案されております。

特に、人口減少時代を見据えた中では、公共施設等の統廃合は避けて通れない課題であり、中でも、現在、 検討を進めている教育・社会教育施設等が抱える課題の解決に向けた用地としての利活用が効果的であるとし ており、もう一つの選択肢になるものと考えております。

しかしながら、町のほぼ中央に位置し、自然豊かで交通アクセスにも非常に恵まれている当該用地については、あらゆる可能性を秘めていることから、真に町民の利益につながる事業となるよう、最大限の努力を費やしてまいりたいと考えており、来年度は、先ほど申し上げましたとおり、(仮称)旧総合運動公園用地利活用検討委員会の中で、これらについてさらに検討を深めてまいりたいと考えております。

なお、これら利活用策の検討に当たっては、莫大な費用を要する各種施設等の整備のほかにも、現在の地形や環境を生かした矢吹花の森公園構想等、園芸産業の振興や観光資源の創出につながるソフト的なプロジェクトも始動させ、汗をかき知恵を絞った、そんな利活用策についても検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅推進事業についてのおただしでありますが、道の駅につきましては、今年度、(仮称)道の駅 やぶき検討委員会を10月に立ち上げ、基本構想を中心に検討を進めているところであります。

現在、年度内の基本構想の策定へ向けて、道の駅の整備方針やコンセプトについて協議を行っているほか、 候補地についても国道4号沿いに候補地を3つ提示し、それぞれについて配置特性や立地評価を行い、メリット・デメリットを整理した上で、年度内には候補地を決定したいと考えております。

また、整備に際しては、町負担を極力抑えるため、道路管理者と市町村が共同で整備を行う一体型整備で行うことを目指しており、この場合、道路管理者側では、休憩施設、トイレ、情報提供施設、一部駐車場を整備することとなり、町側では、直売所やレストラン等の地域振興施設及び残りの駐車場を整備することになります。

一体型整備では、道路管理者である国との協議が前提になることから、今後の整備スケジュールについては、 国のスケジュールに合わせた整備スケジュールが基本的な考え方となります。道路管理者である国との協議の 中では、通常、道の駅の整備に要する期間はおおむね5年から6年程度との説明がありましたので、このよう なスケジュールが基本になるかとは思いますが、町といたしましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画にお いて重点プロジェクトに位置づけておりますので、可能な限り事業の前倒しを目指し、事業期間の短縮化を図るなど、国に対しても要望活動を行ってまいりたいと考えております。

また、検討委員会の中では、実際の直売所やレストラン等の運営方法を検討すべきとの意見や、株式会社の設立の検討、利害関係者との調整、利益確保の方法など、ソフト事業を重視する必要があるとの意見が多く上げられました。 道路管理者からも、道の駅の成功の秘訣はソフト事業の事業計画をしっかりつくり込むことであり、ハード整備よりもソフト事業を重視すべきとのアドバイスを受けたところであります。

このようなことから、平成28年度についてはソフト事業を先行し、検討委員会の下に直売所の運営やレストランの運営等の検討部会を設置し、基本計画の策定を行うとともに、全国の道の駅の事例調査を行い、魅力ある道の駅へ向けて、運営形態、運営方法を含め、調査検討を進めてまいりたいと考えております。

道の駅の予算総額及び財源については、基本構想及び基本計画が決定しておりませんので未定ではありますが、事業規模が大きいため、一般財源の持ち出しも出てくる見込みでありますので、財政計画を早い段階で作成し、有利な補助事業を活用しながら財源確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてのおただしでありますが、都市再生整備計画事業は、 地域主導の個性あふれるまちづくりを実施することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活 性化を図ることを目的に創設された事業であります。

町では、東京大学生産技術研究所との連携協定により策定した矢吹町中心市街地復興まちづくり計画に基づき、復興のシンボル事業として、矢吹小学校から中町の災害公営住宅3地区、一区自治会館、東邦銀行跡地、大正ロマンの館、JA東西しらかわ矢吹支店跡地、会田病院へと続く、奥州街道を中心とした41へクタールを計画対象地域とし、公共施設等を集約した複合施設や多目的広場、防災倉庫・貯水槽などの防災機能を有した防災公園整備などを行う予定であります。

これに伴う総事業費が9億9,700万円、うち交付金が補助率40%で約4億円、起債額が約5億3,700万円、単独費が約6,000万円、整備期間を平成31年までの5年間とした矢吹駅周辺地区都市再生整備計画を国へ申請し、本年度採択を受けたところであります。

事業採択を受け、早速、複合施設の建設予定地である東邦銀行跡地の土質調査の結果、安定地盤が40メートルと深く、公園や広場など比較的荷重の小さい施設であれば整備可能でありますが、荷重の大きい建物を建てるには特殊な基礎工事が必要となるなど多大な事業費がかかることから、複合施設の建設を断念し、新たな予定地を模索する決断をいたしました。新たな建設予定地につきましては、現在、奥州街道沿いの幾つかの候補地について関係者と協議中であり、承諾が得られ次第、報告させていただきたいと考えております。また、東邦銀行跡地につきましては、市街地の中心であり、市街地の活性化、ひいては都市再生整備計画事業における重要な場所であるとの認識から、人が集まりにぎわいを創出するような場所として、多目的広場とするなど利活用を検討しております。

さて、平成28年度の事業内容でありますが、複合施設の建設及び東邦銀行跡地の利活用を優先と考え、用地の取得及びそれに関連した測量業務を実施する予定であります。また、複合施設の充実を図るためのソフト事業も大変重要であることから、同規模施設の取り組みや運営状況を調査するための視察等を実施するなど、調

査結果をもとに、施設の運営に関する町の方向性を決定してまいりたいと考えております。

都市再生整備計画は、少子高齢化、人口減少が加速する昨今、国が推し進めるコンパクトシティーの形成や、 町が考える「歩いて暮らせるまちづくり」を実現するための大切な事業であります。今後も、効果を検証しな がら計画的に事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害公営住宅の工期が延長された理由及び完成年月日についてのおただしでありますが、さきの議会 全員協議会で報告いたしましたとおり、旧商工会跡地の中町第2地区及び旧山口靴店跡地の中町第3地区の2 カ所について、完成工期の延長を予定しております。工期延長の理由としましては、昨年8月から9月の長雨 と、本年1月の降雪等により、各種作業工程におくれが生じたことが主な原因であります。

昨年の長雨の状況でありますが、8月25日から31日までの7日間連続の降雨、9月7日から10日までの4日連続の降雨、その他の降雨も含めますと、8月下旬から9月下旬までの約1カ月間で14日間、月の約半分が降雨という状況でありました。

その時点で、基礎のコンクリート打設工事や主要構造材の建て方工事等の作業工程にありましたが、一般的に、コンクリート打設工事については、雨の混入によるコンクリートの品質低下及び仕上げ面の劣化等のおそれがあるため、通常、降雨時に施工を行うことはありません。また、建て方工事におきましても、プレカットされた大断面の柱、はりの部材を大型のクレーンでつりながら、専門の作業員が安全帯をつけながら、足場または柱、はりの上で組み立てを行う作業であります。これらの作業は、平時におきましても非常に危険を伴う高度な作業であり、万全な安全管理と作業環境を整えた上で作業を行う必要があります。

そのために、一般的に降雨時においては、作業員の足元が不安定となること、また、組み立て作業時の材料のぬれによる滑り等、危険性が非常に高まるため、安全管理上、作業は実施いたしません。また、主要構造材である木材の含水率上昇による品質の低下、接合部の膨張・変形等による建て方精度の低下等のおそれが十分考えられます。これらの理由により、施工者、監理者、発注者との協議の上、建築物の品質管理及び施工精度の確保、作業現場の安全確保を図るため、降雨時の作業中止を判断し、準備期間も含め約20日間のおくれが生じたところであります。

また、1月の降雪の影響でありますが、1月18日に36センチメートル、1月30日に20センチメートル、合計56センチメートルの降雪がありました。特に、1月18日の降雪時は積雪量も多く、また、その後、数日間気温がかなり低下したことで地盤が凍結し、敷地内の除雪も含め外構工事全般、特に土工事におくれが生じたこと、また、降雪により各種材料の搬入におくれが生じたこと等により、約10日間のおくれが生じました。これら長雨と降雪の影響により、中町第2地区につきましては約15日のおくれ、中町第3地区につきましては約30日のおくれが生じております。

本来、請負者は工程管理上、季節ごとにある程度の天候不良を想定し、不稼働日数を見込んで全体工程を管理する必要がありますが、今回の長雨と降雪は一般的な想定を超える状況であったと判断いたしました。さらに、施工業者は遅延した工期を取り戻すため、現在、休日作業も含め、現場代理人、作業員、下請け業者が一丸となって工事完成に向け、鋭意、作業を行っております。これらの理由及び現場状況等を総合的に判断し、工期の延長について、今議会において繰り越しの承認について提案させていただきました。

なお、完成年月日につきましては、今後、工程に影響を与える大雪等を想定しない状況で、中町第2地区が

約15日おくれの4月中旬、中町第3地区が約30日おくれの4月下旬を予定しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害公営住宅の入居状況と入居計画についてのおただしでありますが、初めに、災害公営住宅整備事業の概要について説明いたします。

災害公営住宅は、東日本大震災により住宅が被災し、住宅を自力で再建することが困難な世帯を対象に、居住の安定確保を図るための公営住宅を整備・供給する事業であります。計画戸数につきましては、平成24年度に行った被災者意向調査・アンケートを踏まえ、地区別の入居希望者を集計した結果、中畑地区4戸、矢吹地区48戸、合計52戸を計画戸数として決定しました。現在の応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅の入居状況でありますが、3月1日現在、町内の応急仮設住宅に56世帯、県内の民間借り上げ住宅に38世帯が入居しております。

これまでの事業経過につきましては、平成24年度より本事業に着手し、初年度は住民アンケート等の意向調査及び基本構想の策定、各種基礎調査、平成25年度は災害公営住宅整備に関する基本計画書の策定及び中町第1地区の用地買収、平成26年度は全ての地区の現地測量、用地調査、土質調査及び基本実施設計及び中町第2地区、中町第3地区の用地買収を行い、順次、中畑地区及び中町第1地区の建築工事及び中町第2地区の造成工事を発注いたしました。今年度につきましては、年度早々に中町第2地区、引き続き中町第3地区の建築工事を発注、昨年7月には中畑地区、本年1月には中町第1地区の工事が完了し、既に入居を開始しております。残る中町第2地区、中町第3地区においても、早期の工事完了、入居開始に向け、現在、鋭意施工中であります。

議員ご指摘の災害公営住宅の入居状況についてでありますが、昨年7月に完成いたしました中畑地区につきましては、完成戸数4戸に対し、2月末現在2世帯が入居しており、空室が2戸となっております。また、1月末に完成いたしました中町第1地区につきましては、完成戸数14戸に対しまして、2月末現在4世帯が入居、空室が10戸となっております。現在、中畑地区と中町第1地区、合わせて完成戸数18戸に対し6世帯の入居、12戸の空室であり、空室率67%と、想定以上に入居が進んでいない状況にあります。近隣市町村の入居状況についてでありますが、2月28日の新聞報道によりますと、白河市が完成戸数16戸に対し空室が6戸、空室率38%、鏡石町が完成戸数24戸に対し空室が10戸、空室率42%であり、矢吹町と同様に、入居が進んでいない状況にあります。

入居が進まない理由としましては、幾つかの要因が推測されますが、応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅に対する被災者支援策が、当初の平成28年3月末から、さらに1年間延長し、平成29年3月までに延期されたことが大きな要因であると考えております。また、災害公営住宅は、収入に応じて住宅使用料が徴収されますが、現在、災害公営住宅に入居されている方の住宅使用料の平均は、1カ月当たり約2万8,000円、最大で約6万4,000円となっております。

そのような中、応急仮設住宅は平成29年3月まで無償で住み続けることができること、また、民間借り上げ住宅に住んでいる方も、同じく平成29年3月まで無償供与の期間が延長され、最大で1カ月当たり9万円の家賃まで無償支援が受けられることになります。そのため、民間借り上げ住宅38世帯中27世帯が、平成29年3月までの契約延長の手続を行っており、本年3月末までにはほとんどの世帯が契約延長の申請をされると考えら

れます。このため、入居予定者の選択肢として、今回、災害公営住宅に入居する、または継続して支援制度を活用し、さらに1年間、応急仮設住宅等に住み続けることについて、みずからの家庭環境、生活状況等も含め総合的に判断した結果が、現在の入居状況であると考えております。

今後の見込みといたしましては、支援制度の延長期間が終了する平成29年3月には、応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅にお住まいの方の、災害公営住宅への入居申し込みが行われると考えております。また、当面の入居促進の具体策としましては、中畑地区及び中町第1地区の随時受け付けを継続するとともに、5月上旬入居予定の中町第3地区の入居決定後、空室の状況及び入居予定者の要望等を鑑みながら、国・県との協議により、高齢者優先、子育て世代優先等の制限解除等の緩和策を講じた上で、再募集を行いたいと考えております。また、県の仮設住宅に関する意向調査にあわせ、入居予定者へのアンケート等を実施し、入居に踏み切れない課題等を把握した上で、入居要件緩和も含め入居促進対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在建設中の中町第2地区及び中町第3地区の今後の入居予定計画についてのおただしでありますが、旧商工会跡地の中町第2地区、計画戸数23戸につきましては、3月中旬に入居案内の送付、3月下旬に入居予定者を対象とした内覧会・仮申し込みの受け付け、4月上旬から入居受け付け・決定、4月下旬に入居を開始する予定となっております。旧山口靴店跡地の中町第3地区、計画戸数11戸につきましては、4月上旬に入居案内の送付、4月中旬に入居予定者を対象とした内覧会・仮申し込みの受け付け、4月下旬から入居受け付け・決定、5月上旬に入居を開始する予定であります。

今後も、応急仮設住宅等で不便な生活をされている方に対しましては、丁寧かつきめ細やかな対応に努めて まいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、日本三大開拓地の特徴を生かすまちづくりについてのおただしでありますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画においては、東日本大震災からの復興を実現するため、まちづくりの方向性として復興を強く意識し、町の強み、特徴を前面に出す計画づくりに取り組んでまいりました。住民アンケートやワークショップ等を行い、会議を重ねていく中で、浮かび上がったまちづくりのキーワードが日本三大開拓地でありました。

施政方針でも述べさせていただきましたが、矢吹町は日本有数の開拓地の一つであり、先人達は開拓精神で土地を耕し、切り開き、家族を養い、この町をつくり上げてきました。復興を果たすためには、日本三大開拓地であることを再認識し、これを誇りに、先人たちに倣い、開拓精神でまちづくりを行う必要性を強く感じております。このようなことから、今年度は、日本三大開拓地の特徴を生かしたまちづくりとして、全額補助金の地方創生上乗せ交付金を活用し、矢吹町から未来を拓く「日本三大開拓地」ブランド化推進事業に取り組んでいるところであります。

復興・まちづくりとして日本三大開拓地を掲げ、アグリミュージアムプロジェクトを立ち上げ、今年度は日本三大開拓地の基本デザインを作成し、小学生向け冊子、アニメーション、一般向け情報誌を作成するほか、PR用看板を町内に設置する予定であります。また、「フロンティアが暮らす町」をテーマに、インタビューを行い、プロジェクト映像を作成するほか、特設のウエブサイトやSNSページを作成する予定であります。さらに、新しい農業にチャレンジする農業者をフロンティア農業者として、農業者の法人化を支援し、無人航空機のマルチコプター、いわゆるドローンを使用した農薬散布等の最先端農業の研究を行う研究会を立ち上げ

る準備を行っております。

平成28年度は、今年度に動き出したアグリミュージアムプロジェクトを軌道に乗せるため、福島県農業短期大学校や県立光南高校と連携した実行委員会を立ち上げ、タウンプロモーション事業として事業展開を図り、プロジェクト映像の作成やイベントを開催したいと考えております。なお、タウンプロモーション事業については、補助率3分の2のみらいを描く市町村等支援事業助成金を活用する予定となっており、現在、県との協議を行っているところであります。

日本三大開拓地の特徴を生かすまちづくりについては、矢吹町が日本有数の開拓地の一つとして、この特徴を最大限生かし、開拓をキーワードに幅広いまちづくりを展開することで復興を後押しし、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重要な理念を実現するものであります。今後の事業展開としても、例えば、道の駅を日本三大開拓地ブランド化の情報発信の拠点として整備することや、新たな交流事業を実施するなど、関連づけや日本三大開拓地の冠をかぶせる等の取り組みを行い、特徴を持たせたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

これら財源の確保につきましては、地方創生・復興関連事業でもありますので、地方創生の新型交付金を初め、国や県の有利な補助事業を最大限活用しながら財源の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町の新たな資源発掘と活用の取り組みについてのおただしでありますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、住民参加による計画づくりとして、平成26年度に実施をした矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケートを初め、地方創生に関するアンケート、子供ワークショップ、まちづくりワークショップなど、幅広く丁寧に住民の意見等を吸い上げ、住民本位の計画づくりを進めてまいりました。

子供ワークショップでは、自分が町長になって町をつくってみようという取り組みを行い、子供たちにとって何が町に必要なのかを考え、ゲーム感覚で子供たちの理想の町をつくってもらいました。これを見ると、子供たちがつくった町に共通していたことは、自然があること、田畑があること、何か一つ大きな便利な建物が欲しいこと、路線バスのような交通の便がよくなる交通機関が欲しいこと、家族で生活しやすい町になって欲しいことでありました。都会的なまちづくりを望んでいるのではなく、子供の目線でしっかりとした矢吹町のまちづくりを考えていたことは、驚きでもあり、新たな発見でもありました。

また、まちづくりワークショップでは、子供や孫が高校や大学を卒業しても、働き口がないので戻って来ることができないといった意見や、子供たちの声が町中に聞こえないといった意見があった一方で、まちづくりには先頭でプロジェクトを引っ張る強力なリーダーが必要なことや、矢吹町をよくするためなら力を合わせたいといった前向きな意見等がありました。

今回、改めて、人が矢吹町にとって地域資源であることが認識できましたので、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、人材の活用を念頭に置き、まちづくりの理念を取りまとめ、協働のまちづくりの考え方として、町民、行政区・活動団体、事業者、行政等の地域の複数の主体となる組織が、対等の関係で、それぞれの特性を生かしながら連携・協力し、より大きな成果を生み出すまちづくりを目指すものとしたところであります。また、協働のまちづくりを進める上での段階的な考え方についても示しており、第1段階を町のよさの再発見、対話のまちづくりとし、第2段階の町イベントへの参加、自分のアイデアを試す段階へとつなげ、最終的にま

ちづくり活動の自発的取り組み、町民と行政の協力したまちづくりへと導く協働のステップを示したところであります。

議員ご指摘のとおり、町民からアイデアを募り、地域資源等を発掘し活用する取り組みを進めるためには、協働のまちづくりを推進することが大切になりますので、平成28年度は、新たに創設するまちづくり推進課において具体的な検討を行い、協働のまちづくりを具現化するのを目指すとともに、教育振興課においても子供ワークショップについて実施を検討するなど、まちづくりの理念の実現として協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長(諸根重男君) 再質問はございませんか。

なお、答弁時間は残り少ないことを申し添えます。

5番。

○5番(鈴木隆司君) 再質問をさせていただきます。

まず、3大プロジェクトの1番目の総合運動公園利活用のことでございますが、ただいまの町長答弁のほうに、町民の声を広く集めて、町民のニーズに合ったものを利活用に生かしていくというようなことでございますが、実は、その答弁は、私、8年前、議員に就任して以来、この問題については再三再四取り上げておりますが、そういった答えがずっと8年間続いておるのです。まさしくそのとおりなのでしょうけれども、今までの取り組んだ中で、そのパブリックコメントの集約とか、その8年間、どういった町民の声を集めてきたのかということをお伺いをしたかったということでございます。

また、今回、約301万5,000円ですか、の予算がついておりまして、調査検討、基本構想を作成していくのだということでございますので、まさしくこの事業は、冒頭に私が申し上げたとおり、矢吹町の復興に大きくかかわっていく問題でございますので、ぜひとも本当に町民のニーズに合って、また、町の活性化あるいは財政面に寄与するような使い方、例えば工場誘致であるとか、被災地からの避難民の住宅の定住化とか、さまざまなことがこの利活用に反映されていくと思いますので、その点を強く申し上げて、再質問とさせていただきます。多分、答弁の時間はないと思いますが。

それから、この矢吹町駅周辺地区都市再生事業ですか、計画事業について、これも本当に矢吹町の復興を訴えていく上で、本当に大変な事業でありますし、まさしくいい事業でありますと感じております。この中で、この複合施設とは、もっと具体的にお伺いをしたかったことと、この中に、読みますと、景観計画策定とか立地適正化計画などをうたっておりますので、この件についてお伺いをしたかったということでございます。

それから、災害公営住宅でございますが、町長答弁のとおり、中畑、それから中町第1が完成したにもかかわらず入居がなかなか進んでおらないということで、先ほど来、近隣の状況もご答弁がございました。せっかくあの立地のもとに、あれだけの立派な建物ができたわけですから、ぜひともこれを入居していただくような方法で進めていただきたいと思うのですが、これ完成されて入居が塞がらなかったとき、どういった方法、どういった策で進めていくのかということをお伺いをしたかったということでございます。

また、工期の延長に関してでございますが、その雨とか雪とか、確かに自然のものは避けては通れませんが、 我々議会としては執行部への監視義務というものもございまして、最近、工期の延長・延期、それから予定価 格の増額変更というのが多々相次いでおりますので、もっと調査とか計画とか、その辺が綿密に行われている のかということをあわせてお伺いをしたかったということでございます。

それから、3番目の三大開拓のまちづくりについてでございますが、町長の施政方針の中で、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で表現していくのだということでございましたので、この三大開拓地というテーマのもとに、どういう形で目に見える形で進んでいくのだということで、先ほど来も説明がありましたが、ちょっと、もうちょっと具体性に欠けたので、この目に見える形、三大開拓地を前面に出す目に見える形とはどういうものかということでお伺いをしたかったということでございます。

以上で、再質問を終わらせていただきます。

○議長(諸根重男君) 少しだね、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。四十……

[「出ています」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 町長。簡潔に。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

総合運動公園の利活用促進について、住民の声を8年間どのように吸い上げて聞いてきたのかというような 内容のおただしでございますが、これらについて、詳しく後ほどお示しをさせていただきたいと思います。

なお、道の駅、矢吹駅周辺、災害公営住宅、日本三大開拓地の考え方について、なお、鈴木隆司議員の考え 方のもとに、いろいろご提案、ご質問がございました。これらについては、今のご提案、ご質問について十分 に意識をしながら、今後、すばらしい形で、形になるように、目に見えるような形でお示ししていきたいとい うふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げて、私からの再質問に対する答弁とさせていただきま す。ありがとうございました。

○議長(諸根重男君) 以上で、5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。 ここで、暫時休議します。

(午前10時44分)

○議長(諸根重男君) それでは、再開いたします。

(午前10時55分)

◇ 吉田 伸君

○議長(諸根重男君) 続きまして、通告7番、12番、吉田伸君の一般質問を許します。 12番。

[12番 吉田 伸君登壇]

○12番(吉田 伸君) 時計見ながらやりますから。

それでは、皆さん、おはようございます。

傍聴席に来ていただいた傍聴者の皆様、議会は皆さんのその意思の、また、我々は町民の代表の、こうやっ

て一般質問しているわけです。ぜひとも傍聴席に座っていただくように心からお願いして、一言御礼の言葉を 申し上げます。

一般質問に入る前に、一言申し上げます。

野崎町長は、さきの町長選において、町民の代表として選出されました。一言御礼を申し上げます。

3期12年の、そして4期目の継続となりました。ただ、時代は東日本大震災の復旧、再生、復興と、特にこの復興策が、将来の矢吹町をつくる基本となっていくことと考えます。町民の生活の向上、そして、この町民の安全と安心、日本の至るところの町村が抱える諸問題、大体、似たり寄ったりだと考えます。そのことを早く解決することを願いまして、今後の4年間の任期、健康に留意して努められるようにお願いして、質問に入ります。

質問の前に、一言お願いしたいと思います。私の内容も、他の同僚の議員と重複することが多々ありますので、答弁は、簡潔に概略と言っておりますので、ひとつそのことをお願いして、最初にお願いしておきます。 よろしくお願いいたします。

町長選において、町長はこういうふうなパンフレットを出しました。私は、町長の公約ですから、この4年間の野崎町長として、こういうことをやりますということを公約しているわけですから、町民の代表として、そのことについて質問していきたいと思っております。先ほど申しましたように、くどいですが、概略でお願いしたいと思います。

野崎町長の4期目の公約、政策の根本について質問いたします。

復興から再生へとうたっております。我が町の復興を進める上に、この矢吹町をどのように創造して、そして実現していくのか、この公約で打ち出した基本政策を示していただきたいと思います。先ほど申したとおり、 重複する点もありますが、再質問がありますので示してください。

2点目に入ります。

本町・中町中心市街地の再生、商店街のにぎわいづくりとうたっております。このことについては、町民の皆さんが大分関心があります。先ほど、同僚議員の質問で聞きました。ただ、その町民の関心のもとは、ちょうどこの大震災から5年目を経ております。先ほどの公約を粗筋としてどのように示していくのか、これも示していただきたいと思います。

私は、あの震災のあったときに、ある若いときに聞いた話ですけれども、経営者の方から、こういう言葉を聞いたことがあります。いつもあると思うな親と金、ないと思うな運と災難。2つ目は、災難は試練と考え、最良の解決策を考えると、時は待たないと、こういうふうな言葉を知ってもらったことがあります。軽く話しますと、ピンチをチャンスに変えるということでございますが、同じ言葉でも、日本語のほうが奥深さ、そして教えていただいたことに感謝しております。

この1,000年とか700年とかというふうな災難でございましたが、もとの本町・中町中心街の、あのにぎわいづくりをどのようにして再生していくのか、示していただきたいと思います。

本県の予算は、本年度の予算が1兆8,000億円ですか、あと国には19兆何千億何がしの復興資金がありましたけれども、大分、目減りはしていると思いますけれども、やはり町のトップセールスとして、先ほど申したとおり、将来の矢吹町をつくっていくとすれば、この4年間がその根本になるという考え方でおります。です

から、各課長の皆さんも、次の子供の世代、そしてお孫さんの時代も、あの政策でよかった、そういうふうな 構想をつくっていただければありがたいと願うものであります。

なお、ここに含めておりましたけれども、質問に入っていますけれども、この復興策においては、道路の整備ということは大切な関連した問題だと思います。中町・本町中心街、それに入る石川街道も幹線道路として、私はこの整備も今やるべきじゃないのかと思っております。やはり災難に遭う時代よりは、車社会ですから、その車の流通を考えて、楽に、そして中心街に入ってこれるようにしていただきたいと考えております。

次は、これも我が町の復興を願うときに大切な要点だと思います。国道4号線の4車線化の早期実現です。 皆さんご承知のとおり、鏡石町まで4車線化ができております。白河市のほうは女石までできております。 構想で抜けているのは、泉崎とあと矢吹町です。やはりここを、この町の復興を掲げるとき、先ほどの車社会 です。流通が物を言います。ですから、この矢吹町を豊かにするのには、一年でも半年でも早く実現していた だきたいと願うものであります。

この点についても、町長の努力を私たちは、もちろん私も応援します。我が町が大切ですから、そして、この町ほど流通に恵まれている町は、私はないと思っております。前にも一般質問で、このことについては質問しましたけれども、そういう有利性を、他の町村にない有利性を考えて、一年でも早く早期実現していただきたいと思います。

次に、企業誘致でございます。

この矢吹町のイメージは、さわやか田園のまちとうたわれておりますが、私は すれば、何かどこか 漠然としてわかりにくいところがあります。言葉には伝える意思、そして目的もあり、人を動かす心もあります。いいとか悪いとかは申しませんけれども、やはりこのイメージに合った町をどういうふうに考えるのか、もっと深く考えてみたいと、私自身が考えております。

矢吹町の未来を考えてみるならば、そして、その将来を考えて、繁栄を考えてみれば、そこに生活する町民の幸せを考え、生活の安全を図り、それが行政だと考えております。このなだらかな矢吹原の大地、山ではありません。他町村から比べたら台地です。どうぞ復興という名のもとに、町民の豊かさをつくることが大切だと思っております。ちょうど国にも県にも、復興というスローガンで予算が平常の時期よりも入っております。3期の経験をどうぞフルに動かして、このことについても町長の構想を示していただきたいと思います。

最後に、総合運動公園の利活用について伺います。この点については、先ほども同僚議員が質問しております。違う観点から、私は訴えます。

この運動公園の財産は、よく、私とすれば、他の町村にない大切な財産と思っております。この運動公園跡地が、あの利活用が、この矢吹町のもしかすると将来をつくるんじゃないかと、私はそう考えております。あの広大な面積をどのように利用していくか、活用するか。それが 矢吹町の未来をつくっていくと思っております。

ですから、単に活用といって、企業だけではありません。誘致だけではありません。町民が必要としている 総合グラウンド、また、教育機関、文化機関も考えたらどうでしょうかと、きのうも同僚議員が言いましたけ れども、私は、やり方次第では、人口減少という上でも、先ほどの質問で考えてみましたけれども、数代前の 町長さんが、2万4千人構想ということをうたっておるということですけれども、そういうふうな受け皿がも しかするとできるかもしれないと、 を再質問ですか、再質問で聞きますけれども、ひとつここら辺を 加味して構想を練っていただきたいと思います。

最後に、4年間の健康を祈りまして、第1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 答弁の前に、先ほど吉田議員のほうからお話がありましたが、私からも、まず初めに、 私の健康にまでご配慮いただいた、その心遣いに感謝申し上げたいと思いますし、また、説明についても、で きる限り凝縮した内容となっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、12番、吉田議員の質問にお答えいたします。

初めに、4期目の基本政策についてのおただしでありますが、さきの第393回臨時会において、私自身の決 意表明として、議会の冒頭、発言の機会をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

また、議員おただしの4期目の基本政策につきましては、決意表明及び施政方針と一部重複いたしますが、 4期目の最重要課題は、何といいましても全員参加による東日本大震災からの復興、そして新しい矢吹町の創 生、すなわち矢吹創生であります。東日本大震災で未曽有の被害を受けた矢吹町が、開拓精神を持って復興を なし遂げ、未来を開く矢吹町をつくる。このことが、私の4期目のまちづくりのビジョンであります。中でも、 4期目に当たり、復興から矢吹創生へ向け特に力を注いでまいりたい事項は、次の5つの分野、12項目であり ます。

初めに、人をつくる、支え合いの大地としましては、特に3つの施策を推進してまいります。

1つ目は、総合型地域スポーツクラブの設立であります。

2つ目は、町民の健康寿命の向上であります。

3つ目は、多目的地域創生複合施設の整備であります。

次に、輝く子供たちとしましては、特に2つの施策を推進してまいります。

1つ目は、子育て支援の強化であります。

2つ目は、学力向上対策の推進であります。

次に、仕事をつくるとしましては、特に2つの施策を推進してまいります。

1つ目は、企業誘致の強化であります。

2つ目は、観光資源の再発見とPRの推進であります。

次に、美しい暮らしとしましては、特に2つの施策を推進してまいります。

1つ目は、旧総合運動公園用地の利活用の推進であります。

2つ目は、道路等都市再生事業の推進であります。

最後に、復興を形にとしましては、特に3つの施策を推進してまいります。

1つ目は、道の駅の整備であります。

2つ目は、憩いと触れ合いが生まれる防災公園の整備であります。

3つ目には、除染の推進であります。

以上が、私自身の今後4年間の基本政策となりますが、これら5つの政策は、第6次矢吹町まちづくり総合計画に全て位置づけられており、まちづくりの手引書として、行政、議会、町民の皆さんが共通理解のもと、その実現に向け一致団結し、全員参加によるまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中心市街地復興の取り組み状況について、道路の整備を含めた今後の計画についてのおただしでありますが、中心市街地の取り組み状況につきましては、鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、本町では、東京大学生産技術研究所との連携協定により策定した矢吹町中心市街地復興まちづくり計画に基づき、復興のシンボル事業として、矢吹小学校から中町の災害公営住宅3地区、第一区自治会館、東邦銀行矢吹支店跡地、大正ロマンの館、JA東西しらかわ矢吹支店跡地、会田病院へと続く、奥州街道を中心とした41へクタールを計画対象地域として、公共施設等を集約した複合施設や多目的広場、防災倉庫、貯水槽など防災機能を有した防災公園整備などを行う事業であります。

これら総事業費等については、先ほど説明したとおりでございます。本年度、矢吹駅周辺地区都市再生整備 計画を国へ申請し、採択を受けたところであります。

事業採択を受け、早速、複合施設の建設予定地である東邦銀行の土質調査の結果、地盤が弱く、荷重が大きい建物については建てることができず、小さい施設であれば整備可能ということでございますが、これら複合施設の建設を、新たな予定地を見きわめながら建設を考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。なお、東邦銀行跡地につきましては、この後、多目的広場などとするよう利活用を検討していきたいと考えております。

さて、平成28年度の事業内容でありますが、複合施設の建設及び東邦銀行跡地の利活用を優先と考え、用地の取得及びそれに関連した測量業務を実施する予定でございます。また、複合施設の充実を図るためのソフト事業も大変重要であることから、施設の運営に関する町の方向性を今後、検討して決定してまいりたいと考えております。

また、幹線道路の整備計画についてでありますが、一部、熊田議員への答弁と重複いたしますが、町が復興 道路として位置づける石川街道、奥州街道、田町・大池線につきましては、平成24年11月に開催しました住民 説明会において、道路の計画幅員も含めた整備計画を説明させていただいております。これらの路線につきま しては、幹線道路であることから、町内外の多くの方が利用するため非常に交通量が多く、また、児童生徒の 通学路にも指定されていることから、通勤、通学時は大変危険な状況であることは町も把握しており、整備の 必要性は非常に高く、特に歩道の設置については急務であると認識をしております。

しかしながら、複数の路線を同じ時期に実施することは、町の財政状況から見ても非常に困難であるため、より優先度の高い路線から計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道4号の4車線化についてのおただしでありますが、矢吹インター周辺の国道4号は、東北縦貫自動車道、あぶくま高原道路を初め、東北新幹線、福島空港などの高速交通ネットワークの整備により、県内交通の要衝となっております。また、国道4号は東北地方と首都圏を結ぶ大動脈であり、広域幹線道路として、周辺住民の生活道路及び災害時の緊急避難路として重要な役割を担っております。

現在、交通混雑の緩和、沿道環境の改善、交通安全の確保を図り、地域活性化を目的とした国道4号の4車線拡幅事業が、鏡石エリア、白河エリアにおいて進められておりますが、いまだ矢吹町から泉崎村間は2車線区間であります。こうした中、平成24年に矢吹IC付近で3名が犠牲となる交通死亡事故が発生したことが契機となり、平成25年5月1日に、矢吹町及び泉崎村の国道4号における4車線化事業早期実現の推進と、矢吹インター周辺の交通安全対策を図ることを目的に、国道4号矢吹・泉崎地区事故対策協議会を設立し、積極的に要望活動を行ってまいりました。

この結果、平成25年度に、矢吹IC合流部の交差点での追突事故防止のための4車線区間の延長、右折レーンの設置及び4車線化に伴う中央分離帯の設置等を事業目的とした矢吹・泉崎地区事故対策事業が、矢吹IC付近の車線減少区間から郡山方面へ約600メートルを区間とし、4車線化事業が新規採択され、事業が着手されたところであります。平成26年度には、測量設計・用地調査を行い、9月に地権者を対象とした全体計画の説明会を実施し、関係者から事業実施の合意を得ております。

また、本年度において、平成27年6月に、地権者を対象とした境界確定を行って合意を得たところであり、 境界確定を受け、支障となる建物、工作物、立木等の物件調査についてもほぼ完了したと伺っております。あ わせて、交差する町道、農道、水路等の交差計画について、道路管理者である矢吹町との事前協議を完了した ところであります。

今後の予定でありますが、平成28年度に用地買収及び物件補償等の契約を行い、交渉が順調に進んだ場合、 平成29年度から一部の区域で拡幅工事に着手する予定であります。国としても、用地確保が順調に進んだ場合、 事故対策の事業趣旨を鑑み、できるだけ早期に事業完了、供用開始をしたいという考えであり、最短の場合、 平成30年度末には交差点改良を含む4車線工事を完了する予定であります。

震災から約5年が経過し、復興に全力を挙げて取り組んでいる今、当地域経済の安定・活性化を図り、災害に強いまちづくりを進める上でも、国道4号の4車線化は喫緊の課題であります。国道4号の一部が2車線区間であるがゆえに慢性的な交通渋滞が生じており、走行速度が著しく低下するなど、主要幹線道路としての機能は十分ではありません。

また、東北自動車道の当該区間は、降雪、事故等による通行どめ回数が多い区間であり、住民生活、物流、地域経済への影響が非常に多く、国土強靭化の観点より、代がえ機能の強化は非常に重要であると考えております。また、矢吹、泉崎区間の救命救急搬送は、本路線を利用し、須賀川、郡山市方面と白河市方面へ搬送されますが、本区間の4車線化により、搬送時間の短縮と搬送患者の負担軽減により、地域の救急救命医療体制の向上を図ることが可能となります。さらに、近年の矢吹ICの貨物物流量が全国25位、東北では1位であり、物資輸送路としても大変重要な役割を担っており、4車線化により流通の信頼性が向上し、地域経済の活性化が促進されるものと考えております。

これら国道4号の4車線化に向けて、今年度は、昨年8月と11月の二度にわたり、郡山国道事務所長、国土 交通省東北地方整備局長、国土交通大臣、財務大臣に対して、矢吹町、泉崎村の両首長、地元区長、交通安全 対策協議会長、さらには、町村議会を代表し各議長も同行いただき、要望活動を行ってまいりました。

要望会においては、協議会の会長である私が協議会を代表し、8月には国土交通省北川イッセイ副大臣、11 月には財務省岡田直樹副大臣、国土交通省土井享副大臣に対し、事故対策事業のさらなる整備促進と矢吹・泉 崎間の4車線化の早期事業化、事業推進のための財源の確保について、直接要望してまいりました。来年度以降においても、これまで同様、継続して積極的に要望活動を行ってまいりたいと考えております。

国道4号4車線化の重要性に対する認識は吉田議員と同様であり、4車線化整備や広域、地域間の連携や交流拡大はもとより、防災機能の確保や町の復興、地域の経済の活性を図る上でも、必要不可欠な事業であると認識しております。今後も、事業主体であります国土交通省との連携を図りながら、4車線化の必要性について要望活動を行うとともに、町、議会、住民が一体となって、4車線化の早期実現に向け各種の取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、企業誘致についてのおただしでありますが、町の発展には、主に若年層を中心とする人口増加が非常に重要であり、そのためには、その若年層の働く場の確保が必須となります。したがって、議員ご指摘のとおり、その受け皿となる企業誘致が町の最重要課題の一つであることを、論をまたないものと認識しております。そのため、平成28年度から新たに始まる町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画においても、16の施策の一つとして、企業誘致の推進と働く場所の確保を掲げ、新規企業の誘致を推進することとしております。

また、本町は平坦な地形及び穏やかな気候、そして何より交通の便は県内でも屈指の好条件であり、企業の立地あるいは定住に際し、非常に適したポテンシャルの高い地域であります。その結果として、町内には製造業を中心に38社の企業が立地しており、また、東北自動車道矢吹インターチェンジの物流量は全国第25位、東北ではナンバーワンという調査結果も出ております。

こうした背景から、議員おただしの第二苗畑跡地である県営復興工業団地並びに矢吹テクノパークに、さらなる企業を呼び込むため、現在、福島県と一体となって誘致活動に取り組んでいるところであります。具体的には、既に町内あるいは県内に進出されている企業を、私自身や本町及び福島県職員が訪問し、当該用地の紹介活動を展開しているほか、東京都や大阪府等で開催されている企業立地セミナー等の企業誘致イベントにおいて、PR活動等を実施しております。

特に、昨年においては、西日本を中心とする製造業約2,000社に対し、本町への進出意向アンケート調査を 実施したところであり、この調査結果をもとに、現在、福島県企業立地課や東京事務所との共同により、今後 の訪問活動計画を検討しているところであります。さらには、平成28年度には、同様の進出意向調査を、関東 地方や東北地方北部に拠点を置く企業に対しても実施することとしており、誘致活動を実施するとともに、工 業団地及び本町の立地優位性をPRしてまいります。

現時点では、平成20年のリーマンショックに端を発した不況、さらには東日本大震災の影響等により、平成24年以降には1社のみの誘致にとどまっておりますが、冒頭でも述べましたとおり、企業誘致は本町の活性化に不可欠なものであると認識し、継続的に活動を展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、総合運動公園の利活用の推進についてのおただしでありますが、鈴木隆司議員への答弁と重複いた しますが、平成28年度は本事業のたたき台となる基本構想の策定に向け、仮称となりますが旧総合運動公園用 地利活用検討委員会を組織し、有識者、関係団体、町民の皆さんから広く意見をいただきながら、各方面から 検討を深めてまいりたいと考えております。 なお、議員ご指摘のとおり、利活用策については多くの町民の関心事であると私自身も強く認識しており、 真に町民の利益につながる事業となるよう、最大限の努力を費やしてまいりたいと考えております。

このような中、一つの大きな方向性としましては、平成26年度に実施した矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケートの結果であり、町民の皆さんの声について十分に検討してまいりたいと考えております。また、もう一つには、現在、大きな行政課題として浮き彫りとなっている、公共施設等の維持・管理・更新等に係る当該用地の利活用であり、人口減少社会を見据えた、先見性のある効果的な利活用策を検討していく必要があると考えております。

いずれにしましても、町のほぼ中央に位置し、自然豊かで交通アクセスに非常に恵まれている当該用地については、あらゆる可能性を秘めていることから、来年度は、旧総合運動公園用地利活用検討委員会の中で、これらについて十分に検討を深め、震災からの復興、そして矢吹創生へ向けた重要な施策として、確実な事業の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長 (諸根重男君) 再質問はございませんか。 12番。
- ○12番(吉田 伸君) 私の再質問は持ち時間何ぼありますか。〔「14分以上あります」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(諸根重男君) 14分ちょっとありますね。
- ○12番(吉田 伸君) 町長の答弁のほうは。

〔「12分あります」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(諸根重男君) 大丈夫です。12分。
- ○12番(吉田 伸君) 町長の答弁のほうは、12分あるの。
- ○議長(諸根重男君) あります。10分以上あります。
- ○12番(吉田 伸君) ありがとうございます。

いやいや、ご丁寧な答弁、本当ありがとうございました。これほど細かく答弁してもらうと、どこにポイントがあるのかわからなくなっちゃいまして、どこから再質問をかけていくかということを今、悩んでおります。ですから、最後のほうから逆に質問していきたいと思います。

先ほど、私は冒頭の質問で、まだまだ矢吹町には魅力があるのだということを言っております。

私は職業上、運搬の運送の車に牛をつるけて、高速道路の並びに各地方を、各地方といっても福島県ではありません。遠くは青森から山口のほうまで、九州までも、必要とあらば行きますので、必ずその地域の特徴をこの目で見ておりますものですから、この矢吹ほどいいところはないと思っておりますので。ましてあの運動公園から、あの大地ですね、あの那須連山を見れば、子供たちは喜びます。大体が川と海と山、これを見ると子供の世界は広がるという。福島県の偉人の野口英世も、後ろに磐梯山をしょって、毎日、猪苗代を眺めて、ドジョウをとっていたから、基礎はそこにあるのではないかと私は思っております。教育長、いかがでしょうか。

ですから、先ほど言ったとおり、何もこれだけの大地だから器を小さく考える必要はないと、受け皿はある

のだということで話しております。その受け皿をどのように使うかは、皆さんの考え方次第だと思っております。ですから、企業誘致も大切、私はやってもらいたい。でも、企業が来て、この行政ですか、矢吹町とどういうふうな調和をするかということも考えていただきたいと思います。

課長の皆さんにぜひともお願いしたい。まず、豊かになることも大切、そして町民が健康で安心して、そういう暮らしも私は大切だと思います。ですから、以前、中畑清さんが名誉町民として表彰されました。この矢吹町の有名人として、ああいう方が生まれてくれたということはありがたいことだと思っています。ソフト大会もどうぞできるようだ、私はいいものをつくれということはありません。町民の健康を考えた総合グラウンドあたりも、やはり考えておくべきじゃないかと思っております。これにあわせて、教育の現場あたりも考えておく必要があるんじゃないかと思っております。

私は、この間、白河市に行ってきました。大作だと思っています。後ろに小峰城を背景に名城がありまして、そして白河駅前に文化センターをつくっております。その前には図書館をつくっております。大分、白河市は変わってきたと、発想が豊かになってきたなと感心しております。背景づくりが大切だと思っております。その背景づくりが、皆さんの考えでつくっていただければ、町長の進める、他町村からも若い人たちが、この穏やかな災難のない町に、もうしばらく問うてみれば、これ最後に兼ね合わせますけれども、ああ、こんないいところだというところで、これはということで、定住の場を求めてくれると思っております。

企業誘致の件については、これはもう私の言う言葉ではありません。町長の言うとおりだと思います。ただ、 私は思いますけれども、川内村の遠藤雄幸村長は、町長と同期だと思います。あそこは、原発の災難を受けま して、大分苦しみました。ただ、村民のいないところで、40社ほど誘致企業をしております。私はNHKのテ レビで知って、あそこで被災に遭われた村民の皆さんを支持したのですね。そして、何としても開発しなきゃ ならなくない、復興しなければならないと思って、雪の中、支持したのです。怒られながら説得している姿、 その映像を見たときに、大したことだと思いました。いや、先ほど言ったとおり、やはり長がそういうわけで したらば、ついていくしかないのです。そして、なし遂げれば、私は川内村の基礎をつくった村長だと、私自 身が思います。なくなったのですから。いずれ、あの村は今、その企業を誘致した会社には労働力が足りない と、そういうふうな現況だそうです。テレビでやっていますから間違いありません。そして、誘致企業が復興、 川内村が一番進んでいるはずです。

ですから、やればできると、先ほど言ったとおり、ピンチはチャンスと、皆も私は逆に、いつまでもあると 思うな親と金、ないと思うな運と災難と。もう一度繰り返します。そして、試練は最大の、自分を伸ばす大切 な天が与えた経験です。今までも、この島国は何回となく地震に遭っております。みんな復興してきました。 だから歴史は続くのです。そういうことで、考えていただきたいと思います。

4車線化については、町長のおっしゃることはわかります。ですから、このもの会社に鮫川村から運送会社が本社としてきております。いかに流通の だか、私はわかっております。あの会社が、寒河江市ですが、ちょうど鶴岡に行く用事がありまして、あの会社の寒河江工場を、寒河江工場と言ったらおかしいでしょうけれども、会社を見させていただきました。ちょうど高速道路から見えるものですから、帰りわざわざおろしまして、ほう、大したものだと。その本社が、矢吹に本社を移したいということは、こういうふうな企業の皆さんの、運送会社大分あります、矢吹には。そういうこともあわせて、誘致の運動を展開していったほうが

楽じゃないかと、そう思っております。

これも、町長も、行政の各課長の皆さんも、そして我々議員も、町民も、一日でも早い復興を、先ほどの川内村の話をしましたけれども、これは、その先達者となった方の応援がなければ、1人ではできませんから、そういうふうな考えで進めていただきたいと思います。

一番最後になりましたけれども、本当ならばこれが一番大切なのですけれども、先ほどの問題が全部関連しています。そうすると、石川街道は本町・中町線の中心市街地の幹線道路です。ご承知のとおり、棚倉は街道を旧棚倉街道は閉鎖されて、あれが残ってくれて、何かしら高架線でもつくって、抜けられると大分楽だと思います。でも、それはまあ、やってみなきゃ、何でもやってみなきゃわかりません。

それは、なぜそう言うかというと、矢中も建設も、行政の皆さんとこの議会と、町民の願いによって、地震にあわせて、ちょうどその日、3月11日ですね、この議場でやっているときに地震があったのです。そのときには、体育館だけ卒業式にあわせようということで、町長がなるべくそういうふうに日程を組みました。あの努力が報われて、県の表彰を受けたのではないですか。やれば、県で一番になるような、皆さんに認められるような、そういうふうなことができる。それも皆さんの努力のたまものと思っております。発想はただですから。先ほど言ったように、前のうちに考えて、そういうふうな考え方で進めていただきたいと思います。

もちろん中心市街地に、ひとつ提案ですけれども、中町中心街商店街ルート、あの幹線道路、高架線もできてありがたいですし、いろいろな道路も引いております。ただ、中心市街地に向かう看板がないのです。中心市街地はこちらですというふうな、そういうふうな目立つ、高架線をおちれば4号線ですから、ご存じのとおり、県道棚倉線は通行量が、中畑のバイパスができましたから大変にぎわっております。これはひとつお礼を申し上げます。

県道棚倉線の三文橋が通過しました。私も質問して、何度か質問しましたけれども、これもお骨折りをいただきまして、中畑地方は恐らく20分のログが、今度は走っても、流通の問題はまだまだ本当はございますけれども、そういうふうなことでひとつ考えていただきたいと思います。

そして、どうぞ西側開発も進めていっていただきたいと、切に願うものです。 以上です。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 12番、吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、総合運動公園用地に関する質問についての答弁でございますけれども、矢吹町がいかに魅力が あるかということについては、吉田議員が全国津々浦々、自分の目で確かめて、矢吹町のよさを実感している。 これはまさしく言葉に大変重みがあるのではないかなというふうに思っております。

ともすると、自分たちの住んでいる町、いつも目にする景色等については、何の変化がないものだということで、自分たちの魅力を感じることを常に意識するものではない。したがって、矢吹町の魅力が何だというときに即答できない。こういうことではいけないなということを、改めて今、吉田議員の話を聞いて、再確認をさせていただきました。

この魅力ある矢吹町、そして総合運動公園をつくるのであれば、先ほどもご提案をいただきましたように、総合グラウンド、さらには教育文化施設、そういった選択肢もあるのではないかというような、そういうご提案でございますが、これについては前にも答弁させていただきましたし、この後もまた追加で話をさせていただきますが、これらについては、まちづくりをする上でのアンケート等の調査結果、さらには職員のほうで提案をしている内容等に合致する内容でございますので、選択肢としてテーブルに上げて、そうした協議を深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

住民が、この総合運動公園ができることによって、総合運動公園の跡地利用が進むことによって、豊かになって健康と安心を確認できる、そんなまちづくりをしていきたいと思いますし、利活用の促進を図っていきたいというふうに考えております。

次に、企業誘致、川内村の事例を挙げて、いかにピンチをチャンスに体現していくか、そういうものが問われる、そういうところだとご指摘をいただきました。私も川内村のご努力については、さまざまな機会を通じて、また、遠藤村長本人とお会いする機会も多いということで、そのご苦労も知っております。ただ、川内村の魅力を全面的に発信しながら、村長みずからが先頭に立って企業誘致に取り組んでいる姿、これは私たちも見習わなくちゃいけないことだろうというふうに思っております。

今後におきましては、今、ご指摘を受けたように、川内村の遠藤村長を初め、今、第一線ですばらしい活躍をしている、そうした首長たちの姿も参考にさせていただきながら、矢吹町の大いなる魅力、そうしたものを発信して企業誘致、さらには魅力ある矢吹町をつくっていきたいと、そのような認識を深めさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

4号4車線化については、先ほども答弁させていただいたとおりでございます。国は、この矢吹インターチェンジの4車線化については、計画どおり事業を推し進めていきたいということで、非常に協力的、前向きな姿勢を打ち出していただいております。したがいまして、平成30年完了を目指していくわけでございますが、ただ、この先の先線というか、今、鏡石エリアと白河エリア、白河エリアについては本事業ということで完了いたしました。次の路線の、新規路線の本事業の採択というのが非常に大切になってまいりますし、矢吹町も、このICの交通事故対策事業が終えた後の本事業の採択というものが、非常に重要になってまいります。

ですから、I C付近の交通事故対策事業の4 車線化のみならず、次の本事業の採択に向けて、先ほども答弁させていただきましたように、今後、国、県、さらには町、そして議会の皆さん、そして一般住民の皆さんのお力添えを得ながら、強力な要望活動をしていきたいと考えておりますので、その際には、またご協力のほどよろしくお願いしたいと思いますし、また、町内を走る幹線道路、特に復興道路として位置づけた石川街道についてのおただしもございました。これらについては、町のほうとしても、そして私自身も、この復興道路の整備が町の復興に大きく貢献する事業だという意識は、吉田議員と全く同じでございます。

これらについては全て、復興道路全てを同時期に事業に着手するということはかないませんが、ただ、石川街道の重要性を考えると、石川街道を最重要路線ということで位置づけながら、平成28年度、この後、皆さんに議決いただく予算、その中に盛り込ませていただいておりますので、この後は測量、さらには工区を4工区、延長1,200メートルをそれぞれの工区、4工区に分けて、計画的に事業を進めていくということについて、議員の皆様に、そして吉田議員のほうにお話をさせていただきたいというふうに思っております。その後の幹線

道路ということで、奥州街道の路線もあるわけでございますが、これも非常に重要な路線ということでございますが、これらについては、もう既に歩道があるということで、石川街道を優先させていただくということで、今のところ事業を予定しておりますので、そうしたこともご理解をいただきたいと思いますし、また、おただしの棚倉・矢吹線、三文橋については、今年度末をもって事業が完了いたします。

ただ、中島、矢吹町の境界、町村間の周辺の歩道の整備等を含めて危険な箇所が、また住民のほうから指摘も受けているということもございますので、それらの整備についても県の事業に採択していただくよう、この後、要望活動を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、西側開発については、企業誘致最重要地点として、今、営林署の20へクタールにも及ぶ広大な敷地を、 県と一体となって誘致活動に励んでおりますので、それを起点にしながら、西側開発についても全力を傾けて いきたいと、そのように考えておりますので、そうしたことをご理解いただきながら、私の吉田議員の再質問 に対する答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

- ○12番(吉田 伸君) 何分。
- ○議長(諸根重男君) 2分。再々質問はございませんか。
- ○12番(吉田 伸君) 何分ぐらいあるの、今。
- ○議長(諸根重男君) 2分はあります。12番。
- ○12番(吉田 伸君) 何回も申しますけれども、私は無理してやれとは思ってはおりません。ただ、なかなかこういうふうな行政のピンチと言ったらおかしいでしょうけれども、それを再生する力、それをどうぞ皆さんで出して、そして、ああ、よかったなと、やっぱりよかったと、そういう が言われる行政を目指していただきたいと思います。もちろん町民の健康も大事だと言っていますけれども、皆さんの健康も大事ですから、そこはそこで留意していただいて、持てる技能、知能はあるはずです。ですから、そこを最大限にフルに活用して、そして町長を支えて、どうぞこの新しいまちづくり でありますので、こういうふうな新しい矢吹をとスローガンがありますから、何が新しいのだと、何をつくるのだと、そういうことをひとつよろしくお願いして、再々質問ではありませんけれども、なってしまいますけれども、ひとつ皆様で協力して支えていただきたいと思います。では、最後は町長。

以上です。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[「いいんだって」「いいですか」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諸根重男君) いや、時間。時間ありますよ。ええ、答弁時間ありますから。 [「欲しいですか」「はい」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(諸根重男君) いや、じゃ答弁お願いします。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 12番、吉田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まちづくりにおいて、さまざまな事業を展開すること、まちづくり総合計画並びに地方創生の矢吹町のまち・ひと・しごと人口ビジョン、総合戦略、そのようにさまざまな行財政改革、そして都市マスタープラン等々、今、矢吹町がまさに第一歩を踏み出す、そうした計画が多数ございます。そうした計画に基づいて、吉田議員が言われるように、やっぱりよかったなと、やってよかったなと、そして次の世代の子供たちに、ああ、住んでよかったなと、このまま矢吹町に住み続けたい、先輩たちは、先人たちは一生懸命頑張ってこの難局を乗り切ってくれた、すばらしい町をつくってくれたなと、そんな町を、ぜひ皆さんとともにつくっていきたいというふうに思っております。

まずは、平成28年度4月からスタートします。先ほどから話をさせていただいていますように、矢吹町の新しい姿、新生矢吹町をつくっていくために、全員参加、矢吹創生、協働を合い言葉に、まちづくりを進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様、そして町民の皆様のさらなるご支援、ご協力をお願いして、再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

- ○12番(吉田 伸君) ありがとうございます。
- ○議長(諸根重男君) 以上で、12番、吉田伸君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

(午前11時53分)

○議長(諸根重男君) それでは、再開いたします。

(午後 1時00分)

◇青山英樹君

○議長(諸根重男君) 続きまして、通告8番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。 6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番(青山英樹君) 議場の皆様、こんにちは。

本定例会最後の一般質問となります。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、三区自治会における除染事業の補助金に関する不正請求、受給の問題についてお尋ねします。 再三の質問とはなりますが、この問題に関しましては多くの町民が関心を持っておられまして、どのような 結末を迎えるのかが注目されています。その要点としましては、この不正請求、受給問題が許す、許さないの 二者択一の論点に終結すべき事案なのかどうかにあります。公の機関である町、当然ながら補助金の交付者か つ管理者としての責任を、明確に町民に示すことが第一義ではないかとの意見が寄せられております。改めて 町政執行者である町長の従来の見解に変化はないのかをお尋ねいたします。

次に、大正ロマンの館に関してお尋ねいたします。

具体的にどのような事業を行い、どのような施設となるのか、また指定管理者制度としての運用によりまして、町からの持ち出しに関しては費用対効果に疑問を持つ町民の方が多くおられます。一般の方々がおわかりいただけますように、その費用対効果に関しまして町民のメリットというものを踏まえてご説明願います。

3番目としまして、道の駅構想についてお尋ねいたします。

町民の間では、何を売り物とするのか、町は税金から幾らほどの費用を繰り出すのか、この施設の設置により、町民への経済波及効果はいかなるほどの効果が試算されているのか、町の自主財源へのメリットは幾らとなり得るのか等を、不安が多く町民にはございます。これらについて、やはりわかりやすくお示しいただきたく質問をいたします。

4点目ですが、重点プロジェクトとして道の駅、駅周辺都市再生整備、総合運動公園用地利活用の事業が挙 げられていることに関してお尋ねいたします。

平成28年度の予算編成におきましては、これらの重点プロジェクトを盛り込むことで、当初、歳入に対して約4億円の歳出超過が見込まれておりまして、削減、または縮減の方向性が示されておりました。歳出部門においては人件費や公債費などの義務的経費はほぼ固定化しておりまして、扶助費等もなかなか余裕がない中、削減、縮減はどのような形で行われたのか、あるいは、削減、縮減することなく歳入の増収によって解決されたのか、経緯等を踏まえてご説明をお願いいたします。

最後に、商工費についてお尋ねいたします。

企業誘致、働く場の確保を含め、商工業の振興が叫ばれております。当町の商工費に関しまして県内の類似 団体で比較してきますと、人口1人当たりの投下する費用は、矢吹町は最下位であります。類似団体とのこれ らの差異が生じていること、この見解をお尋ねいたします。

以上、5点となりますが、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、三区自治会への補助金交付に関する不正受給への対応についてのおただしでありますが、この件に つきましては、これまでも答弁させていただいておりますとおり、町の考え、姿勢につきましては、何ら変わっていないことを述べさせていただきます。

補助金は、交付を受けた団体等が、責任を持ってその補助目的に沿った運用を適正に行う責務があると考えております。町の責任は、補助金を交付する立場としてその目的に沿った運用が適正に行われているかを、実地調査や書類審査等により確認することであります。本件に関しては、具体的な事実確認のため、購入実績や取引実績を確認するとともに、関係帳簿、領収書原本等を確認いたしました。その結果、不正請求金額があり、返還命令により返還していただいたものであります。

しかしながら、今回のような結果になりましたことは、私自身も大変遺憾であると認識しており、町といた しましても、再発防止に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。法的手続につきましては、不 正請求補助金額が全額返還されていること、また、今回の件について当時の役員は非常に反省し、謝罪してい ること、社会的な制裁を受けていること、今後、再発のおそれがないこと等を総合的に勘案し、町は告発をし ない考えでおります。

論点をすりかえているのではないかとのおただしがありましたが、決してそのようなことはありません。こ

れまで答弁いたしましたとおり、町の考え、姿勢、そして論点は、一貫して変わっておりません。許すという 発言につきましては、私の生きる上での普遍的な考え方でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大正ロマンの館についてのおただしでありますが、さきの第392回定例会において、矢吹町中心市街地活性化推進施設設置条例を議決いただきましたことを受け、本施設の改修事業に着手したところであり、本年10月までに完了する運びとなっております。そして翌11月の運営開始に向け、同施設の管理運営を委託する指定管理者を2月19日までに募集したところ、2団体の応募があり、来る3月17日に応募団体による公開ヒアリング及び指定管理者選定委員会を開催し、候補者を決定する予定となっております。

今回応募された団体が提案された具体的な運営内容については、当該ヒアリング及び選定委員会に支障を来すおそれもあるため、ここでの答弁は差し控えさせていただくことをご了承願いますが、町が同施設の運営手法例として提示しているカフェや物販、学習や交流のためのスペース、セミナーやイベントの開催等が盛り込まれており、大正ロマンの館の運営目的である中心市街地の活性化及びにぎわい創出等の条件に合致するとともに、その目的達成に大いに寄与する内容となっていることのみを、申し添えさせていただきます。

また、費用対効果のおただしについてでありますが、町から受託団体へ支払うこととなる指定管理委託料は、 食事の提供や物販の売り上げ等の収入も見込まれているため、両団体の提案においても、町が想定した委託料 を下回る額に設定されております。

なお、同施設の運営による効果についてでありますが、具体的な数値であらわすことはできかねますが、カフェ及び物販に伴う来客者及び催し等への参加者が訪れることはもとより、光南高校生や農業短期大学校の学生によるイベント等も検討しており、にぎわいが創出されることが大いに期待されます。

最後に、今後の指定管理者の選定の流れについてでありますが、前述の公開ヒアリング及び選定委員会を経て指定管理候補者を選定し、6月定例議会に指定管理者指定の議案を上程することとなっております。いずれにいたしましても、まずは当該審査会において中心市街地活性化の観点から厳正に審査した上で候補者を選定し、当該団体と協議を重ね、大正ロマンの館がより有効に活用されるよう、運営手法を練り上げた上で議案を上程いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅の運営形態及び町内への経済波及効果についてのおただしでありますが、鈴木隆司議員への答 弁と重複いたしますが、本町で進めている道の駅については、道の駅の効果を最大限発揮するため、交通量が 多い国道4号沿いに設置し、道路管理者との一体型整備を目指しているところであります。

道の駅の運営形態については、現在、基本構想を策定中であり、未定ではありますが、来年度以降基本計画を策定する中で具体的な検討を進めていく予定となっております。国土交通省の資料によりますと、全国の道の駅の管理運営者種別では、1,004ある道の駅のうち、自治体が直接運営が158で、全体の15.7%、第三セクター運営が312で全体の31.1%、財団法人等への委託が89で全体の8.9%、JAや民間会社への指定管理者が445で、全体の44.3%となっております。

町では、農産物の販売促進や地域特産品のPR、地域のイメージアップや知名度の向上、地域商業の活性化や雇用創出など、地域の情報発信の拠点として整備を目指しておりますので、運営形態については幅広く議論を行い、最も適切な方法で管理運営を図ってまいりたいと考えております。

経済波及効果につきましては、現時点で詳細な試算はしておりませんが、駐車場の規模を算定する上で利用

者見込み数を算出しておりますので、参考までにご説明いたします。

平成22年道路交通センサスによりますと、町内の国道 4 号の平日の交通量は、小型車が 1 日当たり 1 万 3,219台、大型車が 1 日当たり7,710台、合計 1 日当たり 2 万929台となっており、大型車の混入率は36.8%となっております。本町の立地状況から平日の立寄り係数を最大値で見ますと、1 日当たり小型車が2,379台、大型車が1,002台となり、駐車場の必要な数は小型車が99台、大型車が38台必要となります。また、乗車人数を小型車2.3人、大型車1.3人の計算式に当てはめると、総立ち寄り人数は 1 日当たり6,774人となります。 1 日当たりの立寄り数が6,774人でありますので、これに365日を掛けると247万2,510人となり、年間利用者数は240万人と見込むことができます。

しかし、今回の計算方法は駐車場の規模を算定するためのものであり、実際の利用者数が240万人まで達することは不確定ではありますが、仮に実際の年間利用者数を半分の120万人と見た場合、1人の方が100円を使えば1億2,000万、1,000円を使えば12億円になりますので、これを見ても相当の経済効果は期待できると考えております。加えて、道の駅には地元の農産物等のPR効果、町のイメージアップや知名度向上、雇用の創出など、各方面からの経済効果も期待しているところであります。

道の駅については、交通体系に恵まれた交通量が多い矢吹町のメリットを生かし、日本三大開拓地として豊かな農産物、魅力ある商品を発信できる拠点となるものであり、地域の強みを生かし、地域経済を潤す地方創生の目的にも合致するものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、当初予算編成において削減はどのような形で行われたのか、経緯についてのおただしでありますが、 平成28年度一般会計予算につきましては、今回、70億1,000万円の予算案を提案させていただきました。これ は、平成27年度当初予算と比較して18億8,700万円の減額、率にして21.2%の減であります。減額の主な要因 につきましては、矢吹町復興計画に基づく復興への取り組み、各事業の確実な推進によるものであり、災害公 営住宅整備事業が間もなく完成を迎えることや、除染等原子力災害対策が今年度をもっておおむね完了するこ となどから予算規模が縮小したものであります。

さて、平成28年度当初予算編成につきましては、昨年11月に平成28年度矢吹町政策大綱を策定し、政策方針及び当初予算編成方針を定め、予算編成に向けた基本的な考え方や本町が抱えている課題や目標、町政に関する考え方を示しております。政策方針としては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の初年度の取り組みとして、復興・地方創生、子育て支援、協働のまちづくり、まちPR・情報発信、健康・医療の5つを重点分野とし、分野ごとに重点プロジェクトを初めとした最重点事業を定めました。また、行財政改革の推進、事業の見直し、事業の優先順位、普通建設事業費の抑制等の必要性についても、方針を示したところであります。

政策大綱の時点では、平成28年度の当初予算規模を試算したところ、約4億円の歳出超過額が見込まれましたので、当初予算編成方針においては、限られた財源を必要な施策にできる限り重点的に配分していく必要性や、あらゆる手段による歳入の確保、事業の重点・選別化、費用対効果を前提とした必要性、有効性、効率性、達成度による事業の選択等、経費削減に対する基本的な考え方を示したところであります。

当初予算編成においては、各課では、政策大綱を踏まえ第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づいた実施計画書と予算要求書を作成することになり、要求段階では約2.9億円の歳出超過が見込まれました。次の段階となる予算の調整、予算の査定では、単純な予算の縮小、歳出削減ではなく、予算額の大小にとらわれないゼロ

ベース査定、重点事業、新規事業を実施する上で、既存事業の徹底した見直しによる財源捻出が基本となります。査定作業では、町民ニーズを的確に把握した上で全ての分野、事業を対象に、事業の必要性、緊急性、効果など首脳部会議を開催し担当課との協議を十分に重ね、検討を行うとともに、過去の実績等を精査し、1事業ごとにきめ細かな予算調整に努めました。

また、歳入の確保については、国や県の予算編成、制度改正等の動向に留意し、最新の情報により精査した ほか、震災復興基金、ふるさと思いやり基金を初めとした各種目的基金の有効活用により必要な財源確保に努 めた結果、約2.9億円の歳出超過を解消し、予算を編成したものであります。

このように、住民生活の安心の確保、地方創生を推進しながらも、持続可能な財政基盤の構築、財政の健全化のため、行財政改革の取り組みを着実に推進することを基本に、事業の優先順位、費用対効果の徹底、将来負担の低減に努め、あらゆる歳入の確保の取り組みにより予算編成を行ったところであります。平成28年度は第6次矢吹町まちづくり総合計画のスタートの年として計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業を確実に推進し、地方創生、行財政改革にも取り組み、町の将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、商工費についてのおただしでありますが、議員ご指摘のとおり、平成25年度財政状況類似団体比較カードにおける人口1人当たりの商工費は、類似団体平均の1万3,870円に対し、本町は3,881円と大きく下回っております。しかしながら、平成26年度には商工費決算額の全体ベースで7,984万3,000円と、平成25年度の6,930万1,000円を、約1,000万円上回っており、さらには平成27年度においては、現在の予算額ベースで1億5,000万円強と、平成25年度と比較し2倍以上の額となり、冒頭の1人当たりの商工費は約8,400円となる計算であります。増加した主な要因といたしましては、企業誘致活動ややぶき夏まつり及びやぶき復興産業祭等の産業活性化イベント、観光事業等の充実強化であります。

特に、おただしの企業誘致活動に関しては吉田議員への答弁と重複いたしますが、既に町内あるいは県内に進出されている企業を私自身や本町及び福島県職員が訪問し、県営復興工業団地等の紹介活動を展開しているほか、東京都や大阪府等で開催されている企業立地セミナー等の企業誘致イベントにおいて、PR活動等を実施しております。また、平成27年度には、西日本を中心とする製造業約2,000社に対し、本町への進出意向アンケート調査を実施したところであり、この調査結果をもとに現在、福島県企業立地課や東京事務所との共同により、今後の訪問活動計画を検討しているところであります。さらには、平成28年度には同様の進出意向調査を関東地方や東北地方北部に拠点を置く企業に対しても実施することとしており、誘致活動を実施するとともに、工業団地及び本町の立地優位性をPRしてまいります。

いずれにいたしましても、真に必要な事業については、今後とも充実強化を図り、本町の商工業の発展に資してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(諸根重男君) 再質問はございませんか。6番。
- ○6番(青山英樹君) 再質問をさせていただきます。

まず、三区自治会に関する点でございます。

従来どおり、町長のほうとしては見解に相違はないという答弁でした。ただ、住民の方々との差異といいますか、違いと申しますか、やはり認識にちょっと隔たりがあるのかなというふうに思うんですが、まず一つには、補助金の適正化に関する法律からいきますと、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないという法律がございます。この効率的に使用されるということを考えていきますと、従来町長がおっしゃっておられました、町から三区に渡ったことで別物になるということは、ただいまのいわゆる法律、予算、法令に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない、そこの文言にはちょっと外れてくるものであろうというふうに思われます。

そして、もう一つは、大体大きなことは、これ民意とちょっと離れているのかなと。多くの方の意見は、三 区だけの問題とすべきではないといった意見があり、やはり言われることは、我々の税金でもって賄われる補助金であり、そこは留意を持って町執行者としての責任のもとに、なぜこうなったかというものを明確にお示しいただきたいという意見が非常に多いわけであります。その点から、もう一度改めて町長執行者としてこの法律に沿った、いわゆる町から三区に移ったからそれは別物であるという考え方、そこに関しての異議が町民からあるわけでございますので、そこに対してのご答弁を頂戴したいと思っております。

それから、2点目の大正ロマンの館に関してでございますが、これもやはり住民の方々との開きが、隔たりがあるのかなというふうに考えております。実際に、私ども会派のほうでアンケートをおとりしましたところが、やはり皆様方の意見としては、効果等が期待できるものとは思わないといった意見等が多いわけなんですね。ですから、その辺、町民の皆様方あるいは住民の皆様方の期待とか、そういった思い、そういったものとの隔たりがあるということが、私どもとしては指摘するところでございますが、そこは町長さんとはちょっと意見が違うところなのかなと思いますが、我々のアンケート調査なり、日常議員として活動している中にあっていただいている意見に対しての、町長の見解を再度求めたいと思います。

そして、3番目、道の駅構想ですが、これも同様に、これからいろいろ細かいところ、細部は決めてこられるんでしょうけれども、町民の皆さんが思っているのは、何を売りにするのか、いわゆるあともう1点は、もうこれ以上の箱物は要らないんじゃないのかと、明確に町民のメリットとして自主財源にプラスになるとか、そういったものが打ち出せるのかという不安がございます。そういった町民の皆様に対しての思いをどのように払拭されるのかということを、やっぱり町民目線に従って、町民の皆様がおわかりになるような形でもって、これはいいよというふうに進められるような論点なり、そういった見解があるのであれば、お示しいただきたいと思います。

そして、4番目に申し上げました歳入歳出等に関してのいわゆる縮減の部分でございますが、これ私のほうでも詳しく予算書のほうを再度見直さないとちょっとやりとりできない部分がございますので、大まかな今までの経験なり、あるいは必要なものという取捨選択によって2億9,000万円でしたか、およそ、その金額を縮減しましたよというような答弁として理解いたします。よろしいでしょうか。2億9,000万円の縮減が皆様方の精査によって縮減したものということで理解したいと思います。答弁を理解したいと思います。よろしいでしょうか。

商工費に関してですが、類似団体との差異が生じているということで、企業誘致等に関してもなされているということでございます。特に、数値としましては、平成25年度と平成26年度、七千お幾ら、人口1人当たり8,000円でしたっけ、ぐらいの金額にふえましたよというところでしたが、これ単位間違っているのかな、1,000万円じゃなくて1,000円ぐらいの増加だったかと思いますが、とにかく上昇したということは理解いただきました。

ただ、企業誘致等に関しましてさまざまなアンケートをとったり等PRをされているかと思うんですが、特化していくということはお考えにならないのかなと思うんです。なぜ企業が来られないのかとか、そういった部分、ただこちらから一方的に売り込みをするのではなくて、やっぱり必要的なものに関しての分析をしながら、それに対処をしていくというようなことはなされていくのかどうかということについてお尋ねいたします。今年度の商工費の部分を見ていきますと、たしか前年度より減っていたような気がしましたが、そこもちょっと気になるのですけれども、そういったことがあるのかないのかをちょっと踏まえてご回答をいただきたいと思います。商工費の企業誘致費の部分です。799万円、当初予算でも三角になっているんじゃないかと思うんですけれども、企業調査委託料は200万円ふえたんですよね。ですから、そこがただ単にPRになっているだけなのかどうか、あるいは、今申し上げましたように、もう少し、企業に来てもらいたいために町としてどのような努力をしているかということをお示しいただければありがたいかなと思います。それが、例年、去年よりはことし、またことしよりは来年ということで企業誘致にこれだけ力を入れているということをお示しいただけるようなものがあれば、お願いしたいと思います。

以上が私の再質問となります。ご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

三区自治会の件については、認識に隔たりがあるのではないかと、再度お聞かせいただきたいということで ございますが、これについては、先ほど答弁させていただいたとおり、今までの答弁と何ら変わりがないとい うことでご理解をいただきたいと思います。

なお、青山議員のおっしゃっているさまざまな考え方、さらには町民のさまざまな方が言っていることにつきましても、町の顧問弁護士である吉川先生と、そうしたことも含めて相談した上での先生のご意見、そのご意見、判断に基づいて町も判断しているということについても、申し添えさせていただきたいと思います。

また、大正ロマンの館、町民の隔たりがあるんではないか、意識の隔たりがあるんではないかと、アンケート調査した結果、費用対効果を含めて、町の考え方と違うんではないかというようなおただしでございますが、これについては、そういう考え方もあろうかと思いますが、ただ、大正ロマンの館の今までの経緯、商工会がさまざまな形で町の数少ない観光資源として有効活用してきたこと、さらには、屋形医院そのものの成り立ちを含めて、町にある数少ない貴重な財産、町民にとっても町にとっても貴重な財産、これを大切にしていきたいというのは、大正ロマンの館のさまざまな、この後町として生かすべく資源として活用させていただくということでございますので、その点についても再度ご理解をいただきたいと思います。

さらに、プロジェクトの件も含めて、これ以上箱物は要らないのではないかというような、そういう考え方は、私自身もそういう思いでおります。これらについては、入るをはかりて出ずるを制す、さまざまな形で町の貴重な財源、財産を使うわけでございますので、これらについては、そうした歳入と歳出というものをきちんとはかりながら、要は町の財政の健全化というものをきちんと考えた上で考えていきたい。

なお、これのプロジェクトを立ち上げさせていただくという基本的な考えは、町の継続的な発展、そして、 先ほどから、前に質問に立った議員さんにも話をさせていただいているように、この町を本当にこの事業をやってよかったなと、こうしたまちづくりをやってよかったなと、後世に評価していただく、さらには町の方々が、こうしたプロジェクトを実施することによって豊かになっていただいて、安全・安心で健康な生活を送れるようにという、そういう大きな狙いがあることを、まずもって再度ご理解をいただきたいと思います。決して箱物をつくるという考え方で事業を進めているわけではないことを、青山議員、もちろん百も承知でございますけれども、なお、念を押してお話をさせていただきたいと思います。

歳入歳出の削減についてはご理解をいただきましてありがとうございます。非常に厳しい財政状況にあることは間違いありません。しかし、最大限知恵を絞って、議会の皆さん、町民の皆さんの理解を得ながら、歳入の確保、歳出の削減、そうした形でバランスをとった形で4億円、さらには2.9億円、そうした形で調整をさせていただいたところでございます。

商工費については、今も答弁をさせていただきました。非常に25年当時までは町のほうでの持ち出しが少なかったと、商工費の予算額が少なかったということでございますが、この原因をちょっと調べてみたんですよ、なぜ当時少なかったのかというところを含めて。町のほうで商工費ということで主な中身を見ますと、信用保証貸付金が一番大きくて、その他についてはさまざまな事業もやったわけですが、ほかの村で、類似団体としては、この信用保証金以外にも、大きなものが事業として、商工費として計上されている、例えば工業用水の事業会計負担金だったり、温泉健康センターの指定管理委託料だったり、さらには別な町では、観光施設の管理費だったりとか、さらには工業団地の特別会計の繰出金だとかという、町のほうで、矢吹町で財政として出動していない部分が他の町村では出動している。それを商工費ということで計上されているというようなものが原因として浮かび上がりました。これらの内容について、さらに、またどういう中身になっているのか、正確な数字についてもつかんでいきたいとも思いますし、計上のあり方についても今後考えていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

なお、27年度の決算額については、見込みとして先ほど説明したとおり1億5,000万円程度になるのではないかという話をさせていただきましたが、平成28年度については、多少企業立地奨励金等の減額等があって、数字については少なくなっているような動きもございます。詳しい数字については、産業振興課長のほうから平成28年度の予算額について説明させますので、よろしくお願いしたいと思います。

私のほうからは、あと、企業誘致の件で、企業が来られない、なぜ来られないのかということについて分析をしているのかということでございますが、これらについては、なぜ企業進出が来られないかということの原因については、詳しく調査したもの、そして報告書としてまとめたものは、今現在ございません。ご指摘のように、なぜ来ないのかというものについては、今回言われているようなことについては、私たちも認識としては持っておりますけれども、そうしたものを具体的に町民の皆様、議員の皆様にもおわかりいただけるような、

そんな報告もこの後させていただきたいと思います。

私自身の今、個人的な考え方においては、進出している企業の、そして進出された地域の市町村長とお話をさせていただいております。特に、今、進出が顕著なのは浜通り、いわゆる相双、そしていわき方面が非常に進出している企業が多い。これらについては、企業の企業価値を高めるために何ら震災、さらには原発で被害のないところに進出するよりも、そうした被害が多いところに進出することによって企業価値が高まるというようなことも手伝っておるのではないかというような話が、既にされております。ですから、先ほどの川内村40社というのもありますが、矢吹町に進出するよりも川内村に進出する、南相馬、そしていわきに進出するということによって、私たちは被災された地域に対して大きな貢献、企業進出することによって大きな貢献をしているんですよというようなことを、特に内外にPRできること、そして、自分たちの社会の貢献度のそうした理念と合致すること、そうしたものが複雑に組み合わさって、そうした形で内陸部よりも浜通り、いわき相双地区の企業進出が多いんではないかということも考えられますので。ただ、町の恵まれた、この企業立地の優位性を考えるのであれば、私自身も含めて、町のそうした企業推進活動についても多少おくれが目立つ、なおかつ努力が不足しているという、そういう指摘についても甘んじて受けさせていただきますので、今後はこれを反省材料にして、なお一層町のために頑張ることを約束をし、青山議員に対する再質問の答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) それでは、6番、青山議員の再質問にお答えいたします。

平成28年度の企業誘致でございますが、当初予算説明書の101ページになりますが、28年度の当初予算額が1,085万円になりまして、平成27年度と比較しまして799万円の減額になってございます。こちらの増減につきましては、8節報償費の中の企業立地奨励費、こちらが平成28年度で750万円でありますが、こちらが平成27年度が約1,700万円ほどございました。約1,000万円ほど企業立地奨励費、矢吹町に新・増設した企業さんの固定資産税の減免の奨励費でありますが、こちらが1,000万円減額になりまして、トータルで約800万円の減額でありますから、200万円ほどふえたところがございます。そのふえたところが13節委託料の中の企業調査委託料になってございます。こちらが昨年度からちょうど200万円ふえておりますが、内容につきましては、町長の答弁にありましたとおり、東北北部並びに関東から地方の企業の進出の意向の調査の委託料でございます。

以上で答弁させていただきます。

- ○議長(諸根重男君) 再々質問はございませんか。6番。
- ○6番(青山英樹君) 2点ほど聞かせていただきます。

まず1点目は、今の佐久間課長さんからも説明ありましたが、町長からもありましたけれども、商工費に関してですけれども、商工費でもってのほかの類似団体との差異があると、その理由は、観光にお金が回ったり、

指定管理者にするためにお金があったりとか、あるいは、具体的に今、お話をいただいたのは西郷村のことだと思いますけれども、工業用水なんかでもっても4,000万円ほど出していると、それでも、それって立派な政策だと思うんです。じゃ、町としても何かできないのかということになるわけです。そういった努力をやっぱりされてきたかというのと、今までそういったものに目が行かなかったのはなぜなのかと。今後、そういったものに対してポテンシャルが高いという矢吹の利点性は、車、トラックが通過点になっている。まして、今、例として出ました川内村のほうが不便であるにもかかわらず企業が行っているということになれば、ちょっと今までとは観点が違ってくるだろうと、そういったものも踏まえて、再度、どのような試みをしていくのか。

特に、里山資本主義なんていう本もございましたけれども、あれでは、逆に三陸のほうでは、いわゆる高速 道路が通っている。いわゆる要するに3つの三種の神器ですか、これは通用しませんよということがもう指摘 されてきている。とすれば、今回の川内村なんかもそのような一つの事例になるのかなと思いまして、今まで の既存の観念から変えたもので取り組みをしていかなくちゃいけないだろうということを、一つの今回の事例 として出てくるのではないかというふうに思うわけであります。これがまず1点。

そういうものに対して、やはり町長としてこれからどういうふうにしていこうかということを、ひとつ今後 のために意気込み等があればお聞かせ願いたいというのが、まず1点でございます。

そしてもう1点は、三区自治会に関してもそうであり、大正ロマン、道の駅等に関してもそうですが、どうも住民の皆様との意思疎通が図られていない、あるいは何かをする、大正ロマンの館にしても道の駅にしても、何かをするということに対して、住民の皆様との醸成がうまくとられていないのではないかという気がするんです。

起承転結という言葉がありますけれども、転と結になりますけれども、政治というものは、ある程度、国から県、県から町というような上意下達的な統治国家的な要素がまず一つの としてあります。あるいは、最近、この近年10年以上、地方分権が進められる中にあって、機関委任事務等が廃止されることによって、住民自治というもの、そういったものが尊重されて、そちらのほうに重きを置くという、そういう2つのパターンが生まれつつあります。そういうものを見ますと、客観的に見た場合におきましては、どちらかというと町長さんの意思が働きつつ、住民の皆様の意思がちょっとないがしろにされているような、そういうような見方がちょっとできるのかなと思いまして、今後、こういったものに関してはなるべく制度的にもいわゆる機関委任事務とかが廃止されてきていますので、なるべく住民の皆様方との醸成をするような政治に変えていただきたいというような要望もありますが、それについての見解をお聞きしまして、最後としたいと思います。

よろしく答弁をお願い申し上げます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 6番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

商工費の差異、まだまだ他の類似団体としては大きな差異があるのではないかと、町としても何かできないかというようなことが具体的に計画されているのかということにつきましては、やはり、青山議員と私の認識では差異があるような気がいたします。第6次まちづくり総合計画、その中に矢吹町の優位性を生かしたさま

ざまな政策、さまざまな事業がぶら下がっております。事業については215余りの事業があるわけですが、その中でも町の持っているポテンシャル、商工業というものは必要欠くべからざるものでございます。したがいまして、商工費についてもさまざまな形で今後、町の中心市街地の商工業者を含めて、商工会と一体となった、そうしたまちづくりを進めさせていただきたいと思います。

もちろん、先ほどから言っているように念を押させていただきますが、日本三大開拓地の町、こうしたまちづくりの中において3大プロジェクト、これは商工業にとっても大きなチャンスになるであろう、そういうプロジェクト事業でありますので、そうしたことで頑張っていきたいと思いますし、また、町の魅力をPR、情報発信という観点からも、アフターDC、この後スタートするわけでございますが、町独自のDCについても実施していくということで、さまざまな媒体を使って、またさまざまな事業を起こして町をPRし、情報を発信していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

そうした意味合いにおいては、そのまちづくりの基本は、住民全員参加、協働のまちづくり、この動きというのは非常に活発で加速化してきていることについては、青山議員もご案内のとおりだと思います。住民との意見の隔たりがあるのではないか、住民が中心になっていないのではないかというようなご指摘でございますが、一方で、非常にこの協働のまちづくり、私のことを言うのもなんですが、まちづくりの観点で、この協働のまちづくりを12年間叫んできた結果が今の形になってきたのかなという、そういう自負がないわけでもありません。したがいまして、この後も協働のまちづくり、住民の自治。住民をないがしろにするなんてことはもってのほかでございますので、そうしたことを、住民が主体となったまちづくりを進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、青山議員とのほうにそれだけの意識の違いがあるということについては、なお差異を縮めてまいりたいと思いますので、この後も大いに議論をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご指導いただきますようお願い申し上げて、私の再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(諸根重男君) 以上で、6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

これで、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○議長(諸根重男君) 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。 質疑の発言を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番(安井敬博君) 議案第22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画についてに関連いたしまして、お尋ねをいたします。

第6次まちづくり総合計画の実現のために、その財源の確保の上でも公共施設等総合維持管理計画、重要なウエートを占めていると思われます。現状の積算では40年間にわたり毎年20億円かかるというものも、私の一般質問の中でもご答弁いただきましたように、これを13億円に圧縮したということも示されました。つきまし

ては、第6次まちづくり総合計画、この実現のために、公共施設等総合維持管理計画の内容というものが審議 に当たって重要なものとなりますので、この会期中にそれが示されるのかどうか、お示しいただければと思い ます。

よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長(諸根重男君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、1番、安井議員の総括質疑に対する答弁をさせていただきたいと思います。 今、安井議員が言われたように、第6次まちづくり総合計画、新年度いよいよスタートします。まちづくり 総合計画達成するためには、ご指摘のように公共施設の総合維持管理計画が非常に大切なものになってきます。 これらについて、今、総括質疑をされたように、議員の皆様に細部にわたって説明をする機会を持てなかった ことについて、まずおわび申し上げ、この後速やかに、議会が、きょうの日程が終わり次第説明をさせていた だく機会を設けさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

失礼いたしました。

説明させていただくのではなくて、配付をさせていただくということで、ご訂正お願いします。

訂正し、おわび申し上げたいと思います。

なお、配付する書類については、このほかに第6次行財政改革大綱の中身についても資料を配付させていた だきますので、よろしくお願いします。

申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○議長(諸根重男君) そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長(諸根重男君) 日程第3、これより議案、請願、陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第23号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号及び第37号については、 8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号 及び第30号については、7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、 審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。 ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。 これにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(諸根重男君) ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号及び第22号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、2月26日までに受理した請願及び陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長(諸根重男君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

(午後 1時55分)

平成28年第394回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成28年3月14日(月曜日)午後1時開議

日程第 1 議案第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第15号・第16号・第17号・第 18号・第19号・第20号・第21号・第22号 審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号 請願第1号

陳情第1号・第3号・第6号・第8号

審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 陳情第2号・第4号・第5号・第7号 審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第23号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程第 5 議案第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号 審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 6 発議第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能 な窓口などの設置を求める意見書(案)

日程第 7 発議第 2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書(案)

日程第 8 発議第 3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書(案)

日程第 9 発議第 4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

日程第10 発議第 5号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書(案)

日程第11 発議第 6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)

日程第12 発委第 1号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例(案)

日程第13 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番 安井敬博君 2番 薄葉好弘君

3番	加	藤	宏	樹	君	4番	佐	藤	幸	市	君
5番	鈴	木	隆	司	君	6番	青	Щ	英	樹	君
7番	竹	元	孝	夫	君	8番	大	木	義	正	君
9番	熊	田		宏	君	10番	栗	崎	千	弋 松	君
11番	角	田	秀	明	君	12番	吉	田		伸	君
13番	柏	村		栄	君	14番	藤	井	精	七	君
15番	鈴	木	_	夫	君	16番	諸	根	重	男	君
欠席議員 (かし)											

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野	崎	吉	郎	君	副町長	渡	邊	正	樹	君
教 育 長	栗	林	正	樹	君	企画経営課長	冏	部	正	人	君
総務課長	藤	田	忠	晴	君	税務課長	三	瓶	貴	雄	君
町民生活課長	氏	家	康	孝	君	保健福祉課長	泉	Ш		稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久	間	_	幸	君	都市建設課長	福	田	和	也	君
上下水道課長	小	針	良	光	君	教育次長兼 学校教育課長	佐	藤		豊	君
会計管理者 兼出納室長	白	坂	惠	悟	君	生涯学習課長 兼中央公民 館 長	梅	原	喜	美	君

職務のため出席した者の職氏名

 議会事務局長 水
 戸
 邦
 夫
 主任主査兼
次
 角
 田
 哲
 也

◎開議の宣告

○議長(諸根重男君) 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議事日程の報告

○議長(諸根重男君) それでは、去る3月8日の本会議において各常任委員会、第1、第2予算特別委員会に 付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第1、これより、議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号及び第22号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、2番、薄葉好弘君。

[2番 薄葉好弘君登壇]

○2番(薄葉好弘君) 議場の皆さん、こんにちは。

総務常任委員会より審査結果を報告いたします。

第394回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号及び第22号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第3号 物品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例。

本案は、近年による事務機器等の進化に伴い、物品基金需要の減少と所期の目的も達成したため、当該条例を廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、平成27年10月の福島県人事委員会の勧告結果を踏まえ、職員の賞与改正に基づき、議員の期末手当について、平成27年12月期を遡及の上、0.1カ月分、平成28年度以降は6月期及び10月期をいずれも0.05月分それぞれ改定増するため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

本案も同様に、福島県人事委員会の勧告結果を踏まえ、職員の賞与改正に基づき、町長、副町長及び教育長の期末手当について、平成27年12月期を遡及の上、0.1カ月分、平成28年度以降は6月期及び12月期をいずれも0.05カ月分をそれぞれ改定増するため、所要の改定を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、平成27年10月の福島県人事委員会の勧告結果を踏まえ、職員給与と民間給与水準の均衡を図るため、若年層職員による給与月額の引き上げ分を遡及して行うとともに、勤勉手当についても平成27年12月期を0.1 カ月分改正増の上、0.85カ月に引き上げ、平成28年度以降の勤勉手当については6月期及び12月期の支給月数をいずれも0.80月に改定増するため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例。

本案は、今後の公共施設の更新、統廃合及び長寿命化などの対応に当たり、基金弾力的かつ効果的な活用を 図るため、既存の類似目的を有する基金を統廃合の上、公共施設等整備基金を創設するなど、所要の改正を行 うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例。

本案は、さきの税制改正により、納税者の負担軽減と的確な納税履行から国税の猶予制度が見直され、これを受けて地方税の猶予制度も見直され、地方税法が改正されたため、国税の基準に準拠した所要の改正を行うものであります。

討論に入り、安井委員から、行政不服審査法が抜本的な改正に伴う不服申し立ての機会が失われる改正でもあり、権利が制限されることとなるため、本案に反対する意見、一方で、熊田委員からは、納税者の負担軽減など改正の趣旨を十分理解するため、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例。

本案は、さきの矢吹町課設置条例の改正に伴う課の名称変更等に関し、関係条例の所要の改正、整備を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本案は、行政不服審査法の改正に伴う審査請求の仕組みに関する字句の変更及び一元化に関し、関係条例の 所要の改正、整備を行うものであります。

討論に入り、安井委員から、行政不服審査法の改正に基づき、行政不服審査請求による異議申し立てが一元 化することにより、異議の申し立ての機会が制限され、申立人の権利が崩壊する可能性があるため、本案に反 対する意見、一方、熊田委員からは、本案は、関係条例の上位法である遵守すべき行政不服審査法の抜本的な 改正によるもので、改正の趣旨は十分理解するもので、賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 矢吹町行政不服審查会条例。

本案も、行政不服審査法の改正に伴い、本町に設置された行政不服審査会に関する委員の構成、会議、庶務 等を定めるものであります。

討論に入り、安井委員から、行政不服審査法の改正によるもので、異議申し立て機会が制限され権利が失われること、さらに審査会委員の任命、委嘱が町長にあることから、町長に対する異議申し立て審査の不公正が懸念されるため、本案に反対する意見、一方で、熊田委員から、行政不服審査法にのっとり進めるべきものであることから、本案に賛成する意見、さらに、吉田委員からは、町長に対し異議申し立てがあれば4年という任期の中で評価されるものと考え、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例。

本案についても、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立てによる審査手続が終了するまでの提出書類の 写し等の請求に関し、その交付手数料について定めるものであります。

討論に入り、安井委員から、行政不服審査法の改正によるものであり、異議申し立ての権利の後退が懸念されるため、本案に反対する意見、一方で、熊田委員から、近隣市町村の状況に応じ定めたものであり適正な手数料を認め、本案に賛成する意見、吉田委員からは、審査請求人の請求に基づいた行政サービスに対する手数料であり、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の字句または 引用法令項番号の変更など、所要の改正、整備を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 矢吹町職員の退職管理に関する条例。

本案も、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、営利企業等に再就職した町退職職員に対する町への働きかけなどを一定期間規制するとともに、退職職員の再就職情報の管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 矢吹町職員の降給に関する条例。

本案についても、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事評価制度 の導入に基づいた人事管理の必要から、国に準じた職員の降格、降号事由等に関し、必要な事項を定めるもの であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画について。

本案は、既定の計画期間が満了することから、平成28年度から実施される新たな町の最上位計画として第6次矢吹町まちづくり総合計画を策定するため、矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

討論に入り、加藤委員から、計画には議会や町民の意見が反映されるべきものであり、また計画期間が首長の公約に基づいた4年という首長主導による計画では、首長がかわるたびに計画変更も余儀なくされることから、本案に反対する意見、さらに、安井委員から、まちづくりに目標を立てることには異存はないが、今後の財政的なものに対する個別の実施計画、特に公共施設の再編に多くの予算が見込まれるが、これらに対する個別的なアクションプランが示されておらず財政的に心配であり、住民参画による計画推進が必要であり、再度、計画の見直し検討が必要であると考え、本案に反対する意見があり、一方で、熊田委員から、大いに夢のある計画であり、構想実現に向けた新たな計画のもとに新しい事業が展開によって、さまざまなアイデアが生み出すことが期待できるものであり、本案に賛成する意見、さらに、吉田委員からは、まちづくりは計画に沿って進むことが重要であり、計画からはさまざまなアイデアを生み出すことができる、本計画は町民の生活安全、幸福の実現を考えた計画であることから、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長(諸根重男君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番(安井敬博君) 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴においでの方におかれましては、高い町政の関心のもと、傍聴においでいただき、ありがとうございます。

討論に先立ちまして、ただいまの委員長報告の中で、4ページの議案第16号について「申立人の権利が崩壊する」とありましたけれども、これ発言は「後退」ですので、まず訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議案第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例、議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第17号 矢吹町行政不服審査会条例、議案第18号 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例、議案第22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画についてに、一括して反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第16号、17号、18号においては、行政不服審査法の全部改定に伴う条例の制定と関係条例の改定を行うものでありますが、同法はこれまで認められていた異議申し立てをなくし、審査請求に一元化するもの

であり、制度の一元化によって行政不服申し立て手続の機会がなくなり、申立人の救済の機会が後退しかねないものであり、反対するものであります。

加えて、17号においては、審査会委員の任命、委嘱が町長にあることから、町長に対する異議申し立て、審 査の不公正が懸念されるため、反対をするものであります。

議案第8号においては、議案第16号、17号、18号と同様に、不服申し立てが審査請求に一元化され、申立人の救済の機会が後退するものであることに加えて、平成27年度税制改革において、地方税法が改定されたことに伴い、町税においても国税の基準に倣い、納税困難者の徴収猶予の手続や分割納付の基準が定められているものの、納税猶予や分割納付についてはこれまでも納税相談の機会などを設けて対応はされており、改定の必要がないため、反対するものであります。

続きまして、議案第22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画についてでありますが、これについてはまちづくり、これに対する目標を立てていく、これは必要なことであります。しかしながら、そのまちづくりの実施に当たっては、その財政的な面、ここが十分に担保されるものでなくてはなりません。特に今後公共施設の再編、維持管理に多くの予算が見込まれていますが、公共施設等総合維持管理計画の案の中では、これらの個別の公共施設に対する具体的アクションプランが示されておらず財政的に心配な面があるため、と加えて、住民参画により、どの施設を残していく、どの施設を統合するなど、こういったことも十分検討されるべきである。その点がいまだに進んでいないという点で、反対をさせていただきます。

以上、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(諸根重男君) ほかにはございませんか。

10番、栗崎千代松君。

[10番 栗崎千代松君登壇]

○10番(栗崎千代松君) 議場の皆さん、こんにちは。

議案第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

本案は、平成26年度税制改正において、国税の猶予制度の見直しが行われたことを受け、平成27年度税制改正により地方税法の猶予制度についても所要の見直しが行われたことに伴う条例改正であります。徴収猶予にかかわる町の徴収金の分割納付及び分割納入の方法、徴収猶予の申請手続などについて定めるものでありますので、今後、納税者の負担の軽減を図るとともに的確な納税の履行を確保する観点から、必要かつ重要であると考えておりますので、本案に賛成をいたします。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

12番、吉田伸君。

[12番 吉田 伸君登壇]

○12番(吉田 伸君) たくさんあるので、間違えないようにしてやっていきますので、よく聞いていていただきたいと思います。

それでは、私は、議案16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、続いて、 議案17号 矢吹町行政不服審査会条例について、議案第18号 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等 の写し等の交付に係る手数料に関する条例、議案第22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画について、いずれも賛成の立場で討論いたします。

それでは、16号から始まります。

議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

本条例は、行政不服審査法の全部改正が平成28年4月1日から施行することに伴い、本町の行政不服審査申し立て制度に関係する条例の整理を行うものであります。今回の改正法は、行政庁の処分に関する不服申し立て制度について、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡充の観点から、制定後50年ぶりに抜本的見直しがなされたものであります。具体的には、60日以内であった不服申し立て期間が3カ月以内までに延長された点、これまで課題が指摘されていた異議申し立てを廃止し、審査請求に一元することで不服申し立て手続のレベルを向上させている点、不服申し立てをしなければ裁判所に出訴できないとする原則を廃止、縮小する点等が挙げられています。このように不服申し立て手続における使いやすさの向上という観点から、本条例改正は制度上、必要であることから、本案に賛成いたします。

続いて、17号 矢吹町行政不服審査会条例についてです。

本条例は、行政不服審査法の全部改正が平成28年4月1日から施行することに伴い、本町に設置される矢吹町行政不服審査会に関する委員の構成、会議、庶務等を定めるものであります。当該審査会は、処分庁である町の第三者機関として審査会の権限事項について、公正な判断をすることができるものであり、審査庁における判断を行うチェック機関であります。不服申し立て手続における公正性の向上という観点から、本条例制定は制度上、必要であることから、本案に賛成いたします。

続いて、議案第18号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例です。

本条例は、行政不服審査法の全部改正が同じく平成28年4月1日から施行することに伴い、不服申し立てにおける審査請求人が提出書類の写し等を求めた際の手数料を定める条例であります。今回の法改正は、行政庁の処分に対する不服申し立て制度について、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救世手段の充実、拡充の観点から抜本的見直しがなされたものであります。本条例は、経済的困窮者に対する手数料の減免または免除規定も定められており、不服申し立て手続における利便上の向上、救済手段の充実という観点から、本条例制度は制度上、必要であることから、本案に賛成いたします。

続いて、議案22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画について、討論いたします。

今回の第6次矢吹町まちづくり総合計画は、これまで2年間の策定期間の中で住民アンケートを初め、地方 創生に関するアンケート、子供ワークショップ、まちづくりワークショップなど、幅広く丁寧に住民、町民の 意見等を吸い上げ、住民本位の計画づくりが行われております。特に子供ワークショップは、未来を担う子供 たちが直接計画づくりに参加しており、また、まちづくりワークショップにおいても具体的な提案をいただく など、住民、町民参加による計画づくりとして、まさに町民、行政、議会が一体となったまちづくりが行われ ております。第6次矢吹町まちづくり総合計画では、これら多くの町民の意見等が反映されており、基本構想 のまちづくりの理念、おいても、星吉右衛門に着目した、いにしえから学ぶまちづくりのリーダーや町の情報 発信を強化する情報共有、情報発信のまちづくり、地域への参加、連携を推進する協働のまちづくりなど、町 の独自性が発揮され深みが増した矢吹らしい理念となっております。このようなことから、今後8年間の基本 構想及び前期基本計画として、日本三大開拓地の将来像を含めすばらしい仕上がりになったと評価できますの で、本案に賛成するものであります。

以上、いずれの議案に対しても、皆様のご賛同をお願い申し上げ、将来の矢吹町発展のためにどうぞ賛成していただくよう心からお願いして、討論といたします。

以上です。

○議長(諸根重男君) ほかにはございませんか。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番(熊田 宏君) 議場の皆さん、そして傍聴席の傍聴者の方、こんにちは。

私は、議案第22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画について、賛成の立場で討論させていただきます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、重点的に取り組む事業を重点プロジェクト、それ以外を事務事業と整理し、事業のめり張り、優先順位を定め、計画の実現性を目指しております。また、基本計画では、財政の見通しについても財政シミュレーションを作成し、財政状況を踏まえた計画づくりに取り組んでおります。財源の問題については、町では自主財源を確保するため、町税と収入金の徴収強化、使用料等の受益者負担の適正化、ふるさと納税の推進など、あらゆる方面から歳入の確保を図る考え方が示されております。また、行財政改革の推進として、第6次矢吹町まちづくり総合計画にあわせて第6次矢吹町行財政改革大綱案及び実行計画案が示されており、その中においても財源確保のための具体的な対策が示されております。

このようなことから、第6次矢吹町まちづくり総合計画は財源の確保に努めながら、財源の裏づけを図り、 より具体的かつ計画的な計画となっていますので、本案に賛成するものであります。議員皆様のご賛同をお願 い申し上げて、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第3号 物品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を採決いたします。 お諮りいたします。 本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採 決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号 矢吹町行政不服審査会条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する 条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号 矢吹町職員の退職管理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号 矢吹町職員の降給に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

(午後 1時42分)

○議長(諸根重男君) それでは、再開いたします。

(午後 1時52分)

◎議案第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、請願第1号、陳情第1号、第3号、第6号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第2、これより、議案第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号並びに 請願第1号、陳情第1号、第3号、第6号及び第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、8番、大木義正君。

[8番 大木義正君登壇]

○8番(大木義正君) 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、報告いたします。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第394回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号及び請願第1号、陳情第1号、第3号、第6号、第8号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第9号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、さきの放課後児童クラブの対象児童を低学年児童から小学6年生までの児童へ拡充したことに伴い、

矢吹小学校における児童クラブの受け入れ定員を増員するため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に伴い、条例に定める職員配置基準の一部について、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例。

本案は、現在、1区自治会館に併設する矢吹西公民館を中央公民館に併設している矢吹東公民館と合併し、 新たに矢吹公民館として中央公民館に併設するため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、矢吹町ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正に基づき、配偶者暴力等に関する保護命令を受けた児童を監視する家庭についても、ひとり親家庭として定義づけするため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める省令の改正に伴い、小規模な通所介護事業所においては町で指定することになること、また認知症対応型通所介護を行う事業所においては運営推進会議の設置が義務づけられたことから、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案も、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める省令の改正に伴い、認知 症対応型通所介護を行う事業所においては運営推進会議の設置が義務づけられたことから、所要の改正を行う ものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 国際平和支援法及び平和安全支援法の廃止に向けた請願書。

本件は、国の関係機関に、既に可決された国際平和支援法及び平和安全法制整備法の廃止について意見書の 提出を求めるものであります。

討論に入り、佐藤委員から、自国の安全はみずから守ることは当然であると考え、既に制定のあった法案は遵守すべきであることから、既定の法案の廃止に向けた請願については、反対する意見、一方、藤井委員からは、国会における野党5党が戦争法の廃止に対して統一した見解を示しており、心配された法律と考え、本件に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設

置を求める陳情。

本件は、国の関係機関に、脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応として、教育機関での周知徹底、専門 医による診断と適切な検査の実施や予防措置の推進と予後の相談窓口の設置について意見書の提出を求めるも のであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国の関係機関に、給付型奨学金制度の導入及びその拡充と教育費負担の軽減について意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第6号 「安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制整備法)の廃止を求める意見書」を国に 提出することを求める陳情書。

本件は、請願第1号の請願と同一趣旨、目的によるもので、請願第1号の審査結果を踏まえ、不採択とみな しました。

陳情第8号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について。

本件は、国の関係機関に、年金の支給月の改正及び支給開始年齢の引き上げをしないことについて意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長(諸根重男君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番、藤井精七君。

[14番 藤井精七君登壇]

○14番(藤井精七君) それでは、請願第1号 国際平和支援法及び平和安全支援法の廃止に向けた請願に、 賛成の立場で討論いたします。

日本国憲法は、権力を立法、行政、司法の三権分立の原則からなっております。憲法解釈変更による集団的 自衛権行使を含む安全保障関連法案について、3人の憲法学者全員が憲法違反であるとの判断を示しました。 このことを初め、数多くの憲法学者から違憲の指摘がなされております。日本は戦争をしてはいけない国で、 自衛隊はアメリカ軍のように海外に行って戦争するのではなく、いざとなれば災害援助をしてくれるところと いう意識が国民の中にあります。これは70年間一人の戦死者も出さず、また一人の人も人を殺してはいません。 歩み続けた日本の誇りです。多くの国民の声を無視した強行採決や閣議決定による解釈改憲は、立憲主義、民 主主義、その後を危うくします。日本国憲法前文第一文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こるこ とのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存在する」と宣言しております。国際平和支援法及び 平和安全支援法の廃止に向けた国民の世論と運動が広がる中で、与野党党首はこの廃案に協力することで合意 しました。これからも一人の戦死者を出さないためにも、請願第1号に賛成するものでございます。皆さんの ご賛同よろしくお願いします。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

4番、佐藤幸市君。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番(佐藤幸市君) 請願第1号 国際平和支援法及び平和安全支援法の廃止に向けた請願書に、反対の立場で討論いたします。

本請願は、平成27年9月19日に可決、成立した国際平和支援法及び平和安全法制整備法について、町議会と して国の関係機関に対して、その廃止を求める意見書を提出することの請願であります。

日本及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と平和な暮らしを守ることが政府の最も重要な責務であります。現在、我が国を取り巻く安全保障環境は著しく変化しております。我が国の安全を確保し、国際社会の一員として責任ある貢献をしていくためには、あらゆる時代に切れ目のない対応を可能とする法整備が必要となるため、国際平和支援法、平和安全法制整備法の2法が制定されたものと認識しております。私も国民の一人として、自国の安全は自国で守ることが基本であると考えておりますので、本請願書には反対するものであります。議員皆様のご賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○ 9番(熊田 宏君) 私は、請願第1号 国際平和支援法及び平和安全支援法の廃止に向けた請願書に、反対 の立場から討論させていただきます。

日本は、戦後70年間多くの犠牲を内外で出したさきの大戦への痛切な反省を踏まえ、憲法平和主義の原則の もと、自国防衛のための専守防衛を貫き、他国に脅威を与える軍事国家とはならず、非核三原則を守るとの基 本方針を堅持してまいりました。この平和国家路線は今回の平和安全法制で何ら変わるわけではありません。

昨年4月1日の閣議決定は、一層厳しさを増す現在の日本を取り巻く国際安全保障環境を踏まえ、憲法9条のもとに許容される自衛の措置の限界を整理し、新三要件として、これを明示しました。いかなる時代であっても、新三要件全てに合致しなければ自衛の措置は発動されません。新三要件に合致する事態の一部は存立危機事態であり、これは我が国とは密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生していることを契機とするため、国際法上、集団的自衛権を根拠とする場合があります。しかし、それに続く部分、すなわちこれにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危機がある場合とは、自国の防衛に目的を限定したものであり、昭和47年見解で示された従来の憲法解釈の基本的論理の枠の中にあることは明らかであります。政府が再三再四答弁しているように、本法案成立後も国連憲章において、

に行使が認められていると同様のいわゆるフルサイズの集団的自衛権の行使が憲法上、許されるわけではありません。また、事態の認定等において、政府が恣意的な判断、運用ができないような歯どめもかかっており

ます。

存立危機事態の明白な危機の判断基準は、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、態様、推移、日本に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむる犠牲の深刻性と重大性の5要素が国会質疑で明示されました。政府はこれを総合的に考慮して判断を示さなければなりません。存立危機事態とは、横畠法制局長官の答弁にあるように、日本が直接武力攻撃を受けたときと同様な深刻かつ重要な被害が及ぶことが明らかな場合に認定することになります。さらにこの攻撃によって我が国の存立が脅かされ、国民の生命が危機にさらされることが誰の目にも明らかな状態になっても、まだなお武力行使はできないのであります。最後に武力行使を回避する方法がないか、懸命に方策を探さなければなりません。その方策がどこにもないとわかったときに初めて国民の命を守るために必要最小限度の行使を行うものであります。あくまで国民を守るだけの実力行使だけであり、敵を壊滅させるまでの武力行使は我が国においては最後まで禁止されているのであります。これが昨年4月に政府与党によって改めて決定されたものであります。

本文中に憲法違反との指摘がありますが、それに対しては自民党、高村副総裁の自民党役員会での挨拶を引 用させていただきます。「60年前に自衛隊ができたときにはほとんどの憲法学者が違憲と言っていたが、その とおりにしていたら自衛隊もないし日米安保もなかった。日本の平和が保たれていたか極めて疑わしい。私が 批判するのは憲法学者ではなくて学者の言うことを無批判に受け入れる政治家だ」と発言されました。まず、 安保法制を支持する方の主張にも、この意見書にも、また3人の憲法学者が憲法違反であるとの判断を示した というふうにあります。憲法学とは、広辞苑には「憲法及び憲法上の諸現象を研究の対象とする学問」とあり ます。憲法学者とはその研究をしている者です。また、その憲法学者の中でも賛否の判断は分かれております。 では、憲法の解釈について問うべきは果たして誰か。皆さんは昭和34年のいわゆる砂川事件判決をご存じでし ょうか。高村副総裁の発言をさらに引用し、それについて触れさせていただきます。「国会で審議をしている 平和安全法制の中に集団的自衛権の行使容認というものがありますが、これについて、憲法違反である、立憲 主義に反するという主張があります。これに対して、昭和34年のいわゆる砂川判決で示された法理を踏まえな がら、私の考え方を申し述べたいと思います。憲法の番人である最高裁判所が下した判決こそ、我々がよって 立つべき法理であります。言いかえれば、この法理を超えた解釈はできないということであります。砂川判決 は、憲法前文の平和的生存権を用いた上で、『我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために 必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならな い』と言っております。しかも、必要な自衛の措置のうち、個別的自衛権、集団的自衛権の区別をしておりま せん。ここが大きなポイントであります。個別的自衛権の行使は認められるが、集団的自衛権の行使は認めら れないなどということは言っていないわけであります。憲法の番人は、最高裁判所であって、憲法学者ではあ りません。それを否定する人がいたら、そんな人はいないと思いますが、憲法第81条に反し、立憲主義をない がしろにするものであることを申し添えたいと思います」、憲法の番人は、憲法学者ではなく最高裁判所であ るということを法的に証明し、憲法違反でもないことを裁判の判例と国連憲章により実証しております。

1992年のPKO法成立のときにも、今回と同じように戦争に巻き込まれるなど実態に基づかない一方的で無責任な批判を行う人たちがおりました。実態として紛争終了後、生活の基盤を奪われた多くの難民、特に汚れた水を飲み、命を失っていく乳児や不衛生と栄養失調のために病に侵された人たちを救うために、井戸や診療

所をつくり、一発の銃弾も撃たずに任務遂行を果たしてまいりました。その際、多くの現地の人たちが惜しまれての帰国でした。今ではPKOは国民の大半の指示を受けております。にもかかわらず、批判のために批判し、国民を惑わし欺いた人たちはこのことをどう考えているのでしょうか。現地で苦しんでいる人たちを救うために自衛隊が国際貢献することは国際社会の一国として当然のことと考えますが、こうした難民は放っておけとでもいうのでしょうか。

また、さきの閣議決定と法案提起の背景には、我が国を取り巻く安全保障環境の悪化があります。政府は日本を含む各国が紛争や戦争に至らぬよう、日ごろの平和外交を最も重要視しており、その努力も長年にわたって継続してまいりました。そうした努力を重ねても、なお世界においては核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威が拡散し、しかもその軍事技術が著しく高度化しているのであります。また、日本人も犠牲になっている国際テロなど、今やこうした脅威が国境を越えてやってくる危険性も十分にあり得るのです。

こうした中、すき間の多い現状の防衛体制を改め、国民の安全を守るのは国の最大の使命であります。政治が必要な法律や原則を整備することは当然のことであります。それに協力するどころか妨害する人たちは、いざ国民や自分たちが危機にさらされたときにどのように対応しようとしているのか、そのことも考えず、批判だけに繰り返すのは余りにも無責任であります。さらにこうした閣議決定や法案の内容に基づかず、国民の不安をあおるだけの極論は周辺国や国際社会の誤解を招き、大きく国益を損ない、結果として多くの国民を危険にさらすことにつながるのではないでしょうか。その責任はどうとるのでしょうか。

また、学生らで組織しているSEALDsについてマスコミ等で取り上げられております。彼らの主張は、 自分たちが戦争に巻き込まれるから、また、徴兵制反対、戦争反対、言っています。私たち、安保法制賛成す る者も当然ですが、同じく戦争反対です。当たり前です。そして、徴兵制も反対です。昨年4月15日、法案に 賛成する立場の女性や学生らが街頭宣伝活動をしたときのアピールの言葉は、「戦争に反対だから安保法制に 賛成です」でした。当然です。全国民、戦争に反対です。そして、その活動の参加者の意見の一つは、「今の 時代、一国では自国の自由を守れません。安保法制は軍事拡張を進める国々の暴走をとめるための法律です」、 この言葉にあるとおり、一国で自国の自由を守るには永世中立国スイスのように他国に依存せず、自国で徴兵 制を行わなければなりません。スイスは800万人の国民に対し、19歳から34歳の男性全員に国民皆兵制を基盤 にし、15万人の大規模な軍隊を持ちます。安保法制は、徴兵制をとらずに集団的自衛権により国民を守る制度 です。この徴兵制について、本県選出の参議院議員、森まさこ議員の質問に対し、安倍首相は「そんなことは ない、徴兵制というデマについては黙っていられない」と答弁しております。学生らで組織しているSEAL Dsの参加者が恐れていることとは全く逆のことであり、誤解であります。その誤解をとることを怠り、万が 一にも国民を守れなくなってしまう事態が起こってはなりません。我が日本国が切るべきかじの方向は、最高 裁判所の判例と国連憲章が示す方向であり、軍備拡大している国から我が日本国家、日本国民を守り切ること です。そして、アジアの平和、世界の平和をなし遂げること、それが日本国と国民の責任であり、未来を担う 子供たちへ引き継ぐべきものであります。

以上の主張により、本請願書に反対させていただきます。皆様のご賛同をお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。大変長い討論になったことをおわび申し上げます。ご賛同よろしくお願いします。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第9号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第1号 国際平和支援法及び平和安全支援法の廃止に向けた請願書を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長(諸根重男君) 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択することに決しました。

これより陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第6号 「安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制整備法)の廃止を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書を採決いたします。

陳情第6号 「安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制整備法)の廃止を求める意見書」を国に 提出することを求める陳情書について申し上げます。

お諮りいたします。既に同じ内容の請願第1号が不採択とされておりますので、陳情第6号 「安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制整備法)の廃止を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書

は不採択とされたものとみなしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は不採択されたものとみなします。

これより陳情第8号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎陳情第2号、第4号、第5号、第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第3、これより、陳情第2号、第4号、第5号及び第7号を一括議題といたします。 本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

[5番 鈴木隆司君登壇]

○5番(鈴木隆司君) 産業常任委員会よりの審査報告でございます。

第394回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から7番までは記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第2号、第4号、第5号及び第7号の審査結果は、次のとおりであります。 陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国・県の関係機関に、福島県の最低賃金を政労使合意内容に沿った引き上げと、その早期発効についての意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第4号 「労働時間と解雇の規制強化を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書。

本件は、国の関係機関に、長時間、過密労働などにより労働時間や解雇に対する規制の強化について意見提出することを求める陳情書であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書。

本件は、国の関係機関に、全国一律の最低賃金制度の確立等、地域格差を縮小させるための施策、中小企業 負担軽減による支援策など、政労使合意に基づく最低賃金の大幅な引き上げについて意見の提出を求める陳情 書であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第7号 町道東郷1号線、東郷19号線の舗装に関する陳情。

本件は、東郷団地に接続する町道東郷1号線及び東郷19号線の早急な現道による舗装整備についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長(諸根重男君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第4号 「労働時間と解雇の規制強化を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書を 採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第7号 町道東郷1号線、東郷19号線の舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第23号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第4、これより、議案第23号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号 及び第37号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、11番、角田秀明君。

[11番 角田秀明君登壇]

○11番(角田秀明君) 第1予算特別委員会審査結果報告書。

第394回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から7番まではご案内のとおりでございますので、割愛させていただきます。

8、審查結果。

当委員会に付託されました議案第23号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号及び第37号の審査結果は、次のとおりです。

議案第23号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算(第6号)。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,380万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億1,963万1,000円とするもので、あわせて繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税 1 億4,670万2,000円、国庫支出金 1 億5,218万7,000円、寄附金924万8,000円、諸収入1,539万円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料7,363万9,000円、県支出金5,470万3,000円、町債 1 億6,990万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が東日本大震災復興交付基金積立金等により2億3,637万5,000円、民生費が年金生活者等支援臨時福祉給付金等により4,921万6,000円、農林水産業費が大雪による農業災害対策事業補助金等により2,906万5,000円をそれぞれ増額し、土木費が公共下水道事業特別会計繰出金等により2,891万1,000円、消防費が防災行政無線システム設置工事等により1億8,124万1,000円、教育費が教育施設除染対策事業等により2,943万9,000円、公債費が繰り上げ償還による事業費組み替え等により6,055万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

繰越明許費の補正については、災害公営住宅整備事業を初め22事業について、年度内完了が困難なことから

それぞれ繰越明許費として翌年度に繰り越すものであります。

地方債の補正では、一般補助施設整備等事業債の限度額を増額し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業債、防災基盤整備事業債、農業施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ減額するもので、県営農道整備事業債については廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,458万2,000円とし、あわせて一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。平成27年度当初予算と比較して、3.7%の減となっております。

討論に入り、安井委員から、昨年の消費税の値上げにより町民の生活は厳しくなっており、会計運営上、基金をある程度残さなければならないのは理解するが、基金の充当により町民負担の軽減策を講じる必要があることから、本案に反対する意見、一方、熊田委員から、基金の積み立ては不測の事態に備えたものであり、その取り崩しや財源の充当など、会計運営における十分な積算、検討の上、適正な予算編成が行われているので、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,674万9,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金の限度額を定めるものであります。平成27年度当初予算と比較して、6.9%の増となっております。

討論に入り、安井委員から、受益者に対する消費税負担分が昨年から値上げされており、新年度においても厳しい経済状況を考慮し、町でも負担軽減策を講じる必要があることから、本案に反対する意見、一方、鈴木隆司委員から、公共下水道事業の会計運営において、その収支バランスを考慮した適正な予算編成と認め、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 平成28年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、あわせて一時借入金の限度額を定めるものであります。平成27年度当初予算と同額となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,272万6,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金の限度額を定めるものであります。平成27年度当初予算と比較して、27.8%の増となっております。

討論に入り、安井委員から、農業集落排水使用料も公共下水道同様に昨年からの消費税値上げの対象であり、 町民生活の厳しい中において負担軽減対策を講じる必要があることから、本案に反対する意見、一方、熊田委 員から、収支バランスを考慮した適正な予算編成と認めるため、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、 賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,042万7,000円とし、あわせて一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。平成27年度当初予算と比較して、3.5%の増となっております。

討論に入り、安井委員から、昨年の消費税の値上げに加え介護保険料も値上げされるなど介護差別がふえて

いる中、何らかの対応策を講じる必要があることから、本案に反対する意見、一方、鈴木一夫委員から、新年 度による介護保険特別会計の運営において適正な予算編成を認めるため、本案に賛成する意見があり、挙手採 決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,620万2,000円とし、あわせて一時借入金の限度額を定めるものであります。平成27年度当初予算と比較して、6.1%の増となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 平成28年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入予算の予定総額を4億1,011万8,000円とし、収益的支出予算の予定総額を4億5,360万4,000円とするものであります。平成27年度当初予算と比較して、収益的収入では0.7%の減、収益的支出では0.1%の減であります。

資本的収支予算については、収入予定総額が3,716万2,000円に対し、支出予定総額では2億817万9,000円とするものであります。差し引き不足する額については、当年度消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補塡するものであります。

また、一時借入金の限度額、議会の議決を要する流用経費、棚卸資産の購入限度額についてもあわせて定めるものであります。

討論に入り、安井委員から、消費税の値上げなど、町民の生活が厳しい中において、町民の負担軽減など何らかの対応策を講じる必要があることから、本案に反対する意見、一方、熊田委員から、企業会計として収支バランスを考えた適正な予算編成であると認めるため、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長(諸根重男君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番(安井敬博君) 議案第31号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計予算、議案第32号 平成28年度矢 吹町公共下水道事業特別会計予算、議案第34号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算、議案第35 号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計予算、議案第37号 平成28年度矢吹町水道事業会計予算に、反対の立 場で討論をさせていただきます。

議案第31号 国民健康保険特別会計予算についてでありますけれども、ご承知のようにリーマンショック、 それに続く東日本大震災、原発事故、こういった要因によって、町民の生活は大変厳しさを増しております。 昨年は消費税率の5%から8%への値上げもあり、そのような中で震災の傷跡も残る中、いまだに町民の生活はもとに戻っておりません。このようなことを鑑み、会計運営上は基金も残しておかなくてはならない。それも理解できますけれども、今こういうときであるからこそ、その基金の一部を充当するなどして町民負担の軽減策を講じる必要があると考えます。そういった立場から31号に対して、反対をさせていただきます。

続きまして、議案第32号 公共下水道事業特別会計予算、議案第34号 農業集落排水事業特別会計予算、議 案第37号 水道事業会計予算についても同様に、町民生活いまだに苦しい中にあり、昨年の消費税率の値上げ、 こういったものが受益者に対しても転嫁されている、こういったことも何らかの予算、財政調整基金なども活 用する、そういったことも考えられます。これによって、町民の負担軽減する、こういったことが必要である と考えることから、反対をさせていただきます。

最後に、議案第35号 矢吹町介護保険特別会計予算についてでありますが、これについても先ほどの議案と同様に、町民生活が大変厳しい中、介護保険料の値上げが昨年されております。これについても町民の生活を鑑み、何らかの負担軽減策を講じるべきである、こういった立場から反対をさせていただきます。

議員の皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

7番、竹元孝夫君。

〔7番 竹元孝夫君登壇〕

○7番(竹元孝夫君) 議案第31号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論 いたします。

被保険者数の減少、農業所得等の減少による税収減に厳しい財政の中、保険料率を変更することなく予防医療として、人間ドック、特定健診の実地、レセプト点検等の徹底、医療費通知やジェネリック医薬品使用促進等の啓発活動により医療費の抑制に努めております。

よって、この案は適正かつ安定した運営がなされていると考えますので、本案に賛成いたします。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

10番、栗崎千代松君。

[10番 栗崎千代松君登壇]

○10番(栗崎千代松君) 議案第32号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成28年度公共下水道事業予算においては、厳しい財政運営の中、健全な財政基盤の確立と適正な住民サービスの提供を図るため、国庫補助事業である汚水処理交付金により公共下水道受益地の拡大を図り、居住環境の向上、自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図るものであります。また、国庫補助事業によりストックマネジメント計画策定のための予算が計上されており、老朽施設の計画的な更新計画を策定し、将来的な施設更新費用の縮減を目指す内容であります。さらに東日本大震災からの復興を進める中において、施設の適切な管理、運営を行い、町民に寄り添った予算編成であると考え、大いに評価するものであります。

このように公共下水道事業の課題に取り組む適切な予算であると考えますので、本案に賛成いたします。議

員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

15番、鈴木一夫君。

[15番 鈴木一夫君登壇]

○15番(鈴木一夫君) それでは、私は、議案第34号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算及び 議案第37号 平成28年度矢吹町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、議案第34号でございますが、平成28年度農業集落排水事業予算においては、皆様ご存じのとおり、厳しい財政運営の中、健全な財政基盤の確立と適正な住民サービスの提供を図るために、国庫補助事業であります農業集落排水処理施設機能強化事業により、本村地区の老朽化した汚水処理施設の更新事業が計画をされており、農村生活環境の向上、自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図るものであります。さらに東日本大震災からの復興を進める中においても、施設の適切な管理、運営を行い、町民に寄り添う予算編成であると評価をいたします。

このように農業集落排水事業の課題に取り組む適切な予算であると考え、本案に賛成をするものであります。 議案第37号につきましても、平成28年度水道事業予算においては、水道施設の老朽化に対応する修繕費の増加等により、厳しい公営企業運営の中、健全な財政基盤の確立と適正な住民サービスの提供を図るため、安心・安全な水道水の供給、公衆衛生の向上、生活環境改善を図る内容となっております。議案第34号同様でありますが、東日本大震災からの復興を進める中において、施設の適切な管理、運営を行い、町民に寄り添った予算編成であると評価をいたします。

このように水道事業の課題に取り組む適切な予算であると考えますので、本案に賛成をいたします。 第34号、第37号につきまして、皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番(鈴木隆司君) 私は、議案第35号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

全国的に少子高齢化が進んでおり、当町もその例外ではございません。介護保険のサービスにかかわる給付金も年々増加していることから、今年度介護保険の見直しを行ったものでございます。必要なサービスを給付するための予算計上であり、また介護予防のための事業として地域支援事業等についても、例年以上に取り組む予算内容となっております。

よって、本案に賛成するものでございます。議員の皆様のご理解、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第23号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号 平成28年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第34号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第35号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第36号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第37号 平成28年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休議をいたします。

(午後 3時08分)

○議長(諸根重男君) それでは、再開いたします。

(午後 3時19分)

◎議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号の委員長報

○議長(諸根重男君) 日程第5、これより、議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号及び第30号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

告、質疑、討論、採決

第2予算特別委員会委員長、4番、佐藤幸市君。

[4番 佐藤幸市君登壇]

○4番(佐藤幸市君) 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第394回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

第2予算特別委員会審査結果報告書、1番から6番は記載どおりですので、割愛させていただきます。 第7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号及び第30号の審査結果は、

次のとおりです。

議案第24号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ734万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7,014万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税230万円、療養給付費交付金272万9,000円、県支出金2,359万6,000円及び諸収入369万4,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金4,450万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費371万9,000円、保健事業費362万4,000円をそれぞれ減額し、あわせて総務費、 後期高齢者支援金等及び介護納付金の財源を補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,730万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,957万4,000円とするもので、あわせて繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、諸収入1,562万円及び町債820万円を増額し、繰入金4,097万円などを減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費1,320万円及び公債費410万円をそれぞれ減額し、あわせて事業費の財源を補正するものであります。

繰越明許費の補正については、公共下水道施設整備事業の年度内完了が困難なことから、総額2,871万3,000 円を翌年度に繰り越すべき事業費として設定するものであります。

地方債の補正では、公共下水道事業債の限度額を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ315万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,552万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料21万円、繰入金294万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費190万円及び公債費125万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ925万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億796万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料204万4,000円を増額し、国庫支出金315万3,000円、支払基金交付金390万8,000円、県 支出金200万4,000円及び繰入金223万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、基金積立金550万5,000円を増額し、保険給付費1,220万円、地域支援事業費175万5,000円などを減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ141万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,455万円とするものであります。

歳入では、繰入金141万1,000円を増額するものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金141万1,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 平成27年度矢吹町水道事業会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の収益的収支予定額のうち、収益的収入予定額に875万4,000円を追加し、収益的収入予定総額を4億2,316万9,000円とし、収益的支出予定額には372万8,000円追加し、収益的支出予定総額を4億6,558万3,000円とするものであります。

収益的収入の内容は、営業収益875万4,000円を増額するものであります。

収益的支出の内容は、営業費用372万8,000円を増額するものであります。

また、資本的収支補正予算では、既定の資本的収支予定額のうち、資本的収入予定額に1,080万4,000円を増額の上、収入予定総額を4,374万円とし、資本的支出予定額には570万円を増額し、支出予定総額を2億5,748万円とするものであります。

資本的収入の内容は、負担金1,080万4,000円を増額するものであります。

資本的支出の内容は、水道管布設工事等にかかわる建設改良費570万円を増額するものであります。あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補塡財源について補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成28年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額を70億1,000万円として、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金の限度額及び歳出予算の流用について定めるものであります。平成27年度当初予算額と比較して、21.2%の減となっております。

討論に入り、青山委員から、多くの町民は生活に密着した道路整備や街路灯設置などの生活環境の改善を望んでおり、さらに国保や介護保険料などの社会保障の充実、負担の軽減に対する要望もあるが、こうした町民の要望が新年度の予算には十分に反映されていないこと、また複合施設の建設設計が十分に見えてこないことから町政に対して疑義を生じるため、本案に反対する意見、一方、栗崎委員から、新年度予算においては役場組織の改編による行政サービスの充実、その展開を含め、厳しい財政事情を考慮し、その効果的な事務事業の投資を十分に踏まえた配分による全体的なバランスを熟慮した予算編成であることから、本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

◎会議時間の延長

○議長(諸根重男君) ここでお諮りいたします。時間を延長して会議を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番、藤井精七君。

[14番 藤井精七君登壇]

○14番(藤井精七君) 議案第30号 平成28年度矢吹町一般会計予算に、反対の立場で討論いたします。

小学校統合調査研究事業が28年度に出されているように少子高齢化の流れが加速する今、この課題はどこの自治体でも避けて通ることはできません。町の20年前の2万4,000人人口構想は夢のまた夢に終わりました。そうした中で各自治体とも、いろんな施策を出し、少子高齢化対策の手段として打ち出しております。近隣町村でも学校給食費の助成や保育料の無料、住民に見える施策です。町も子供、未来の矢吹町を担う子供たちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子供たちが心豊かに学び成長する町をつくりますと掲げておりますが、子ども・子育て支援関連制度を活用して、質の高い保育提供、保育の量的拡充を図ると主な事業を12ほど掲げておりますが、子育て支援関連制度の活用はもちろんですが、財政調整基金を活用し、矢吹町はこれで子育てを支援していくというような特色ある目に見える、そして定住者をふやし移住者も呼び込む、そういう大きな施策が必要です。また、国民保険で介護保険料も町民には大きな負担になっています。国保基金を使っての国保の引き下げも約2,700万円で1世帯1万円の引き下げも可能です。町民が目に見える町政、暮らしを守る町政、そうした予算が平成28年度一般会計予算の編成には反映していないと思います。

よって、私は、議案第30号 平成28年度一般会計予算に反対するものです。ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

10番、栗崎千代松君。

[10番 栗崎千代松君登壇]

○10番(栗崎千代松君) 議案第30号 平成28年度矢吹町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成28年度当初予算編成につきましては、いまだ続く東日本大震災による影響や原子力災害への継続的な対策を図りながら、さらに復興を加速化させ、新しい矢吹町の創生を目指す矢吹創生の実現に十分に応える予算編成の内容となっており、評価すべきものであると考えています。特に評価すべきことは、復興におくれが生じないよう確実に推進するため、道の駅推進事業、総合運動公園用地利活用事業、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業を重点プロジェクトとして定め、再生、復興を目指し全力で取り組んでいることが認められます。また、復興、地方創生として、中心市街地再生、企業誘致、雇用創出などの推進により、産業振興のまちづくりに取り組んでいること、子育て支援として出産や育児に係る家庭の負担を軽減するなどの支援策を拡充する

とともに、町民が生き生きと健康な暮らしを続けるため、健康増進の町に取り組んでいること、さらに協働のまちづくりとして、矢吹町の強みを生かし、矢吹町のよさを広くPRするため、自信と誇りを持ち、人と人がつながる情報発信のまちづくりを推進するほか、町民、行政区、町民活動団体、事業者、行政などが連携、協力をし、相乗効果を発揮する郷土愛と参加によるまちづくりに取り組んでいること、これらは復興の実現、矢吹創生の実現へ向けて大きな意義をもたらすものと考えます。

平成28年度当初予算における、「人」「支えあい」「子ども」「仕事」「くらし」「復興」「計画実現のために」の7つ分野において掲げられた施策の展開、事業の取り組みは、町民のニーズを的確に捉え、生活の安全、福祉の充実を図り、調和と均衡がとれた予算編成であると考えられ、復興から創生へ、すなわち矢吹創生として輝かしい未来が大いに期待できるものであります。なお、全ての予算において、健全財政を基本とし、受益者の給付と負担の公平を図りながら、自主財源の的確な把握と確保はもとより、一般経常経費の抑制や後世への負担となる町債の縮減にさらに努めていただき、より一層の経営努力を重ねられることを期待しております。

今後も求められる早期の復興、発展に対し、行動力のある野崎町政に期待しつつ、適正かつ安定した行政運営が行われる予算であると考え、本案に賛成をいたします。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長(諸根重男君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第24号 平成27年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。 お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号 平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。 お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号 平成27年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。 お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第27号 平成27年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号 平成27年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号 平成27年度矢吹町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号 平成28年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(諸根重男君) 起立多数であります。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしましたが、ここで会期中に特別委員会からの発委及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を 開催するため、暫時休議をいたします。

(午後 3時48分)

○議長(諸根重男君) それでは、再開いたします。

(午後 4時09分)

◎日程の追加

○議長(諸根重男君) 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番(熊田 宏君) それでは、報告させていただきます。

会期中に、議員及び特別委員会から発議6件、条例の制定による発委1件の追加議案が提出されました。また、議員の派遣について、その取り扱いについて、議会事務局長から説明を求め協議させていただきました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議を行うことに協議が成立いたしました。皆様のご審議よろしくお願いします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長(諸根重男君) お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し議題に したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第6、これより発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びそ の危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書(案)を議題といたします。

事務局長に発議第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(諸根重男君) 提出者の説明を求めます。

8番、大木義正君。

[8番 大木義正君登壇]

○8番(大木義正君) それでは、朗読させていただきます。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める 意見書(案)。

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。この突然の動きによって、文字どおり脳は頭蓋内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に科学的な変化を生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重にみえるあるいはぼやけて見える、

頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、 集中力の低下等、複雑かつ多彩であり、また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ケ月間発症しないこともあります。(一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下IRB(脳しんとうガイドライン)でしかみられません)

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、 視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数ケ月かかることがあり、まれには、永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生 します。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなりますし、死に至る場合 (セカンドインパクト症候群) もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

この病態は、脳しんとうを受傷した選手を評価する標準的なマニュアルであるSCAT (スキャット) において客観的な診断方法が確立されており、既に、国際オリンピック委員会を始め、国際サッカー連盟等で採用され、その診断マニュアルにおいて各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されています。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更に 平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出 され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」 の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後 手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独、を感じ、最 悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に羅患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引き こもるか施設に預けられるかの2者択一になっているのが現状でございます。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査の遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、国におかれましては、上述の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望します。

記

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について。

1、教育機関での周知徹底と対策。

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、SCAT (スキャット)の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頚部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本 人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、 経過観察を促すこと。

2、専門医による診断と適切な検査の実施。

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学的検

査の受診も義務付けるとともに、SCAT(スキャット)による診断を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3、周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置。

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、 国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4、園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止。

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査 機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月14日。

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、厚生労働大臣殿、文部科学大臣殿。 福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

○議長(諸根重男君) これより発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第7、これより発議第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を 求める意見書(案)を議題といたします。

事務局長に発議第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(諸根重男君) 提出者の説明を求めます。

8番、大木義正君。

[8番 大木義正君登壇]

○8番(大木義正君) それでは、朗読いたします。

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書(案)。

「奨学金」利用者は年々増加し、現在、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用している。その背景は、1つに、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっている。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになっております。

一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいる。はじめから「安定した収入を得て返済する」という制度の前提がいまでは大きく崩れているといわざるを得ません。

OECD加盟国34ヶ国の内、半数近くの国は大学の授業料は無償で、32ヶ国に公的な奨学金制度があり、大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけであります。

持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化、人口減少や地方の衰退に歯 止めをかける上で極めて重要な課題となっております。

よって、矢吹町議会は、国に対して給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める次の事項に ついて強く要望します。

記

- 1、速やかに大学等において、国として新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度導入と高等学校等含めて拡充を図ること。
 - 2、現在の貸与型奨学金制度の改善を図ること。
 - 3、大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月14日。

内閣総理大臣殿、衆議院議長殿、参議院議長殿、財務大臣殿、文部科学大臣殿、厚生労働大臣殿。福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

○議長(諸根重男君) これより発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書(案)

は、これを提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第8、これより発議第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書(案)を議題といたします。

事務局長に発議第3号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(諸根重男君) 提出者の説明を求めます。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番(大木義正君) それでは、朗読いたします。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書(案)。

いま、高齢者の生活は、毎年のように市町村住民税、介護保険料、国民健康保険料が引き上げられ、消費税 8%増税と物価上昇によりかつてなく苦しくなっています。しかも、唯一の生活の糧である年金は、「特例水準の解消」を理由に2013年から3年連続で2.5%削減され、昨年4月にはマクロ経済スライドの発動により、さらに0.9%も減額されました。この制度は今後30年間にわたって適用されることが決まっており、物価・賃金の上昇にかかわらず実質年金が下がり続けることは明らかです。

年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が2,000万人にも増大し、 年収200万円以下のワーキングプアが1,100万人を超える異常な状態となるなか、「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。

年金はそのほとんどが消費に回ります。年金の引き下げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、年金が増えれば地域の消費も増え、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になります。

高齢者が地域で安心・安全・健康で長生きできること、地域のつながりとまちづくりに貢献できることは地 方自治体にとっても大いに役立つことです。

よって、下記事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2、年金の支給開始年齢は、これまで以上に引き上げないこと。

平成28年3月14日。

内閣総理大臣殿、財務大臣殿、厚生労働大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

○議長(諸根重男君) これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第9、これより発議第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書 (案)を議題といたします。

事務局長に発議第4号を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(諸根重男君) 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番(鈴木隆司君) それでは、朗読いたします。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円(時間額)を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需

の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、来年4月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で705円となっておりますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの8年間全国水準で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、矢吹町議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望します。

記

- 1、福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図ること。
 - 2、福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
 - 3、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- 4、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月14日。

内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、福島労働局長殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

以上でございます。

○議長(諸根重男君) これより発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第10、これより発議第5号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書(案)を議題といたします。

事務局長に発議第5号を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(諸根重男君) 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

[5番 鈴木隆司君登壇]

○5番(鈴木隆司君) それでは、朗読いたします。

労働時間と解雇の規制強化を求める意見書(案)。

健康で文化的な生活が保障される社会を実現させるためには、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制と 安定した雇用が必要であります。働く現場では、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働、 常に雇用不安に苛まれる非正規雇用が広がり、心身の健康を損なう人が後を絶たちません。「過労死等防止対 策推進法」の制定後もなお、過労死や過労自死する人が続出する事態にあり、そこからの脱却は急務でありま す。

こうしたおりに、労働時間や解雇の規制を緩和し、不安定な派遣労働を広げることは、より深刻な状況をもたらすものであります。心身の健康を無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、労働時間の短縮と安定した雇用を実現するための法制度の整備こそが求められております。

記

- 1、労働基準法の改正においては、「労働時間規制の適用除外の拡大」(高度プロフェッショナル制度)や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」は行わず、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働について、規制強化を図ること。
- 2、期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会をめざし、労働者派遣法を早急に改正すること。 改正にあたっては、派遣労働は臨時的・一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等優遇を保障す ること。
- 3、解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月14日。

内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

○議長(諸根重男君) これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第11、これより発議第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)を議題といたします。

事務局長に発議第6号を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(諸根重男君) 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番(鈴木隆司君) 朗読いたします。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)。

政府の統計により、雇用労働者の4割が非正規雇用になり、4人に1人が懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアという状況にあることが明らかになりました。こうした不安定雇用と低賃金は、とりわけ若者の自立や結婚、出産・育児等にも影響を与え、社会問題となっております。賃金の引き上げにより「経済の好循環」を実現することは緊急の課題であります。

その点で、地域別最低賃金がきわめて低い水準にあることは問題であります。2015年の地域別最低賃金は、 最高の東京都で時給907円、福島県では705円、最も低い県では693円となっております。福島県においては、 フルタイムで働いても月収は12万円余りにすぎず、自立した生活を送ることはできません。

また、福島県と東京都では、同じ仕事をしても時給で202円、月額換算で3万円余の格差があるため、若い

労働者の県外流出の原因ともなっております。原発事故からの復興をめざす福島県にとって、こうした地域間 格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げることが必要であります。

2010年の「雇用戦略対話」では、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、 2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした「政労使合意」も確認されております。最低賃金の引き上げ のためには、欧米諸国のように政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じる必要があります。

記

- 1、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策をすすめること。
- 2、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免 制度を設けるなど中小企業への支援策を拡充すること。
- 3、2010年6月の雇用戦略対話にもとづく政労使合意を2020年までに確実に実行し、最低賃金の大幅引き上げを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月14日。

内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

○議長(諸根重男君) これより発議第6号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)は、これを 提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号の意見書は提出することに決しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(諸根重男君) 日程第12、これより発委第1号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例(案)を議題といたします。

事務局長に発委第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(諸根重男君) 提出者の説明を求めます。

議会活性化等調査特別委員会委員長、9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番(熊田 宏君) それでは、発委第1号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例(案)の制定について、議会活性化等調査特別委員会から提案させていただきます。

まず、議会政務活動費の交付に関する条例の内容について説明させていただきます。

本案については、地方分権の推進を踏まえ、地方議会における政策形成等の機能の充実強化のため、地方自治法の規定に基づき、議員個々または会派による調査・研究、その他の活動に資する政務活動費の交付とその所定の手続等について、提案させていただきました。

条文についてはお手元に配付のとおりであります。

政務活動費については、議員または会派がそれぞれ所定の政務活動の使途、目的に応じた経費として、議員 1人当たり月額2万円、年額にして24万円を申請に応じて、概算払により交付するものであります。さらに、 政務活動の実施に応じた研修等の届け出、その報告、活動費収支報告、その精算を義務づけるとともに、収支 報告書等の公開についても定めるもので、所定の詳細手続等に関しては別に規定し、あわせてその運用を図る ものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議お願い申し上げます。

なお、本条例の制定に当たり、これまでの調査・検討の期間、前大木義正委員長を初めとする本特別委員会の委員である議員の皆さんには、活発な発言等により当委員会の活動そのものが活性化であると同時に大変なご尽力をいただきましたことを申し添えます。 4年間本当にありがとうございました。今後、議会のさらなる活性化をご祈念申し上げます。

また、企画経営課の阿部正人課長を初めとする執行部の皆さん、大変お世話になりました。ありがとうございました。さらに、水戸邦夫議会事務局長、角田哲也議会事務局次長、佐久間まゆみ臨時事務補助員の議会事務局のお三方には、本条例のみならず議会基本条例に関する法制執務においても、まさに身を削るご努力をされた上で完璧な準備をしていただきました。そのおかげで本特別委員会審議が円滑に進み、本日を迎えることができました。あなた方がいなければ、これらの条例の制定にはあと数年の時間を要したはずであり、本議会での条例制定には至っていないと断言できます。矢吹町と町民を愛するその崇高な精神と多大なるご尽力に対しまして敬意を表させていただきますとともに、そのご労苦に衷心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長(諸根重男君) これより発委第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発委第1号を採決いたします。

お諮りいたします。発委第1号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例(案)は、これを可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長(諸根重男君) 日程第13、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

以上で本日の議案審議は全部終了いたしました。

◎町長発言

○議長(諸根重男君) なお、ここで町長より発言が求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 改めて議場の皆さん、こんにちは。

それでは、発言をさせていただきます。

第394回矢吹町議会定例会最終日に、諸根議長を初め議員の皆様にご理解を賜り、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案が、議員皆様のご理解のもと、全議案原案どおり可決いただきましたこと、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

発言をお願いいたしましたのは、専決処分についてであります。

今議会でも答弁させていただきましたとおり、復興及び地方創生へ向けた各分野における取り組みが急務となります。特に地方創生においては、国の交付金等の優位な財源の確保に向け、最大限努力し効果的な事業の推進をしていかなければならないと強く認識しており、必要に応じて補正予算について専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご了解をお願いいたします。

さて、議員の皆様におかれましては、本議会をもって改選を迎えることになりました。これまで町政発展に ご尽力いただきましたご苦労に対し、この場をお借りいたしまして町民を代表し改めて感謝申し上げますとと もに、今後もご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議会を最後に後進に道を譲り、ご勇退なされる方々におかれましては、町発展に対するこれまでの ご尽力に対し重ねてお礼を申し上げるところであります。ありがとうございました。

また、今回再選を期される皆様におかれましては、心からご健勝を祈念するものであり、矢吹町の復興、そして地方創生へ向け、引き続きご活躍いただけることを切に希望するものであります。

以上で私からの発言とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長発言

○議長(諸根重男君) 続きまして、私から、本定例会を最後にこの3月31日で退職される町管理職の方々が議場におられますので、一言お礼を申し上げたいと思います。

総務課長、藤田忠晴さん、会計管理者兼出納室長、白坂惠悟さん、そして、議会事務局長、水戸邦夫さんに おかれましては、長年、町政の進展にご尽力されるとともに、議会運営及び審議に多大なご協力、ご指導をい ただき、心から感謝申し上げます。

皆様のそれぞれの在職中の功績は、町政の歴史に刻まれるものと確信しております。今後は健康に十分留意され、ご自分の生活を楽しんでいただきたいと思います。また、新天地においては長い行政経験を生かされ、町政、議会活動に温かいご指導、ご協力をいただけますようお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。長きにわたり、まことにありがとうございました。

最後に、我々議員は今議会が任期最後の議会となり、その会議が終了することとなりました。任期中、これまでさまざまなことがありました。東日本大震災からの復旧・復興と原発事故による放射性物質の除染対策など、町民の皆様を初め執行機関の皆様と一丸となって頑張ってまいりました。そして、震災から5年を迎え、復旧から復興へと着実に推進する中、新たなまちづくりもスタートすることができました。また、前栗崎議長からのバトンを引き継ぎ、議会の活性化とその運営に当たり2年間大過なく務めることができました。これもひとえに同僚議員の皆様と町長を初めとする町職員の皆様のご協力のたまものと感謝申し上げるとともに、矢吹町のますますの発展をご期待申し上げ、お礼の言葉といたします。

◎閉会の宣告

○議長(諸根重男君) 以上で本例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力よろしくお願いします。

これにて、第394回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 5時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 28 年 6 月 8 日

議 長

署名議員 安井敬博

署 名 議 員 薄葉 好弘